

令和元年度 整備主任者研修 法令研修資料

【四国運輸局地域教材】



四国運輸局自動車技術安全部整備・保安課

目 次

第一章 整備事業関係

1	大型車の車輪脱落事故が増加！特に左後輪に注意！ 〔平成30年10月19日 報道発表資料〕	1
2	大型トラック・大型バスのスペアタイヤの点検が義務化されます 〔平成30年6月27日 報道発表資料〕	12
3	自動車点検基準等の一部を改正する省令等の公布について 〔平成30年6月27日 国自整第73号〕	13
4	三菱ロジスネクスト株式会社から報告があった不適切な分解整備作業について 〔平成30年4月24日 報道発表資料〕	24
5	大型特殊自動車メーカー6社から報告があった不適切な分解整備作業について 〔平成30年6月20日 報道発表資料〕	27
6	大型特殊自動車メーカー3社から報告があった不適切な分解整備作業について 〔平成30年11月22日 報道発表資料〕	30
7	大型特殊自動車メーカー2社から報告があった不適切な分解整備作業について 〔平成31年4月26日 報道発表資料〕	33
8	外国人技能実習制度（自動車整備職種）の適正運用と実習生保護へ 〔平成30年8月3日 報道発表資料〕	36
9	自動車整備分野における外国人の受入れ（在留資格：特定技能）	40
10	道路運送車両法の一部を改正する法律概要	51
11	「自動車分解整備事業の認証関係業務の取扱いについて」の一部改正について 〔令和元年7月31日 四運技整第104号の2〕	54
12	「自動車整備士技能検定合格証明書交付申請について」の一部改正について 〔令和元年8月19日 四検委第13号〕	81

第二章 検査業務関係

1	事故自動緊急通報装置に関する国際基準を導入します 〔平成30年7月18日 報道発表資料〕	84
2	つけて走って広げよう、地域の魅力！〔平成30年9月4日 報道発表資料〕	90
3	街頭検査における車検切れ車両の対策を強化します 〔平成30年9月12日 報道発表資料〕	94
4	完成検査の実施方法等を明確化し、適切な完成検査の確保を図ります 〔平成30年10月12日 報道発表資料〕	95
5	車線変更支援機能に関する国際基準を導入します 〔平成30年10月16日 報道発表資料〕	97
6	水素燃料電池二輪自動車等の国際基準を導入します 〔平成30年12月28日 報道発表資料〕	100
7	セミトレーラによる建設資材等の運搬方法について、安全性を確保しつつ、基準を緩和します。 〔平成31年2月27日 報道発表資料〕	103

8	目に見えない故障も車検で発見！〔平成31年3月13日 報道発表資料〕	105
9	「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の作動をビデオで解説します 〔平成31年4月16日 報道発表資料〕	107
10	チャイルドシートの取り付けに関する警告ラベルの図柄が統一されます 〔令和元年5月28日 報道発表資料〕	108
11	OCR記入時のお願い	113
12	OCR印刷時のお願い	114
13	平成30年4月1日から自動車の検査登録手数料が変わります！	116
14	次回車検の重量税額がインターネットで分かるようになりました。	117
15	自動車の前面ガラスへ貼付するステッカーの指定について 〔平成31年1月24日 国自技第208号〕	118
16	改元に伴う自動車の定期点検整備促進運動で使用する「点検整備済ステッカー」の様式の追加について	126

第三章 独立行政法人自動車技術総合機構関係

1	審査事務規程の一部改正について（第18次改正） 〔平成30年7月19日 報道発表資料〕	129
2	審査事務規程の一部改正について（第21次改正） 〔平成31年2月28日 報道発表資料〕	131
3	審査事務規程の一部改正について（第23次改正） 〔令和元年5月10日 報道発表資料〕	137
4	受検者の皆様へ	139

第四章 軽自動車検査協会関係

1	軽自動車検査協会の業務等について	142
2	軽自動車検査協会からのお知らせ（コールセンター電話番号一覧）	147
3	構内・検査コースの事故防止について	148
4	お願い	149
5	警告灯が点灯又は点滅している自動車について	154
6	受検者の皆様へ	155
7	すれ違い用前照灯の計測方法の変更について	158

8	検査の高度化機器の本格運用を行います	160
9	諸元測定した車両の写真撮影について	162
10	車両番号標取付け注意喚起について	163
11	申請案内サイトの公開について	164
12	次回重量税額メール通知サービスについて	165
13	OCRの記載について	166
14	持込検査を受ける認証工場の皆様へ	167
15	軽自動車OSS開始のお知らせ	168
16	構内徐行運転にご協力ください	170

第五章 参考資料

1	検査不合格時のお願い	171
2	自動車分解整備事業者の遵守事項について	172
3	電気自動車等の整備業務に関する特別教育を定めます 〔令和元年7月29日 厚生労働省 報道発表資料〕	174
4	景品表示法の概要について（消費者庁パンフレット「事例でわかる景品表示法」抜粋）	177
5	中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き（令和元年8月5日版 中小企業庁）	184
6	自動車整備事業の認証、指定優良認定等に関する集計結果【全国 平成30年度】	203
7	自動車整備事業の認証、指定優良認定等に関する集計結果【四国 平成30年度】	207
8	問合せ一覧（令和元年8月時点）	211
9	定期点検の間隔及び自動車検査証の有効期間に関する整理表	216



平成 30 年 10 月 19 日
自動車局整備課

大型車の車輪脱落事故が増加！特に左後輪に注意！

～ 平成 29 年度大型車の車輪脱落事故発生状況を受けて ～

平成 29 年度のホイール・ボルト折損等による大型車の車輪脱落事故発生件数は 67 件（うち人身事故 2 件）で、前年度に比べ 11 件増加し、近年、同事故の発生件数は増加傾向にあります。

これから冬用タイヤの交換作業を迎えることから、タイヤ交換時の適正な作業の実施、一定距離走行後の増し締めなど、確実なチェックが重要です。

1. 事故発生状況

平成 29 年度の大型車（車両総重量 8 トン以上のトラック又は乗車定員 30 人以上のバス）のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故の発生状況は別紙 1 のとおりです。

【主な傾向】

- ・大型車の車輪脱落事故は、冬期（11月～3月）に集中（全 67 件中 56 件（84%））。
- ・積雪地域での発生が多く、北海道での発生が前年度より 8 件増加し 13 件（前年度の 2.6 倍）。
- ・車輪脱着作業後 1 ヶ月以内に発生した脱落事故が約半数（55%）を占める。
- ・脱輪の主な原因のうちホイール・ボルト又はナットの締付不良等の「作業ミス」が 91%と大半を占める。
- ・脱輪の直前に行ったタイヤの脱着作業が「タイヤ交換」である 44 件について、その作業の実施月を見ると、11月にタイヤを交換した車両が 21 件（48%）を占める。
- ・車輪脱落位置の大半（56 件（83%））が左後輪。 ※推定原因については別紙 1 参照

2. 車輪脱落事故防止に係る取り組み

国土交通省では、近年、車輪脱落事故の発生が増加傾向にあることを重く受け止め、関係業界とともに「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、脱輪防止対策に係る従来の取り組みに加え、各業界で取り組むべき車輪脱落事故防止のための「緊急対策」を取りまとめ、実施しております。

特に、これから冬期に向けて冬用タイヤの交換がピークを迎えるため、大型車のユーザーなどの関係者に対し、緊急対策の内容（別紙 2）について徹底を図ってまいります。

なお、上記については、（一社）日本自動車工業会作成のチラシ（別紙 3）により運送事業者をはじめとする大型車ユーザーなどの関係者に対して、徹底を図ってまいります。

<添付資料>

別紙 1 平成 29 年度大型車の車輪脱落事故発生状況

別紙 2 大型車の車輪脱落事故防止のための「緊急対策」

別紙 3 大型車の車輪脱落事故防止のための啓発用チラシ（（一社）日本自動車工業会作成）

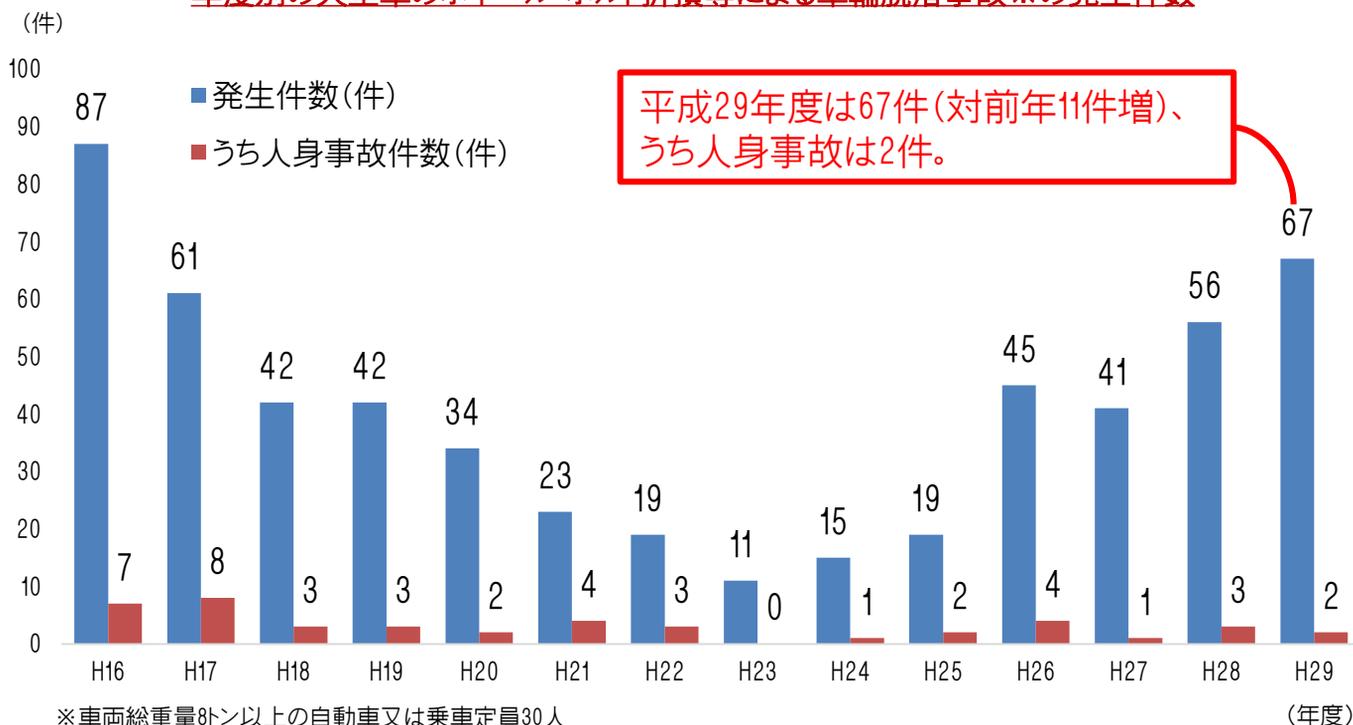
<問い合わせ先>

自動車局 整備課 村井、児島、伊堂寺

代表：03-5253-8111（内線：42426、42412）、直通：03-5253-8599、FAX：03-5253-1639

車輪脱落事故発生状況（平成29年度）【別紙1】

年度別の大型車のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故※の発生件数

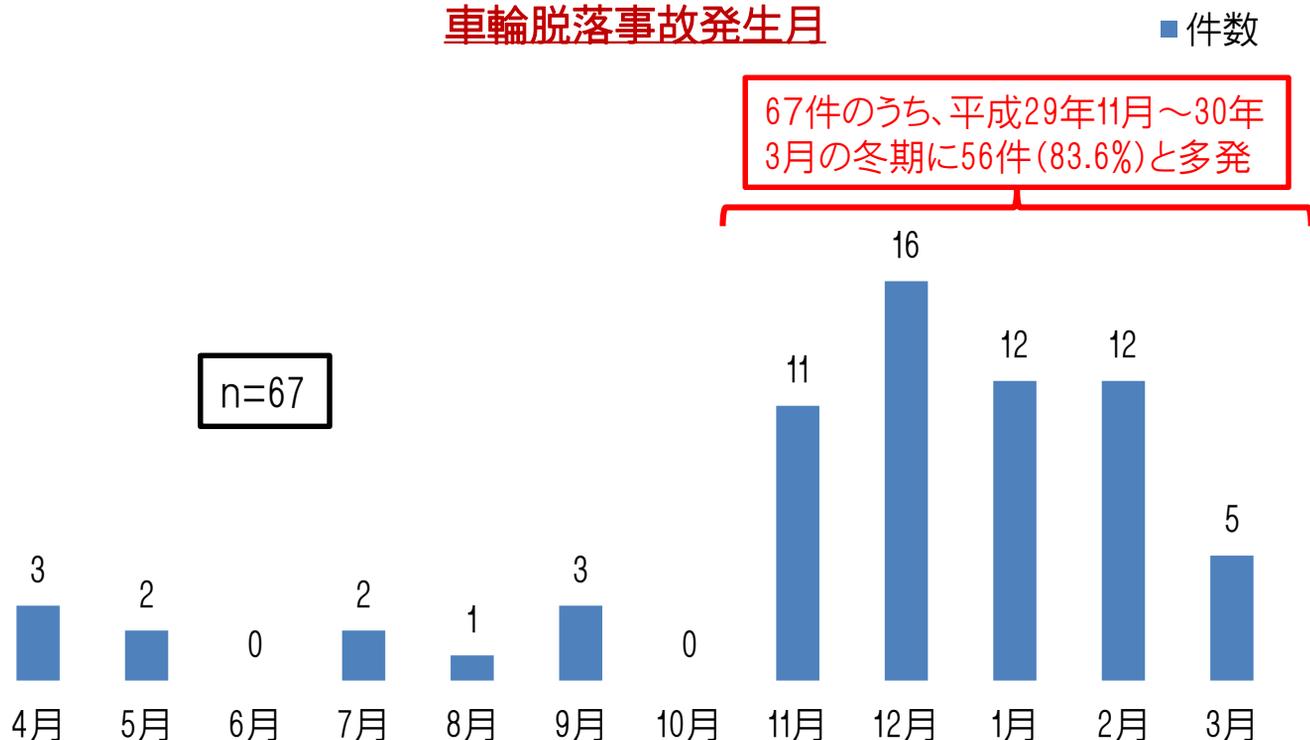


平成29年度は67件(対前年11件増)、うち人身事故は2件。

※車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生月



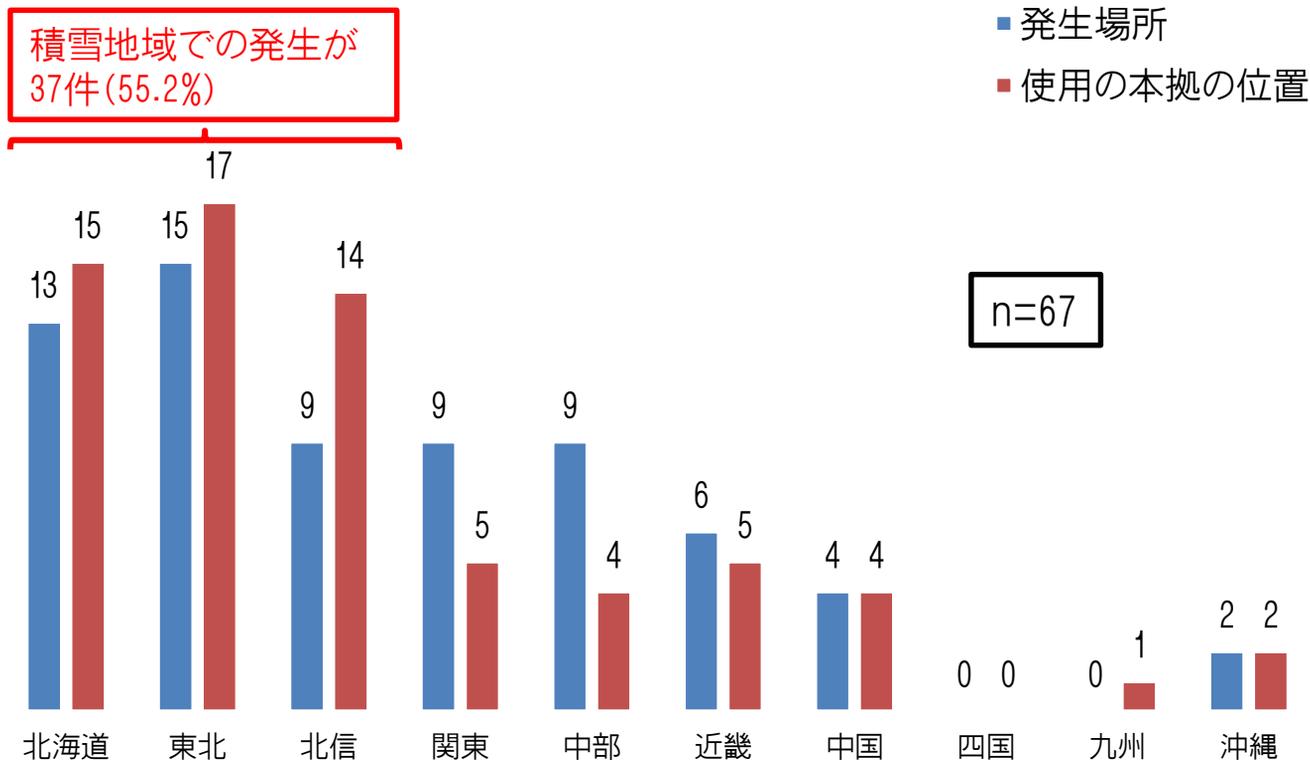
67件のうち、平成29年11月～30年3月の冬期に56件(83.6%)と多発

n=67

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

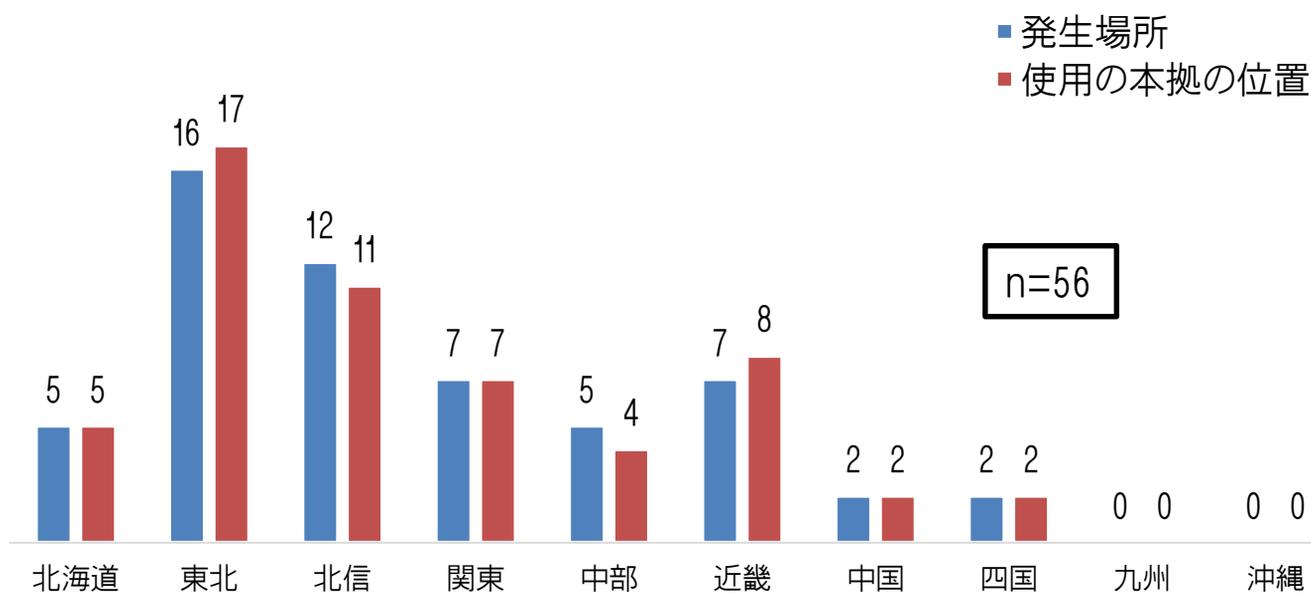
車輪脱落事故発生状況（平成29年度）

事故発生場所、事故車両の使用の本拠の位置



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

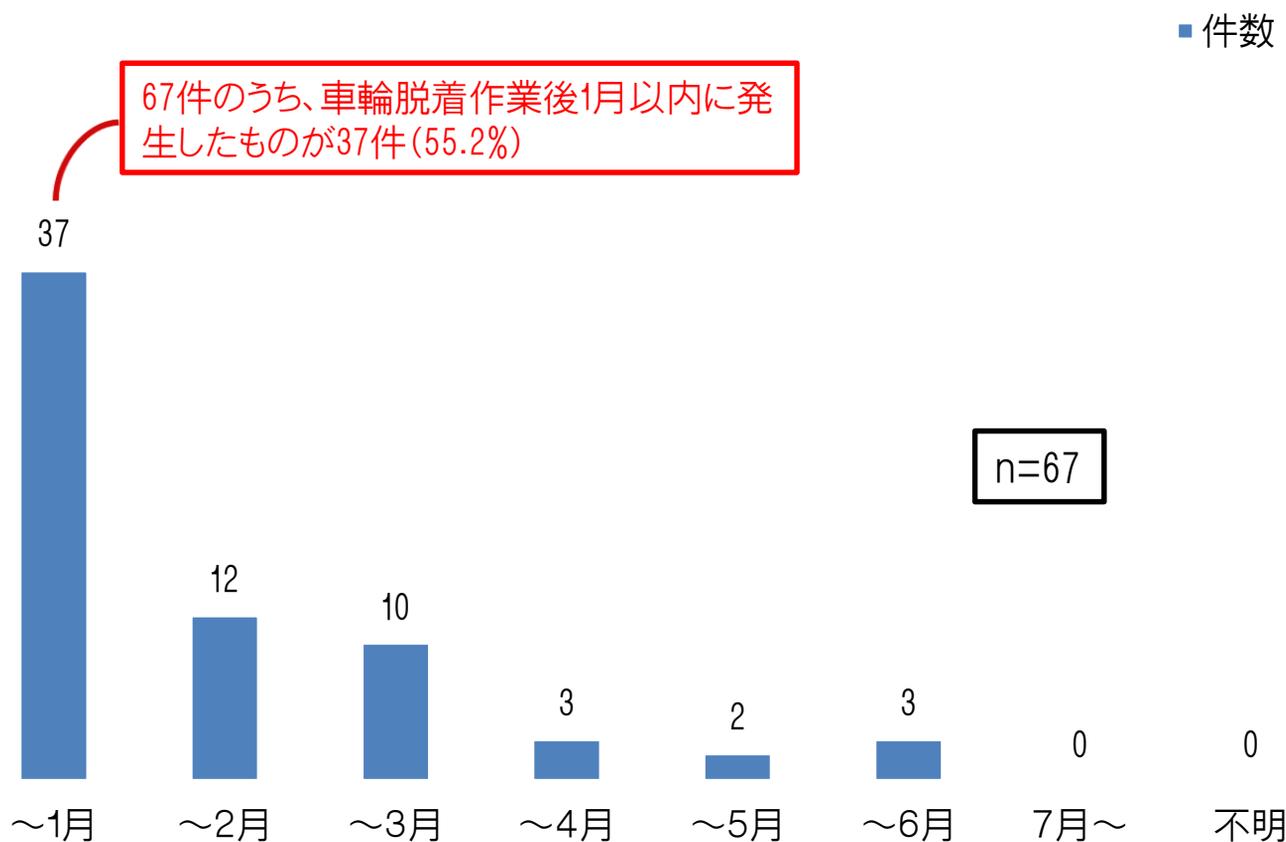
【参考】事故発生場所、事故車両の使用の本拠の位置(平成28年度)



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

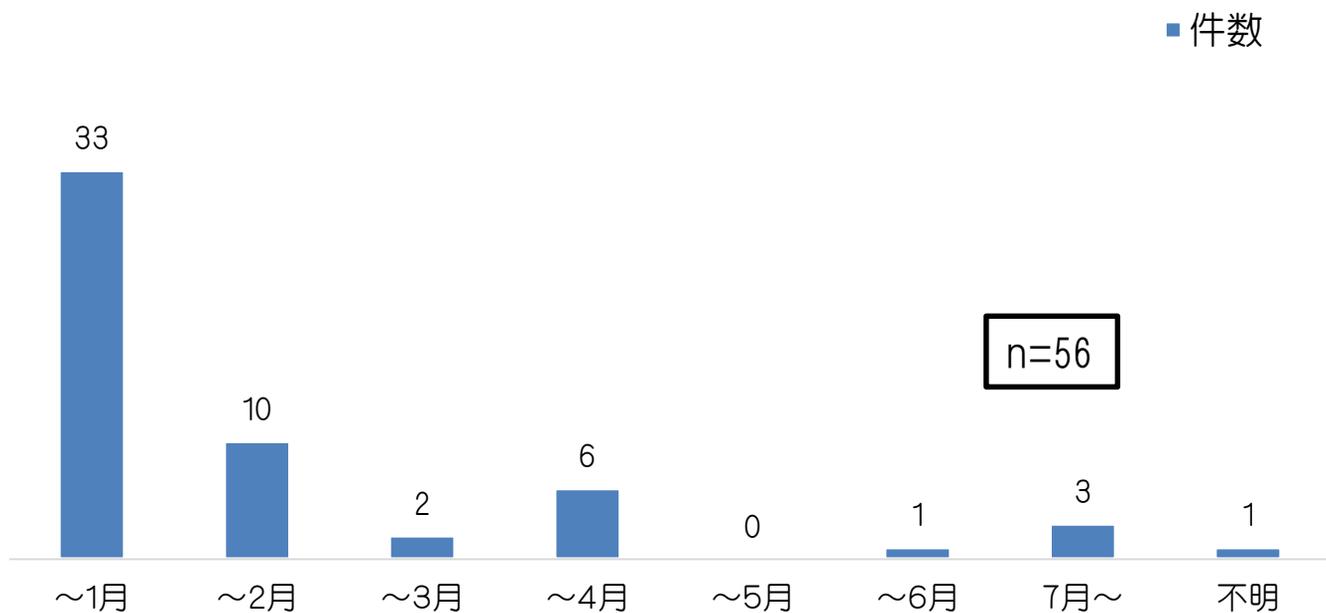
車輪脱落事故発生状況（平成29年度）

車輪脱着から脱落発生までの期間



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

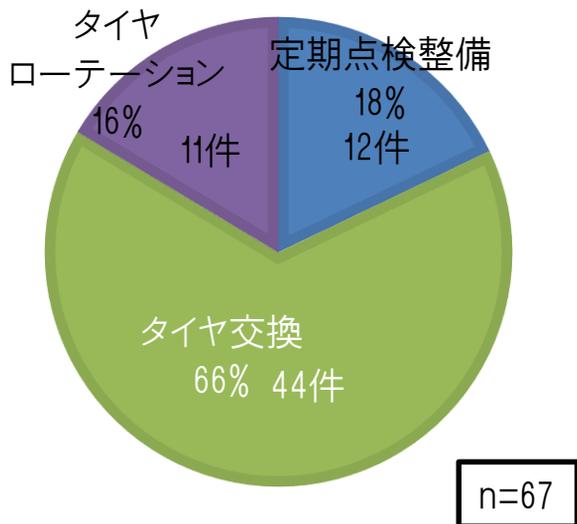
【参考】車輪脱着から脱落発生までの期間(平成28年度)



— 4 — 出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況（平成29年度）

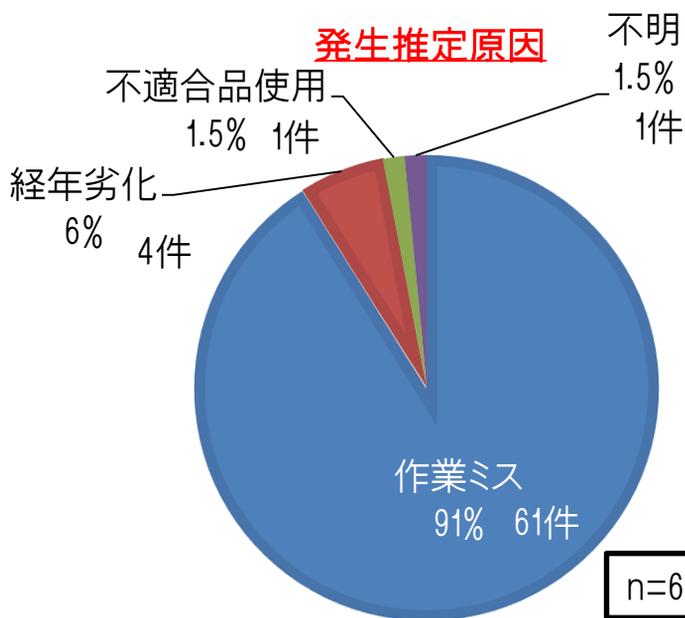
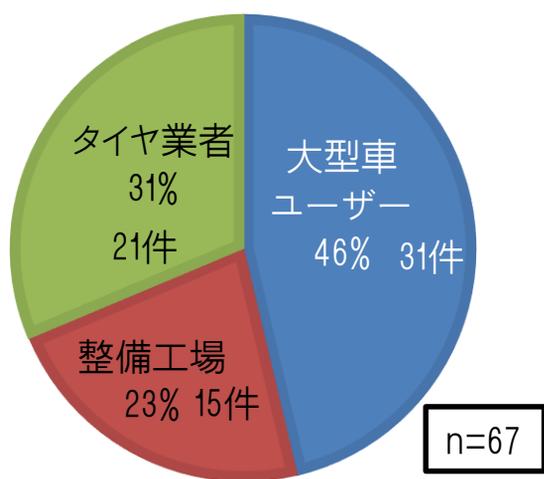
脱輪の直前に行ったタイヤ脱着作業の内訳



- タイヤ交換
 - ・ 通常タイヤから冬用タイヤ(スタッドレスタイヤ)への交換
 - ・ 摩耗したタイヤの交換 など
- タイヤローテーション
 - ・ タイヤの摩耗が偏ることを防止するため、前後・左右のタイヤを入れ替える

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ脱着作業実施者の内訳



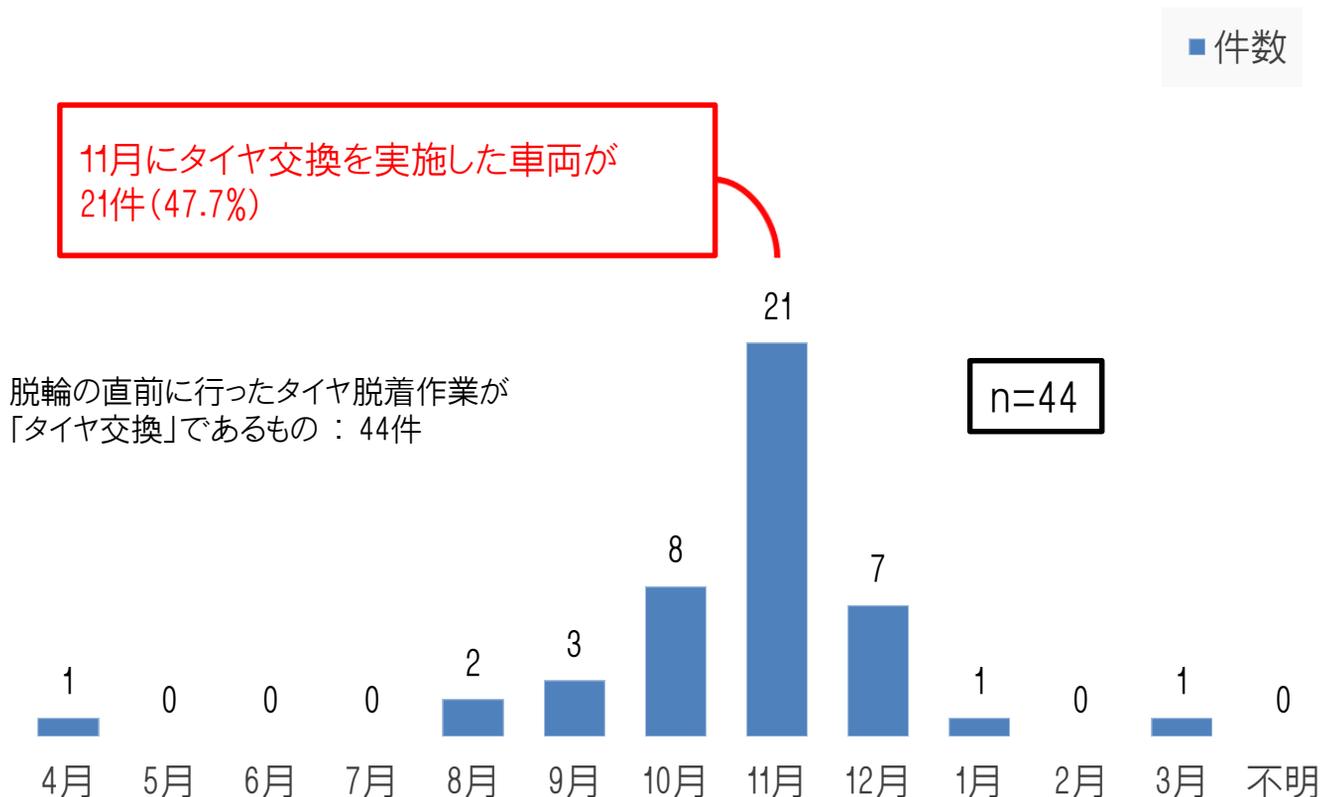
出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

主な事故発生推定原因

- 作業ミス
 - ・ ホイール・ナットの締付不良 36件
 - ・ タイヤ交換後の増し締め未実施 12件
 - ・ ホイールの組付不良 2件
 - ・ ホイール・ナットの過締付 4件
 - ・ 不良ホイールの使用 2件
 - ・ 日常点検時の確認不足 5件
- 経年劣化
 - ・ ホイール・ボルトの腐食、又は、金属疲労による折損
- 不適合品使用
 - ・ 劣化・損傷したホイールの使用による折損

車輪脱落事故発生状況（平成29年度）

車輪脱落事故直前のタイヤ脱着作業として「タイヤ交換」を実施した車両についてタイヤ交換作業実施時期別事故件数



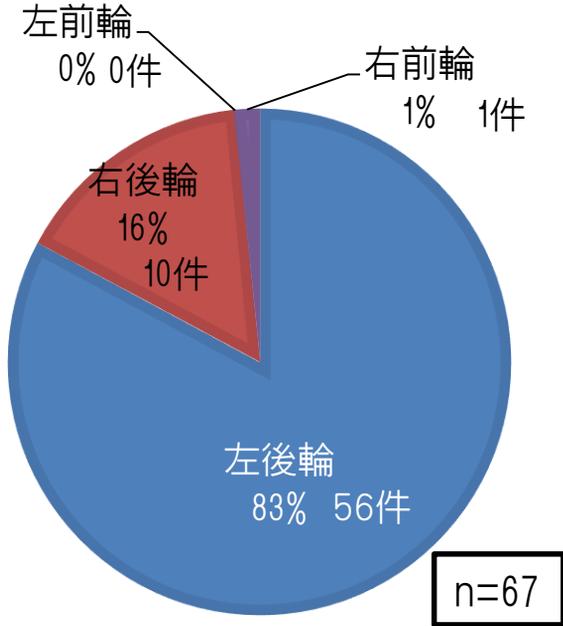
出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ交換作業とは

- 通常タイヤから冬用タイヤ(スタッドレスタイヤ)への交換
- 冬用タイヤ(スタッドレスタイヤ)から通常タイヤへの交換
- タイヤが摩耗したことによる交換 など

車輪脱落事故発生状況（平成29年度）

脱落車輪の位置(平成29年度)



【参考】脱落車輪の位置(平成28年度)

	左	右	合計
前軸	1	2	3
後軸	48	5	53
合計	49	7	56

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

左後輪のタイヤが多く脱落している

他のタイヤに比べて左輪タイヤの脱落割合が高いことの推定原因

●左輪タイヤが多く脱落する原因については、自動車メーカー等の見解を聞きながら引き続き調査中であるが、以下の可能性が考えられる。

- ・ 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
- ・ 左折時は、低い速度であるが、左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
- ・ 道路は中心部が高く作られていることが多いことから、車両が左（路肩側）に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。

前輪タイヤの脱落が少ない推定原因

●前輪は、ホイール・ボルトゆるみ等の異常が発生した場合には、ハンドルの振動等により運転手が気付きやすい。

大型車の車輪脱落事故防止のための「緊急対策」

平成30年4月

大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会

近年のホイール・ボルト折損等による大型車の車輪脱落事故発生件数増加を受け、連絡会構成団体は、当該事故防止のため、従来の取組に加え、以下の事項を「緊急対策」として速やかに実施する。また、平成30年8月を目途に、連絡会へその実施状況を報告する。

各団体における実施事項

団体名	実施事項
(公社) 全日本トラック協会 (公社) 日本バス協会 (一社) 全国自家用自動車協会	傘下会員の運送事業者・大型車ユーザーに対して、以下の事項を徹底。 <ul style="list-style-type: none"> ・日程に余裕を持った計画的な冬タイヤの交換の実施。 ・車輪脱落事故防止のための4つのポイント(※)の実施について周知。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては重点的に点検を実施するよう啓発。
(一社) 日本自動車整備振興会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 (一社) 日本自動車タイヤ協会 日本自動車車体整備協同組合連合会 (一社) 日本自動車販売協会連合会 全国石油商業組合連合会	傘下会員の事業者に対して、以下の事項を徹底。 <ul style="list-style-type: none"> ・インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締付ける際は、締過ぎに注意し、最後にトルクレンチ等を使用して必ず規定トルクで締付け。 ・ホイール・ナットの規定トルクでの締付け及びホイールに適合したボルト及びナットの使用の実施。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては重点的に実施。 ・入庫する大型車のユーザーに対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイントについて周知。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては徹底的に実施するよう啓発。 ・特にタイヤメーカーにおいては、自社製品の流通経路を活用し、タイヤ販売事業者に対してホイール・ナットの規定トルクでの締付け及びホイールに適合したボルト及びナットの使用について周知。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては重点的に点検を実施するよう啓発。
(一社) 日本自動車工業会 (一社) 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合	傘下会員の事業者に対して、以下の事項を徹底。 <ul style="list-style-type: none"> ・大型車ユーザーに対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイントの実施について周知。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては重点的に点検を実施するよう啓発。
(一社) 日本自動車機械工具協会 (一社) 日本自動車機械器具工業会 (一社) 自動車用品小売業協会	傘下会員の事業者に対して、以下の事項を徹底。 <ul style="list-style-type: none"> ・タイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際、その正しい使用方法について購入者へ説明。

※以下の4項目

1. ホイール・ナットの規定トルクでの確実な締付け
2. タイヤ交換後、50～100km走行後の増締めの実施
3. 日常（運行前）点検における確認
4. ホイールに適合したボルト及びナットの使用

以上

大型車の  **車輪脱落**を防ごう!
合言葉は

おちない

なくならない...
車輪脱落事故

徹底しよう!大型車の車輪脱落を防ぐ4つのルール

お きまりのトルクで
きちんと締め付けて

ち やんと増し締め
交換後

規定のトルクで確実に締め付けを

締め付け方式には、球面座で締付けるJIS方式、
平面座で締付けるISO方式があります。
規定のトルクで確実に締め付けてください。

※ホイールナットの締め付け不足、締め忘れ防止のため、ナット締め付け
作業時(終了後)、「規定の締め付けトルク」で確実に締め付けたことを
確認するよう、お願いします。



Mr.整備くん

50~100km走行後に、しっかり増し締めを

締め付け後は初期なじみによって
ホイールナットの締め付け力が低下。
50~100km走行後を目安に、
増し締めしてください。

ねじの締め付け方向を確かめて締め付けます。



JIS方式(球面座)ダブルタイヤの場合

- ① アウターナットを緩めます。
- ② インナーナットを締め付けます。
- ③ アウターナットを締め付けます。

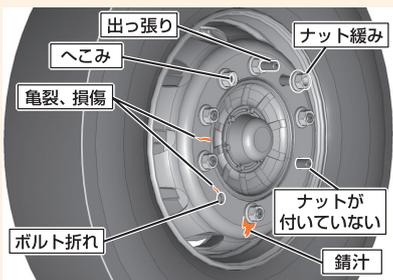


※この図は右側タイヤの場合です。

な っと見て
ボルト触って
さあ出発!

一日一回の日常点検を

運行前にホイールボルト、ナットを目で見てさわって点検
してください。異常を発見したらすぐ整備工場へ。



アドバイス

とくに、
気が付きにくい
左後輪は、
重点的に
点検を!

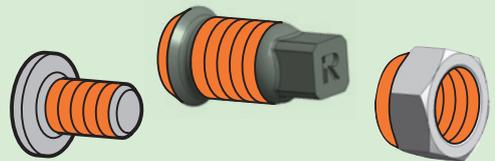


い や待てよ?
ボルトとナットは
適正か?

ホイールに適合したボルト、ナットを

スチールホイール、アルミホイールの履き替えには、それぞれ
適合するホイールボルト、ナットの使用が必要です。必ずご確認
ください。

※JIS方式では、アルミホイール(スチール)用のホイールボルト、ナットで、スチールホイール
(アルミ)は履けません! ISO方式では、スチールホイール用ホイールボルトで、アルミホイールは
履けません!



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取扱による 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」】、【下記の「その他、ホイールナット締付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取扱い（交換作業）をお願いします。

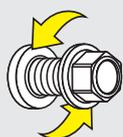
※ホイールナットの締付けは、必ず「規定の締付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



ホイールナットの締付け不足。アルミホイール、スチールホイールの取扱ミス（誤組み付け、部品の誤組み）

その他、ホイールナット締付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの潤滑について

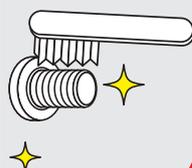


JIS方式 ホイールボルト、ナットのねじ部と座面部（球面座）に**エンジンオイルなど指定の潤滑剤**を薄く塗布します。

ISO方式 ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間に**エンジンオイルなど指定の潤滑剤**を薄く塗布します。ナットの座面（ディスクホイールとの当たり面）には塗布しないでください。

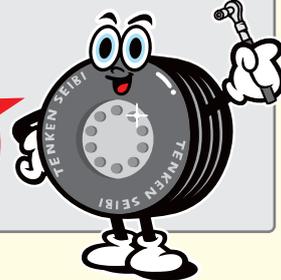
※ホイールの固着防止のため、ハブのはめ合い部（インロー部）にグリースを薄く塗布します。

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について



ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面（ISO方式では、ハブのはめ合い部も）、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。

ホイールナット締付け時の
注意点だよ!



④ **ホイール締付け方式** ホイールの締付け方式には、球面座で締付ける JIS 方式と、平面座で締付ける ISO 方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ホイール締付け方式	ISO方式(8穴、10穴)	JIS方式(6穴、8穴)
ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	17.5(19.5の一部)インチ: 6本(PCD222.25mm) 19.5、22.5インチ: 8本(PCD285mm)
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	前輪 M24(または20) 後輪 M20、M30 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	球面座・6種類 41mm/21mm
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め	インナー、アウターナットそれぞれで締付け
ホイールのセンタリング	ハブインロー	ホイール球面座
アルミホイールの履き替え	ボルト交換	ボルトおよびナット交換
後輪ダブルタイヤの 締付け構造		

詳しい情報は、
日本自動車工業会HPをご覧ください。

新・ISO方式ホイール取扱いガイド

中・大型トラック・バスのホイールナット締付けトルク
車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて

11

▶ http://www.jama.or.jp/user/pdf/iso_wheel_100203.pdf
▶ <http://www.jama.or.jp/user/pdf/wheelnut.pdf>
▶ http://www.jama.or.jp/user/pdf/fall_off_wheel2007.pdf

2. 大型トラック・大型バスのスペアタイヤの点検が義務化されます

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 30 年 6 月 27 日

自動車局整備課

大型トラック・大型バスのスペアタイヤの点検が義務化されます

～ 事故防止のため、確実な点検・整備をお願いします ～

国土交通省は、平成 30 年 10 月 1 日より、車両総重量 8 トン以上又は乗車定員 30 人以上の大型自動車のスペアタイヤについて 3 ヶ月ごとの点検を自動車の使用者に義務づけます。

国土交通省では、昨年 10 月岡山県の中国自動車道で発生した大型トラックのスペアタイヤ落下による死亡事故を受け、同年 10 月 27 日、全ての大型トラックを対象に、スペアタイヤ等を車両へ固定する構造・装置について、損傷やボルトの緩みがないか直近の定期点検等の機会を捉えて早急に点検を実施するよう、関係業界団体へ指示するとともにその徹底を図って参りました。

今般、当該点検を恒久的な対策とするため、大型トラック・大型バスに備えるスペアタイヤ及びツールボックスを新たに定期点検の対象に加えるべく、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく「自動車点検基準」（昭和 26 年運輸省令第 70 号）を改正し、本年 10 月より施行します。

1. 改正の概要

（1）自動車点検基準の一部改正

車両総重量 8 トン以上又は乗車定員 30 人以上の大型自動車の 3 ヶ月ごとに行う点検項目に次に掲げることを追加します。（事業用自動車等の定期点検の基準を定める別表第 3 及び別表第 4 の改正）

- ・スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
- ・スペアタイヤの取付状態
- ・ツールボックスの取付部の緩み及び損傷

（2）自動車の点検及び整備に関する手引（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）の一部改正

（1）により追加する点検の方法として、次に掲げることを定めます。

- ・スペアタイヤ取付装置に緩み、がた及び損傷がないかをスパナ、目視、手で揺するなどして点検すること
- ・スペアタイヤが傾きや緩みなく確実に取り付けられているかを目視、強く押すなどして点検すること
- ・ツールボックスの取付部に緩み及び損傷がないかをスパナ、目視などにより点検すること 等

2. スケジュール

公 布：平成 30 年 6 月 27 日（本日）

施 行：平成 30 年 10 月 1 日

<問い合わせ先>

自動車局整備課 村井、伊堂寺、下窪

代表：03-5253-8111（内線：42426, 42412）、03-5253-8599（直通）、FAX：03-5253-1639

3. 自動車点検基準等の一部を改正する省令等の公布について

国自整第73号
平成30年6月27日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿
一般社団法人日本自動車工業会会長 殿
一般社団法人日本自動車車体工業会会長 殿
公益社団法人日本バス協会会長 殿
公益社団法人全日本トラック協会会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

自動車点検基準等の一部を改正する省令等の公布について

昨年10月、道路上に落下していたスペアタイヤに起因する死亡事故が発生したことを受け、自動車点検基準等の一部を改正する省令（平成30年国土交通省令第51号）及び自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示（平成30年国土交通省告示第781号）が別添1及び別添2のとおり公布され、スペアタイヤに関することを定期点検において点検することを義務づけるほか、所要の改正措置が講じられたところであり、新たな制度への移行については、本年10月1日をもって実施することとしています。

つきましては、貴会におかれましては、別添1及び別添2の他、別添3のとおりまとめた本改正における主な改正内容について、傘下会員に対して周知徹底されるようお願いいたします。

○国土交通省令第五十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十八条第一項、第五十四条第四項（同法第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十一条の三及び第九十四条の十、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十七条第三項（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十七条第四項（同法第三十五条第六項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車点検基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十七日

国土交通大臣 石井 啓一

- 1 -

自動車点検基準等の一部を改正する省令

（自動車点検基準の一部改正）

第一条 自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。



改正後			改正前		
別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）（ <u>第二条</u> 、 <u>第五条</u> 関係）			別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）（ <u>第二条</u> 関係）		
点検時期 点検箇所	3月ごと	12月ごと 〔3月ごとの点検に次の点検を加えたもの〕	点検時期 点検箇所	3月ごと	12月ごと 〔3月ごとの点検に次の点検を加えたもの〕
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
車枠及び車体	1 非常口の扉の機能 2 緩み及び損傷 (※3) 3 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 (※3) 4 スペアタイヤの取付状態 (※3) 5 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷		車枠及び車体	1 非常口の扉の機能 2 緩み及び損傷	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(注) (略)			(注) (略)		

改正後			改正前		
別表第4（被牽引自動車 ^{けん} の定期点検基準）（ <u>第二条</u> 、 <u>第五条</u> 関係）			別表第4（被牽引自動車 ^{けん} の定期点検基準）（ <u>第二条</u> 関係）		
点検時期 点検箇所	3月ごと	12月ごと 〔3月ごとの点検に次の点検を加えたもの〕	点検時期 点検箇所	3月ごと	12月ごと 〔3月ごとの点検に次の点検を加えたもの〕
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
車枠及び車体	1 緩み及び損傷 (※2) 2 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 (※2) 3 スペアタイヤの取付状態 (※2) 4 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷		車枠及び車体	緩み及び損傷	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(注) (略)			(注) (略)		

(道路運送車両法施行規則の一部改正)

第二条 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。



改正後	改正前
<p>(財務諸表等の備付け及び閲覧等)</p> <p>第三十六条の九 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(自動車分解整備事業者の遵守事項)</p> <p>第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。</p> <p>三 五 (略)</p> <p>六 整備主任者であつて次に掲げるものに運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修を受けさせること。</p> <p>イ 整備主任者として新たに届け出た者</p> <p>ロ 最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者</p>	<p>(財務諸表等の備付け及び閲覧等)</p> <p>第三十六条の九 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第四十九条の二第二項において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(自動車分解整備事業者の遵守事項)</p> <p>第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付すること。</p> <p>三 五 (略)</p> <p>六 運輸監理部長又は運輸支局長から整備主任者に対し研修を行う旨の通知を受けたときは、整備主任者に当該研修を受けさせること。</p>

七・八 (略)
2・3 (略)

七・八 (略)
2・3 (略)

(指定自動車整備事業規則の一部改正)

第四条 指定自動車整備事業規則(昭和三十七年運輸省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。



改正後	改正前
<p>(自動車検査員の研修)</p> <p>第十四条 指定自動車整備事業者は、自動車検査員であつて次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 自動車検査員として新たに選任した者 二 最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者 	<p>(自動車検査員の研修)</p> <p>第十四条 指定自動車整備事業者は、地方運輸局長から自動車検査員に対し研修を行なう旨の通知を受けたときは、自動車検査員に当該研修を受けさせなければならない。</p>



附 則

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百八十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十七条の規定に基づき、自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年六月二十七日

国土交通大臣 石井 啓一

自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示

自動車の点検及び整備に関する手引（平成十九年国土交通省告示第三百十七号）の一部を次のように改正する。

- 1 はじめに中「約8,000万台」を「約8,200万台」に改める。
- 3 定期点検の実施の方法(1) 四輪自動車などの表緩み及び損傷の項の次に次のように加える。

スペアタイヤ 取付装置の緩み、がた及び 損傷				3月	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ スペアタイヤを取り外し、次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ スペアタイヤ取付装置の取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、損傷がないかを目視などにより点検します。
------------------------------	--	--	--	----	----	---

						<ul style="list-style-type: none"> ・ スペアタイヤ取付装置に緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、がたがないかを手で揺するなどして点検します。さらに、損傷がないかを目視などにより点検します。 ・ スペアタイヤのディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴の周り及び溶接部に亀裂及び損傷がないかを目視などにより点検します。また、スペアタイヤ取付装置とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検します。
スペアタイヤ の取付状態				3月	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ スペアタイヤを取り付ける際に次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ スペアタイヤ取付装置のハンドルが円滑に回ること及び吊上チェーンにねじれ

						<p>やひつかかりがないことを確認し、規定トルクで締め付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スペアタイヤを取り付けた後、スペアタイヤに異常な傾きがないかを目視などにより点検します。また、スペアタイヤの取付けに緩みがないかをスペアタイヤを強く押すなどして点検します。
ツールボックスの取付部の緩み及び損傷				3月	3月	<p>○ ツールボックスの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、損傷がないかを目視などにより点検します。</p>

附 記

以上の内容は、平成三十一年十月一日から施行する。

主な改正内容

1. 大型自動車の定期点検整備について

自動車点検基準の改正により、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に係る定期点検整備の3ヶ月毎の点検項目に以下の項目が追加されました。

- ・スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
- ・スペアタイヤの取付状態
- ・ツールボックスの取付部の緩み及び損傷

スペアタイヤ取付装置に係る点検については、スペアタイヤを取り外して行います。なお、トランクルームに搭載されているスペアタイヤについては、取付装置がないため、点検の対象外となります。

2. 整備主任者の研修について

道路運送車両法施行規則の改正により、自動車分解整備事業者が、自らが選任した整備主任者に対して受講させなければならない研修について、従前、運輸監理部長又は運輸支局長から研修を行う旨の通知を受けたときに受講することとされていたところ、当該通知を廃止し、各運輸支局等が定めるところにより、1年に1度受講させることとなりましたので、管轄の運輸支局等からの案内（HPにおける案内等）をご確認下さい。

3. 自動車検査員の研修について

指定自動車整備事業規則の改正により、指定自動車整備事業者が、自らが選任した自動車検査員に対して受講させなければならない研修について、従前、地方運輸局長から研修を行う旨の通知を受けたときに受講させることとされていたところ、当該通知を廃止し、各運輸支局等が定めるところにより、1年に1度受講させることとなりましたので、管轄の運輸支局等からの案内（HPにおける案内等）をご確認下さい。

4. 自動車分解整備事業者における依頼者への料金の概算見積の提供について

道路運送車両法施行規則の改正により、自動車分解整備事業者に対して義務づけられている、点検整備作業の依頼者に対する料金の概算見積の提供について、PDFファイル等の電磁的記録による提供が可能となりました。

5. 整備管理者の研修について

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正により、自動車運送事業者が、自らが選任した整備管理者に対して受講させなければ

ならない研修について、従前、地方運輸局長から研修を行う旨の通知を受けたときに受講させることとされていたところ、当該通知を廃止し、各運輸支局等が定めるところにより、2年に1度受講させることとなりましたので、管轄の運輸支局等からの案内（HPにおける案内等）をご確認下さい。

4. 三菱ロジスネクスト株式会社から報告があった不適切な分解整備作業について

平成30年4月24日
自動車局整備課

三菱ロジスネクスト株式会社から報告があった不適切な分解整備作業について

国土交通省から三菱ロジスネクスト株式会社に対し、認証を受けていない事業場によって分解整備作業が行われたことについて、業務改善を指示しました。

今般、三菱ロジスネクスト株式会社より、少なくとも平成28年3月以降、255台のフォークリフトについて、道路運送車両法第78条に基づく自動車分解整備事業の認証を受けていない全国56事業場(子会社の販売会社)において、道路運送車両法第49条で規定されたブレーキドラムを分解するなどの分解整備作業を実施していた旨報告がありました。なお、同社によれば、これらの作業に起因する不具合の報告はを受けていないとのことです。

このため、本日、国土交通省より三菱ロジスネクスト株式会社に対し、次の事項について実施するとともに、平成30年6月30日までに報告するよう指示しました。

また、大型特殊自動車メーカー関係団体に対し、適切な分解整備を実施する旨を傘下会員に周知するよう指示しました。

1. 認証を受けていない事業場で分解整備作業をした自動車について、速やかに認証を受けている整備工場で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない事業場については、認証を取得するよう指導し、認証取得が困難な場合は、分解整備を必ず外注させること。
3. 再発防止策を講じ、速やかに実施すること。

※ フォークリフトのうち、「大型特殊自動車」に該当するものについて分解整備を事業として営む場合には、道路運送車両法第78条に基づく地方運輸局長の認証が必要。

【問い合わせ先】

自動車局整備課 田辺、成澤

代表：03-5253-8111（内線42423）

直通：03-5253-8600

(参考)

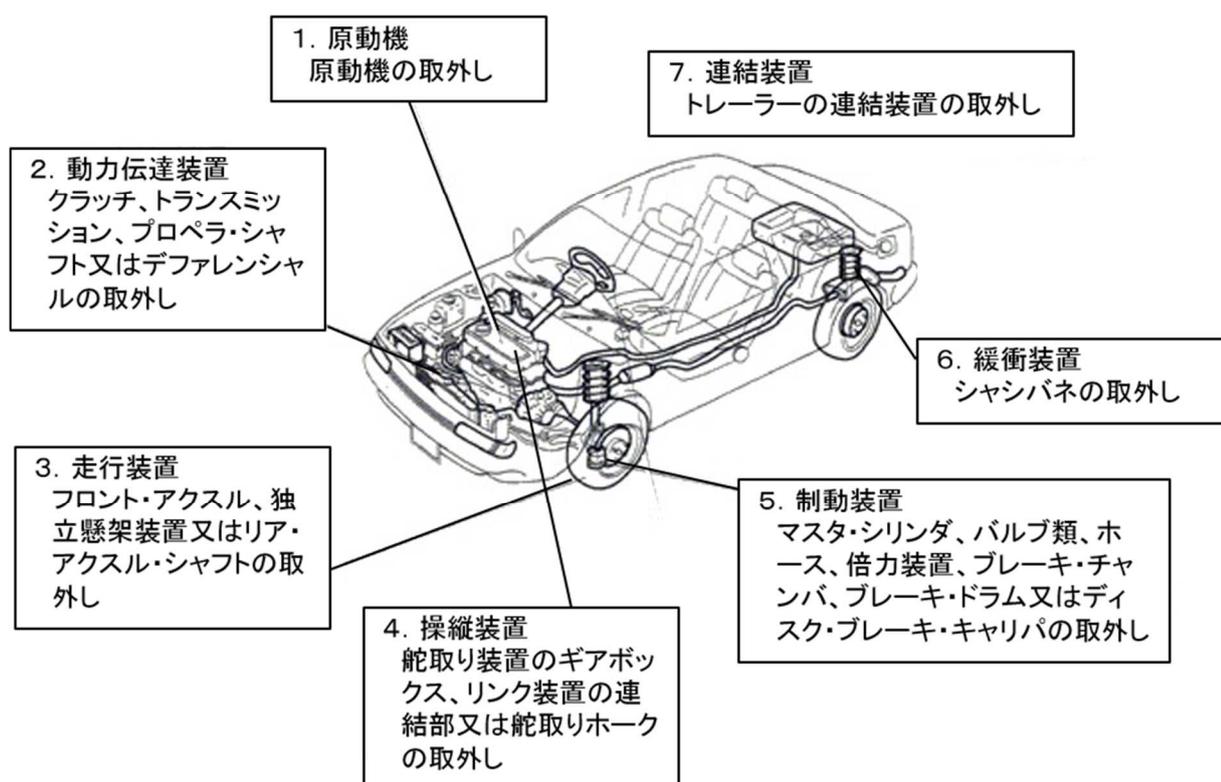
「分解整備」とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であって国土交通省令で定めるものをいう。(道路運送車両法第 49 条に規定)

自動車分解整備事業を営もうとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。(道路運送車両法第 78 条に規定)

国土交通省令

[道路運送車両法施行規則第 3 条] (分解整備の定義)

分解整備の例



国自整第38号
平成30年4月24日

一般社団法人 日本産業車両協会会長 殿
一般社団法人 日本農業機械工業会会長 殿
一般社団法人 日本建設機械工業会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

分解整備作業の適切な実施について

今般、大型特殊自動車の販売会社において、道路運送車両法第49条で規定されている分解整備作業を同法第78条に規定している分解整備事業の国の認証を受けていない販売会社の販売店で実施されていたことが判明しました。

このことは、高度な知識や整備のための設備及び技術を有する国の認証を受けた整備事業者（以下「認証工場」という。）が分解整備を行うことによって自動車の安全確保を図るという自動車分解整備事業の認証制度の目的に反するものです。

つきましては、貴会の傘下会員に対し、下記について周知をお願いいたします。

記

1. 同法第78条に規定している分解整備事業の国の認証を受けていない販売会社において、道路運送車両法第49条で規定されている分解整備作業は実施しないこと。
2. 分解整備作業を実施する場合は、自動車分解整備事業の認証を受けるよう指導し、それが困難な場合は、分解整備作業は必ず認証工場に外注させること。

5. 大型特殊自動車メーカー6社から報告があった不適切な分解整備作業について

平成30年6月20日
自動車局整備課
自動車局審査・リコール課

大型特殊自動車メーカー6社から報告があった不適切な分解整備作業について

国土交通省から大型特殊自動車メーカー6社に対し、認証を受けていない事業場によって分解整備作業が行われたことについて、業務改善を指示しました。

本年4月、三菱ロジスネクスト(株)より、道路運送車両法第78条に基づく自動車分解整備事業の認証を受けていない全国56事業場(子会社の販売会社)において、道路運送車両法第49条で規定されたブレーキドラムを分解するなどの分解整備作業を実施していた旨報告があったことから、国土交通省は、4月24日、同社に対して業務改善指示を行うとともに、大型特殊自動車メーカー関係団体に対し、適切な分解整備を実施する旨を傘下会員に周知するよう指示したところです。

本事案を受けて各社が調査したところ、本日までに、住友ナコフオークリフト(株)など大型特殊自動車メーカー6社より、それぞれ、三菱ロジスネクスト(株)と同様に、子会社(販売会社)又は直轄工場において、認証を受けずに大型特殊自動車のブレーキドラム脱着等の分解整備を実施していた旨報告がありました。また、このうち3社では、当該不適切な分解整備作業に、リコールの改修作業も含まれていました。なお、本件に伴う事故や不具合は発生していない旨各社より報告を受けています。(別紙:大型特殊自動車メーカー系販社による未認証分解整備実施状況)。

このため、本日、国土交通省より大型特殊自動車メーカー6社に対し、次の事項について実施するとともに、平成30年8月31日までに報告するよう、それぞれ指示しました。

1. 認証を受けていない事業場で分解整備作業を実施した自動車について、速やかに認証を受けている整備工場で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない事業場については、認証を取得するよう指導し、認証取得が困難な場合は、分解整備を必ず外注させること。
3. 再発防止策を講じ、速やかに実施すること。

【問い合わせ先】

自動車局整備課 田辺、成澤

自動車局審査・リコール課 田中、五十嵐

代表：03-5253-8111 (内線42423)

大型特殊自動車メーカー系販社による未認証分解整備実施状況（直近2年間）

メーカー名	未認証分解整備 実施事業者	①未認証分解整備 実施拠点数 /全拠点数	①のうち、自動車 整備士が存在する 拠点数	未認証の事業 場で分解整備 を行った台数	うち、リ コール実 施台数	対象車種、主な作業内容
1	コベルコ建機㈱	東日本コベルコ建機㈱	10/11	38台	-	ホイールクレーン、シヨベルローダ ・ステアリングシリンダ脱着 ・ブレーキホース交換
		西日本コベルコ建機㈱	14/14	91台		
		メーカー直轄整備工場	1/1	11台		
2	住友建機㈱	住友建機販売㈱	22/29	87台	12台	アスファルトフィニッシャ 他7車種（※） ・ステアリングシリンダ脱着 ・トランスミッション脱着（R4237改善措置）
		エスケイ・インシヨウ㈱	3/3	3台		
		パークス甲信越㈱	3/3	19台		
3	住友ナコフオーククリフト㈱	住友ナコフオーククリフト販 売㈱	21/21	94台	4台	フォークリフト ・ブレーキドラム脱着 ・ホイールベアリング脱着（R3515改善措置） ・ブレーキピストン交換（R3904改善措置）
		東北シンコー㈱	1/1	2台		
		メーカー直轄工場	0/1	7台		
4	㈱豊田自動織機	トヨタ L&F 販売会社 1 1 社	25/25	106台	-	フォークリフト ・ブレーキドラム脱着
5	範多機械㈱	メーカー直轄営業所	6/7	63台	27台	アスファルトフィニッシャ ・ステアリングシリンダ脱着 ・トランスミッション脱着（R4237改善措置）
6	日立建機㈱	日立建機日本㈱	19/22	36台	-	シヨベルローダ、タイヤローラ ・ステアリングシリンダ脱着 ・ブレーキホース交換
合計		138/694	125/138	557台	50台	

（※）他7車種・・・シヨベルローダ（16台）、タイヤローラ（13台）、グレーダ（9台）、ロードローラ（2台）、バン（1台）、フォークリフト（1台）、ホイールクレーン（1台）

R3515:リコール届出番号国3515、届出日:平成27年2月13日、届出者:住友ナコフオーククリフト㈱

R3904:リコール届出番号国3904、届出日:平成28年10月21日、届出者:住友ナコフオーククリフト㈱

R4237:リコール届出番号国4237、届出日:平成30年4月6日、届出者:範多機械㈱

<p>ホイールクレーン (コベルコ建機株)</p> 	<p>アスファルトフィニッシャ (住友建機株)</p> 	<p>フォークリフト (住友フォークリフト株)</p> 
<p>フォークリフト (株豊田自動織機)</p> 	<p>アスファルトフィニッシャ (範多機械株)</p> 	<p>ショベルローダ (日立建機株)</p> 
<p>タイヤローラ (日立建機株)</p> 		

6. 大型特殊自動車メーカー3社から報告があった不適切な分解整備作業について

平成30年11月22日
自動車局整備課

大型特殊自動車メーカー3社から報告があった不適切な分解整備作業について

国土交通省から大型特殊自動車メーカー3社に対し、認証を受けていない事業場によって分解整備作業が行われたことについて、業務改善を指示しました。

本年4月、三菱ロジスネクスト(株)より、道路運送車両法第78条に基づく自動車分解整備事業の認証を受けていない全国56事業場(子会社の販売会社)において、道路運送車両法第49条で規定されたブレーキドラムを分解するなどの分解整備作業を実施していた旨報告があったことから、国土交通省は、4月24日、同社に対して業務改善指示を行うとともに、大型特殊自動車メーカー関係団体に対し、適切な分解整備を実施する旨を傘下会員に周知するよう指示したところ、大型特殊自動車メーカー6社より、それぞれ、三菱ロジスネクスト(株)と同様に、子会社(販売会社)又は直轄工場において、認証を受けずに大型特殊自動車のブレーキドラム脱着等の分解整備を実施していた旨報告があり、本年6月20日に改善指示を行いました。

今般、新たに(株)小松製作所など大型特殊自動車メーカー3社より、それぞれ、三菱ロジスネクスト(株)と同様に子会社及び系列の販売会社において、自動車分解整備事業の認証を受けずに大型特殊自動車のブレーキホース交換等の分解整備を実施していた旨報告がありました。

このため、本日、国土交通省より大型特殊自動車メーカーに対し次の事項について実施するとともに、平成30年12月21日までに報告するよう、それぞれ指示しました。今後、報告内容を精査の上、厳正に対処することとします。

1. 認証を受けていない事業場で分解整備作業を実施した自動車について、速やかに認証を受けている整備工場で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない事業場については、認証を取得するよう指導し、認証取得が困難な場合は、分解整備を必ず外注させること。
3. 再発防止策を講じ、速やかに実施すること。
4. これまで報告された事案以外にも法令に抵触している事案がないかあらためて調査を実施すること。

【問い合わせ先】

自動車局整備課 田路、田辺

代表：03-5253-8111(内線42428)

直通：03-5253-8600

FAX：03-5253-1639

大型特殊自動車メーカー系販社による未認証分解整備実施状況（直近2年間）

産車協…(一社)日本産業車両協会(会員数54社) 建機工…(一社)日本建設機械工業会(会員数65社 日農工…(一社)日本農業機械工業会(会員数71社)

メーカー名	未認証分解整備 実施事業者	未認証分解整備 実施拠点数 /全拠点数	のうち、自動車整備 士が存在する拠点数	未認証の事業場で分 解整備を行った台数	対象車種、主な作業内容
1 株式会社小松製作所 (産車協、建機工会員)	コマツカスタマーサポート(株)	17 / 205	15 / 17	30台	シヨベルローダ、フォークリフト
	系列販売会社(建機系15社)	16 / 100	12 / 16	41台	・ブレーキホース交換
	系列販売会社(リフト系9社)	16 / 40	9 / 16	46台	・ブレーキ分解
2 キャタピラー・ジャパン合同会社 (産車協、建機工会員)	日本キャタピラー(合)	16 / 145	12 / 16	22台	ホイールローダ、モーターグレーダー、
	キャタピラー九州(株)	5 / 28	5 / 5	8台	アスファルトフィニッシャ
	四国建設機械販売(株)	3 / 9	2 / 3	5台	・ブレーキドラム脱着
	四国機器(株)	1 / 4	0 / 1	1台	・エンジン交換
3 ヤンマーアグリ(株) (日農工会員) (輸入代理店)	ヤンマーアグリジャパン(株)	1 / 439	1 / 1	1台	農耕トラクタ ・フロントナックルベアリング交換 ・タイロッドエンド交換
	合計	75 / 970	56 / 75	154台	

<p>ショベルローダー（小松製作所(株)）</p>		<p>フォークリフト（小松製作所(株)）</p>		<p>ホイールローダー（キャタピラー合同会社）</p>	
<p>モーターグレーダー（キャタピラー合同会社）</p>		<p>アスファルトフィニッシャー（キャタピラー合同会社）</p>		<p>農耕トラクタ（ヤンマーアグリ(株)）</p>	



平成31年4月26日
自動車局整備課

大型特殊自動車メーカー2社から報告があった不適切な分解整備作業について

国土交通省から大型特殊自動車メーカー2社に対し、認証を受けていない事業場によって分解整備作業が行われたことについて、業務改善を指示しました。

平成30年4月、三菱ロジスネクスト(株)が製造するフォークリフト等の大型特殊自動車について、同社の子会社が道路運送車両法第78条の認証を受けていない全国56事業場で分解整備を実施していたため、同社に改善指示するとともに関係団体に対して注意喚起を行いました。

これを受け、平成30年6月、大型特殊自動車メーカー6社¹より三菱ロジスネクストと同様に、子会社及び直轄工場の全国138事業場において認証を受けずに大型特殊自動車の分解整備を実施していた旨それぞれ報告があり、6社に改善指示を行いました。

さらに、平成30年11月、大型特殊自動車メーカー3社²より、子会社及び販売会社において認証を受けずに大型特殊自動車の分解整備を実施していた旨それぞれ同様の報告があり、3社に改善指示を行いました。

今般、2事業者から不適切事案について報告があったため、当該事業者に対し、下記の措置を取りました。なお、今般法令違反が発覚した車両について事故の報告は受けておりません。

ヤンマー建機(株)

a) 事案の概要

未認証の事業場において分解整備を実施(1事業場1台)していたことが発覚。

b) 国土交通省自動車局による対応

・次の事項について実施するとともに、平成31年5月31日までに報告するよう指示。

1. 認証を受けていない未認証の事業場については、大型特殊自動車を取り扱う場合、自動車分解整備事業の認証を受けるよう指導し、それが困難な場合は、分解を伴う整備作業は必ず認証工場に外注させること。
2. 再発防止策を講じ、速やかに実施すること。

(株)小松製作所

a) 事案の概要

平成30年11月の不適切事案を受け更なる調査を行った結果、新たに未認証の事業場(二次代理店³)において分解整備を実施(11事業場54台)していたことが発覚。

b) 国土交通省自動車局による対応

・次の事項について実施するとともに、平成31年5月31日までに報告するよう指示。

1. 認証を受けていない未認証の事業場については、大型特殊自動車を取り扱う場合、自動車分解整備事業の認証を受けるよう指導し、それが困難な場合は、分解を伴う整備作業は必ず認証工場に外注させること。
2. 再発防止策を講じ、速やかに実施すること。

・さらに、今般の指示も含めこれまで指示した事項に係る再発防止策の実施状況について四半期ごとに報告するよう指示。

両事業者に対しては、今後、報告内容を精査の上、厳正に対処することとします。

1 コベルコ建機(株)、住友建機(株)、住友ナコフォークリフト(株)、(株)豊田自動織機、範多機械(株)、日立建機(株)

2 (株)小松製作所、キャタピラージャパン、ヤンマーアグリ(株)

3 二次代理店とは、(株)小松製作所が製造した大型特殊自動車のサービス契約をしている会社をいう。

【問い合わせ先】

自動車局整備課 田路、田辺

代表：03-5253-8111(内線42428)

直通：03-5253-8600 FAX：03-5253-1639

大型特殊自動車メーカー系販社による未認証分解整備実施状況（直近2年間）

	メーカー名	未認証分解整備 実施事業者	未認証分解整備 実施拠点数 /全拠点数	未認証の事業場で分解 整備を行った台数	対象車種、主な作業内容
1	㈱小松製作所 (産車協、建機工会員)	二次代理店 (株)小松製作所が製造した大型特 殊自動車のサービス契約をしている会 社)	11 / 98	54台	シヨベルローダ、フォークリフト等 ・ブレーキホース交換 ・ブレーキ分解
2	ヤンマー建機㈱ (産車協、建機工会員)	北日本営業部盛岡支店	1 / 34	1台	シヨベルローダ ・ステアリングユニット交換
合計			12 / 132	55台	

産車協・・・(一社)日本産業車両協会(会員数54社) 建機工・・・(一社)日本建設機械工業会(会員数65社)

<p>ショベルローダー (株)小松製作所</p> 	<p>ラフテレンクレーン (株)小松製作所</p> 	<p>フォークリフト (株)小松製作所</p> 
<p>モータグレーダ (株)小松製作所</p> 	<p>ショベルローダー (株)小松製作所</p> 	<p>ショベルローダー (ヤンマー建機株)</p> 



平成 30 年 8 月 3 日
自動車局整備課

外国人技能実習制度（自動車整備職種）の適正運用と実習生保護へ ～「自動車整備技能実習ガイドライン」の策定～

国土交通省では、自動車整備職種における外国人技能実習制度が適正に運用される環境を確保するため、技能実習生が修得すべき作業、監理団体及び実習実施者が配慮すべき事項、技能実習生の保護に関する事項をまとめた「自動車整備技能実習ガイドライン」を策定しました。

国土交通省では、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」第54条に基づく外国人技能実習制度自動車整備事業協議会において、自動車整備職種における技能実習生の受入れの実態調査を行うとともに、監理団体^{*}による監理、実習実施者（整備工場）による技能実習の在り方について議論を重ね、今般、その結果を踏まえ「自動車整備技能実習ガイドライン」を策定しました。

実習現場での知識・技能の修得レベルの標準化を図ることが技能実習中の事故や外国人技能実習生に対する不適切な取扱いを防止することとなることから、本ガイドラインでは、

- ・外国人技能実習生が修得すべき整備作業の内容
- ・外国人技能実習生の保護のために監理団体及び実習実施者（整備工場）が配慮すべき事項を示しています。

○「自動車整備技能実習ガイドライン」は、当省ホームページより確認いただけます。

概要：URL（ <http://www.mlit.go.jp/common/001239059.pdf> ）

本文：URL（ <http://www.mlit.go.jp/common/001247297.pdf> ）

※外国人技能実習生の受入れ、実習実施者（整備工場）の技能実習の実施に関する監理等を行う本邦の営利を目的としない法人

国土交通省では、引き続き、関係団体と連携して、自動車整備職種における外国人技能実習制度の適正な運用と技能実習生の保護に向けて一層取り組んでまいります。

○ 本協議会の内容及び実態調査については、こちらからご覧いただけます。

URL（ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_001234.html ）

【問い合わせ先】

自動車局整備課 関、石橋

電話：03-5253-8111（内線 42-414）

直通：03-5253-8599 FAX：03-5253-1639

自動車整備技能実習ガイドライン 概要

1. 経緯

外国人技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上地域等の外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、OJTを通じて技能、技術及び知識を移転する制度（法務省、厚生労働省が所管）で、平成28年4月に自動車整備職種が追加され、本制度を活用した外国人材の受け入れを開始しています。

また、平成29年11月1日に、制度の趣旨の徹底、管理監督体制の強化、技能実習生の保護を図る観点から「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号、以下「技能実習法」という。）が施行され、同法に基づき新たな制度が開始されました。

国土交通省自動車局では、平成30年2月より、自動車整備職種における外国人技能実習制度が適切に運用される環境を確保するため、技能実習法第54条に基づき、関係省庁、実習実施者（整備工場）、監理団体等を構成員とする「外国人技能実習制度自動車整備事業協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、自動車整備職種における技能実習生の受け入れの実態調査を行うとともに、監理団体による監理、実習実施者による技能実習の在り方について協議を行ってきたところです。

今般、自動車整備職種における技能実習生の受け入れの実態調査及び協議会の協議の結果を踏まえ、「自動車整備技能実習ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。

2. ガイドラインの目的

〈ポイント〉

➤ 技能実習生を受け入れる監理団体、技能実習計画に基づいて技能実習を行う実習実施者及びOJTにより技能実習指導を受ける技能実習生の保護を対象としたガイドラインを作成し『推奨』することで、自動車整備職種における技能実習の適切な運営を図ることを目的としています。

※ 自動車整備事業では、企業単独型による受け入れが見受けられないこともあり、本ガイドラインでは団体監理型による受け入れを対象としています。

※ 外国人技能実習制度における受け入れ機関は、日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れる企業単独型と非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する団体監理型の2種類に区分されます。

3. ガイドラインの内容

(1). 技能実習生に修得等させる自動車整備作業

〈ポイント〉

- 実習実施者は技能実習生に対して、(1)移行対象職種・作業で必ず行う業務（必須業務）と、(2)必須業務に関連して行われる業務等（関連業務・周辺業務）を修得させることを規定。
- また、技能実習生が必須業務、関連業務・周辺業務を行うあたり、厚生労働省令で定める危険又は有害な業務（特別教育を必要とする業務）及び政令で定める危険業務（就業制限に係る業務）に従事させる場合には、「労働安全衛生法」（昭和 47 年法律第 57 条）等に基づく特別教育や技能講習の受講させる必要がある旨規定。

(2). 技能実習前の準備

〈ポイント〉

- 実習実施者は、監理団体の協力の下、技能実習生を受け入れる前に、技能実習責任者の選任や外国人技能実習機構から技能実習計画の認定を受けるなどの準備を行う必要がある旨など規定。
- 技能実習法で定められていないものの、円滑に技能実習を行う観点から、生産物賠償責任保険の契約内容や技能実習生専用の工具を購入した場合の費用負担について、事前に確認・調整を行う旨など規定。

(3). 実習実施者が技能実習に際して、配慮すべき事項

〈ポイント〉

- 協議会において実施した訪問ヒアリング調査の結果に基づき、実習実施者が技能実習に際して、①実務に関する配慮すべき事項、②生活等に関する配慮すべき事項について規定。
- ①実務に関する配慮すべき事項として、a.自動車整備の必要性・正確性の理解、b.報告・連絡・相談のルール化、c.日本語の理解など規定
- ②生活等に関する配慮すべき事項として、a.文化の理解（習慣、風習、宗教等）、b.コミュニケーションの工夫など規定。

(4).技能実習生に関する保護に関する事項

〈ポイント〉

- 監理団体及び実習実施者は、技能実習生の保護を図るため、技能実習の強制、違約金設定、旅券又は在留カードの保管等に対する禁止事項と、これに違反した場合の罰則に関する旨規定。
- また、技能実習生の相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことや監理団体及び実習実施者の事情により、技能実習生に対して技能実習を継続することが困難となった場合に転籍の支援を行う旨など規定。

(5).監査・訪問指導

〈ポイント〉

- 監理団体は、認定された技能実習計画に従って、実習実施者に対し監査及び訪問指導を行う旨規定。
- また、実習実施者を監査及び訪問指導するに際し、中立的な業務の運営を行う観点から、指定外部役員又は外部監査人による監査のいずれかの措置を講じる旨規定。

(6).技能実習評価試験

〈ポイント〉

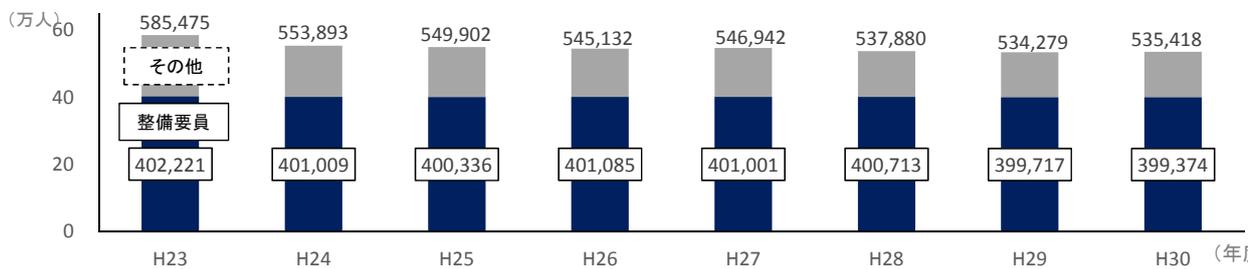
- 外国人技能実習制度は、OJTを通じて技能、技術及び知識を移転する制度であるため、技能実習計画において、技能実習生が、それぞれ第一号、第二号又は第三号の各段階を修了した際に、技能実習評価試験に合格することを目標に定める旨規定。
- 監理団体は、試験合格後に、余裕を持って技能実習生の在留資格変更許可申請の手続を行えるよう計画的に監理する旨規定。
- 技能実習評価試験の受験料等の費用がかかることを理由に、技能実習生の報酬の額を低くすることはできない旨規定。

背景

自動車整備要員の人手不足状況

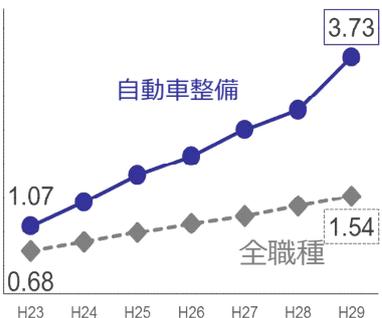
- 自動車整備業における従業員数は、近年、ほぼ横ばいで推移（整備要員は約40万人）しているが、自動車整備要員の有効求人倍率が上昇するなど、整備業界の人材不足が顕在化。
- 少子化や若者のクルマ離れの進展、職業選択の多様化により、近年、自動車整備士を目指す若者が減少。
- 自動車整備要員の平均年齢は上昇傾向にあり、平成30年度には45.3歳に達している。

自動車整備事業の従業員数と整備要員数の推移



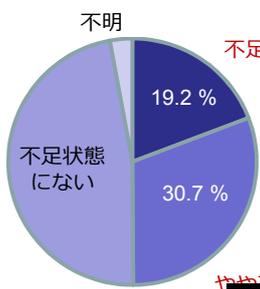
出典：（一社）日本自動車整備振興会連合会編 「自動車整備白書」（平成30年度）

自動車整備要員の有効求人倍率の推移



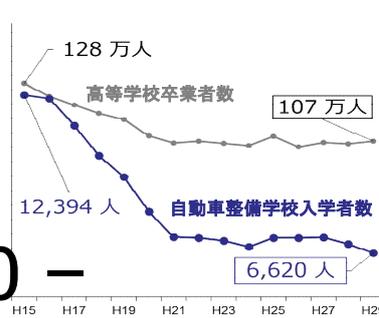
出典：厚生労働省「職業安定業務統計」

自動車整備士の過不足の状況（整備工場に対するアンケート結果）



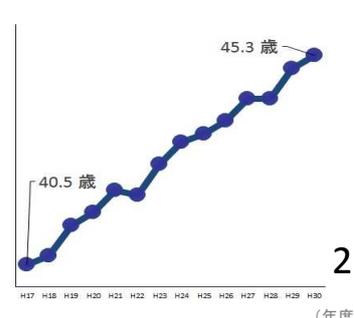
出典：（一社）日本自動車整備振興会連合会編 「自動車整備白書」（平成29年度）

高等学校卒業生数及び自動車整備学校入学者数の推移



出典：全国自動車大学校・整備専門学校協会調べ

自動車整備要員の平均年齢の推移



出典：（一社）日本自動車整備振興会連合会編 「自動車整備白書」（平成30年度）

40 - やや不足

人手不足への対応(特定技能の目的)

国内人材の確保

国土交通省では、若者・女性の就業促進のため、①運輸支局長等による高等学校訪問、②自動車整備士のPRポスターや動画の作成、インターネットを活用した情報発信、③自動車整備工場の経営者に対する人材確保セミナーの開催等に取り組んでいますので、ご参考ください。

自動車整備要員の人材確保・育成について：http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000018.html

自動車整備人材確保・育成推進協議会：<http://jidoushaseibishi.jp/>

生産性の向上

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく経営力向上計画の認定等、生産性の向上に資する取り組みをご参考ください。

中小企業等経営強化法に基づく計画認定制度について：http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000012.html

特定技能外国人の受入れ

生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野として、自動車整備分野が指定されています。

3

自動車整備業における外国人材の受入(技能実習と特定技能)

- 我が国では、技能移転を通じた開発途上地域への国際協力を目的とした外国人技能実習制度により外国人材を受け入れており、平成28年4月より、自動車整備事業においても受入れを開始。
- 新たな在留資格である「特定技能」を創設する「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」が可決・成立され、平成31年4月1日より施行。
- 「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令」(平成31年法務省令第6号)において、自動車整備分野が指定され、平成31年度より受入れを開始予定。

自動車整備事業における外国人材の受入れの現状と今後の見通し

● 外国人技能実習制度：在留資格「技能実習」

- ✓ 平成28年4月、外国人技能実習制度に「自動車整備職種」を追加。

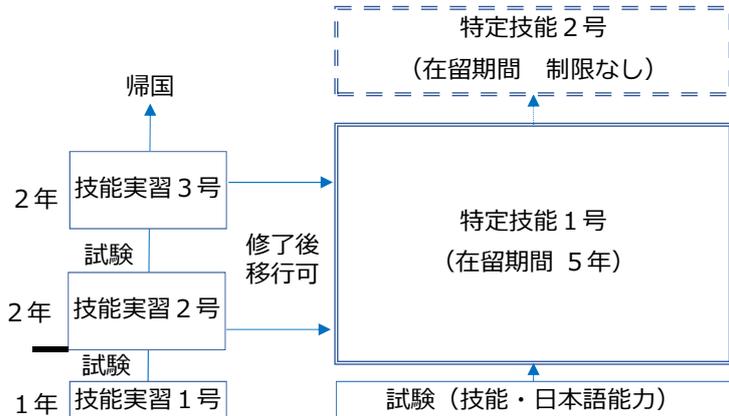
● 新たな在留資格：在留資格「特定技能」

- ✓ 自動車整備に係る技能と日本語能力を試験。
- ✓ 外国人技能実習制度からの移行も想定。

※ 在留期間に制限のない「特定技能2号」は創設しない。

外国人技能実習制度

新たな在留資格による受入れ制度



技能実習と特定技能の違い

技能実習

人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進することを目的とする。

※外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）より

技能実習1号（1年）→ 技能実習2号（2年）→ 技能実習3号（2年） ※最長5年

特定技能

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することである。

※特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（平成30年12月25日閣議決定）より
出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）体系にて、制度を規定
受け入れる分野毎に、「分野別運用方針・要領」を策定

<特定技能1号>

不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格 ※最長5年

<特定技能2号>

同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格 ※上限なし 5

自動車整備業において特定技能1号外国人材が従事する業務

自動車の定期点検整備

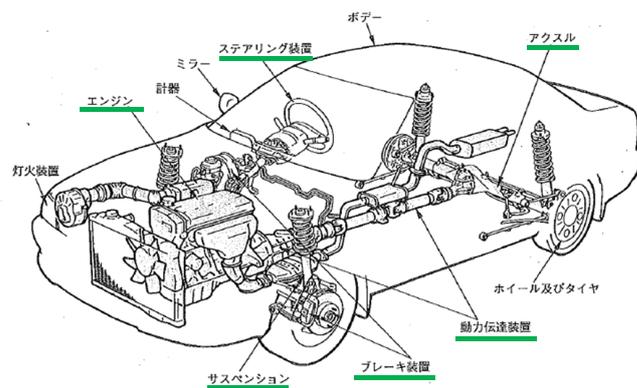
- 道路運送車両法に基づく法定点検整備

定期点検項目の例

<p>ステアリング装置</p> <p>ハンドル操作の不具合を防止するため、ロッドおよびアームの緩み、がた、損傷等を点検します。</p> 	<p>ブレーキ装置</p> <p>ブレーキの効き不良を防止するため、ブレーキディスクの摩耗および損傷等を点検します。</p> 	<p>走行装置</p> <p>ホイールの脱落などを防止するため、ホイールナットおよびホイールボルトの緩み等を点検します。</p> 
<p>動力伝達装置</p> <p>走行時の振動や動力伝達不良を防止するため、プロペラシャフト連結部の緩み等を点検します。</p> 	<p>電気装置</p> <p>エンジンの始動不良や排気ガス悪化防止のため、点火プラグの状態等を点検します。</p> 	<p>エンジン</p> <p>エンジンの不具合を防止するため、冷却装置の水漏れ等を点検します。</p> 
<p>サスペンション</p> <p>サスペンションの異音の発生や不具合を防止するため、取付部および連結部の緩み、がた、損傷等を点検します。</p> 	<p>びい遅・漏れのあるガス・有電ガスなどの発火防止装置</p> <p>熱害による火災発生等を防止するため、排出ガス減少装置の取付の緩みおよび損傷等を点検します。</p> 	

自動車の分解整備

- エンジン、ブレーキ、ギアボックスなど重要部品を取り外して行う整備又は改造



分解整備とは、以下の装置を取り外して行う整備又は改造

- ・ 原動機
- ・ 動力伝達装置（クラッチ、トランスミッション、プロペラ・シャフト、デフアレンシャル）
- ・ 走行装置（フロントアクスル、リア・アクスル・シャフト等）
- ・ かじ取り装置（ギヤボックス、リンク装置等）
- ・ 制動装置（マスタシリンダ、ブレーキ・チャンバ、バルブ類等）
- ・ 緩衝装置（シヤンばね）
- ・ 連結装置（トレーラ・ヒッチ、ボール・カップラ）

特定技能外国人を受け入れるルート

試験

2019年度中の実施(フィリピン、ベトナム)を予定していますが、開催国等変更になる可能性がございます。

●技能及び業務上必要な日本語

「自動車整備分野特定技能評価試験」(仮称)又は「自動車整備士技能検定試験3級」

※自動車整備士技能検定3級と同水準程度

試験言語：日本語(必要に応じてルビを付す)

実施方法：筆記及び実技方式

実施回数：年おおむね1回程度を予定、国外で実施

●日常生活に必要な日本語

「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」



受け入れ機関は外国人と雇用契約を結び、特定技能1号支援計画を策定
地方出入国在留管理局の許可がおりたら、外国人が在外公館に申請

技能実習からの移行

●第2号技能実習(自動車整備職種に限る)の修了【技能、日本語の試験不要】

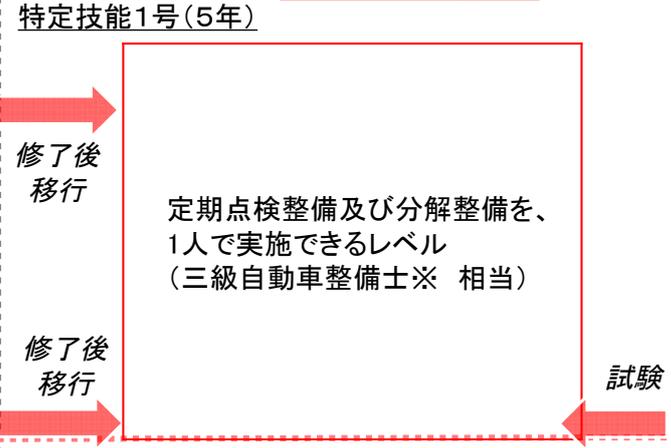
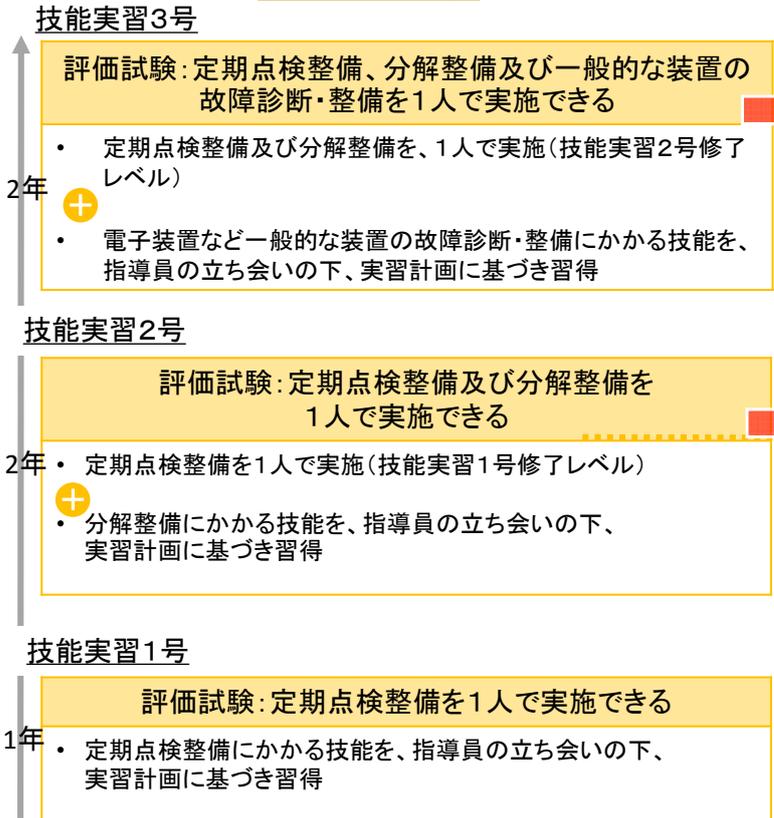


受け入れ機関は外国人と雇用契約を結び、特定技能1号支援計画を策定
受け入れ機関、外国人共に地方出入国在留管理局へ申請

自動車整備業における技能実習と特定技能のレベル

技能実習制度

特定技能(新設)



定期点検整備	分解整備
道路運送車両法に基づく法定点検整備	重要部品を取り外して行う整備又は改造
例 排気管の漏れガス・有害ガスなどの発煙防止装置 熱害による火災発生等を防止するため、排出ガス減少装置の取付の確実および整備等を点検します。 	重要部品の例 • 原動機 • 動力伝達装置 例: クラッチ • 走行装置 例: フロントアクスル • 制動装置 例: ブレーキディスク 等

【参考】
二級自動車整備士は、三級自動車整備士の能力・知識に加え、分解整備記録簿の管理など整備を統括する能力、自動車検査に関する知識が求められる。
一級自動車整備士は、二級自動車整備士の能力・知識に加え、自動ブレーキなど新技術の故障診断・整備、ユーザーに対して故障状態の説明や再発防止の助言ができることが求められる。

特定技能の受入れ方

新しい入管制度の構造

出入国管理及び難民認定法

赤字:自動車整備分野特有の事項について規定

関係政令・省令

関係告示 (自動車整備分野に係る上乗せ告示)

↑内容を制度化

- 政府基本方針(閣議決定)
- 自動車整備分野に係る分野別運用方針(閣議決定)

具体の手続き方法や様式については、以下の要領を参照ください。

※ 国土交通省HPIに掲載されています http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_SSW.html

- 特定技能外国人受入れに関する運用要領
- 1号特定技能外国人支援に関する運用要領
- (別冊)自動車整備分野に係る運用要領

自動車整備分野に係る分野別運用方針の概要

- 自動車整備分野の「特定技能1号」(在留期間5年)は、自動車の日常点検整備、定期点検整備及び分解整備を業務として行う。(在留期間に制限のない「特定技能2号」は、当面創設しない。)
- 5年間の受入れ見込み数は、**最大7,000人**。
- 「特定技能1号」の在留資格を得るためには、**自動車整備の技能と日本語能力の試験に合格する必要**。(外国人技能実習2号修了の場合でも可)
- 受入れ機関(自動車整備工場)に対して、**外国人材に対する支援**を適切に行うことに加えて、道路運送車両法に基づく認証を受けていること、国土交通省が組織する協議会に対して必要な協力を行うこと等を義務付け。

自動車整備分野の「特定技能1号」

- ・在留期間：5年
(在留期間に制限のない特定技能2号は当面創設しない。)
- ・5年間の受入れ見込み数：最大7,000人

試験内容

【技能試験】

「自動車整備特定技能評価試験」(仮称)(筆記+実技)
又は3級自動車整備士技能検定試験(筆記+実技)合格

【日本語能力試験】

国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)
※ 外国人技能実習2号修了でも可

業務内容

自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備



受入れ機関(自動車整備工場)の義務・要件

【外国人に対する支援】

- ・生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応等

【雇用契約】

- ・フルタイム、直接雇用

【道路運送車両法に基づく認証の取得】

- ・道路運送車両法の認証を受けた事業場であること。
- ・国土交通省が組織する協議会に対して必要な協力を行うこと。

11

受け入れの手続き(概要)

前提となる条件

- ・ 外国人を雇用する事業場が、認証工場である必要があります。
- ・ 外国人と結ぶ雇用契約において、日常点検整備、定期点検整備、分解整備に従事させる必要があります
- ※ 関連業務として、車枠車体の整備調整作業などを行うことは差し支えありません(ただし、専ら関連業務を行うことは不可) 運用要領(別冊) pp. 4
- ・ 登録支援機関を利用する場合、登録支援機関において
 - ①「自動車整備分野特定技能協議会」に入会をすること
 - ②自動車整備士1級又は2級の資格を有する者又は自動車整備士の養成施設において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれていること(注:常勤、非常勤は問われませんが、地方出入国在留管理局により、個別に審査されます)等が求められます。

手続きフロー

1. 雇用したい外国人の検討、雇用契約の締結
2. 自動車整備分野特定技能協議会への入会届出(協議会第1号、第2号様式、別表第1)
 - 受理をしたら、協議会事務局より、構成員資格証明書を発行します
 - * 最寄りの運輸局、沖縄総合事務局で可能です(詳細別紙)
 - * 登録支援機関を利用する場合、登録支援機関も入会する必要があります
3. 雇用契約、支援計画、構成員資格証明書、自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書、地方運輸局長の認証を受けた事業場であることを証する資料等を揃えて、地方出入国在留管理局に申請ください。

法務省の運用要領に従って準備ください
* 出入国在留管理庁における手続きです

自動車整備分野特定技能協議会運営規程に従ってご準備ください
* 国土交通省における手続きです

要領等はこちら

法務省HP : http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

国土交通省HP : http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_SSW.html

自動車整備分野特定技能協議会の窓口

- 自動車整備分野に係る特定技能外国人を受け入れようとする特定技能所属機関(自動車整備事業者)又は登録支援機関(以下「特定技能所属機関等という。）」が満たすべき基準として協議会の構成員であることが必須。
- このため、特定技能所属機関等は、特定技能外国人を受け入れる事業場を管轄する地方運輸局等まで、入会届出書及び遵守事項を持参又は郵送する届出が必要。
- また、届出事項の変更や特定技能外国人の受入れを終了した等の理由により協議会の構成員でなくなった特定技能所属機関等は、同じく届出が必要。

自動車整備分野特定技能協議会構成員申請相談窓口一覧 ※一部、地方運輸局では、管轄地域にある運輸支局においても相談可

運輸局等	管轄地域	運輸局等	管轄地域
北海道運輸局 自動車技術安全部整備・保安課 TEL:011-290-2752	北海道	近畿運輸局 自動車技術安全部整備課 TEL:06-6949-6453	大阪府・京都府・兵庫県 奈良県・滋賀県・和歌山県
東北運輸局 自動車技術安全部整備・保安課 TEL:022-791-7534	宮城県・福島県・岩手県 青森県・山形県・秋田県	中国運輸局 自動車技術安全部整備・保安課 TEL:082-228-9142	広島県・鳥取県・島根県 岡山県・山口県
関東運輸局 自動車技術安全部整備課 TEL:045-211-7254	東京都・神奈川県・埼玉県・ 群馬県・千葉県・茨城県・ 栃木県・山梨県	四国運輸局 自動車技術安全部整備・保安課 TEL:087-802-6783	香川県・徳島県・愛媛県・高知県
北陸信越運輸局 自動車技術安全部整備・保安課 TEL:025-285-9155	新潟県・長野県・ 石川県・富山県	九州運輸局 自動車技術安全部整備課 TEL:092-472-2537	福岡県・長崎県・大分県 佐賀県・熊本県・ 宮崎県・鹿児島県
中部運輸局 自動車技術安全部整備課 TEL:052-952-8042	愛知県・静岡県・岐阜県 三重県・福井県	沖縄総合事務局 運輸部車両安全課 TEL:098-866-1837	沖縄県

※ 様式等は国土交通省HPに掲載 <http://www.mlit.go.jp/jidoshajidoshaweb/html>

13

留意点:受入れ可能な人数

①特定技能としての受入れ

- 制度として、受入れの人数制限はございませんが、外国人を十分に支援できるかどうか、出入国在留管理庁において個別の審査があります

②認証要件による制限

- 道路運送車両法に規定される従業員に対する整備士の要件が課されます
(特定技能外国人は、整備士としてカウントできません)
- 技能実習生の受入れも行っている場合、従業員数には技能実習生+特定技能+その他日本人の従業員がカウントされますので、ご注意ください

③参考:技能実習制度の人数制限

基本人数枠

- この人数に、特定技能はカウントされません

実習実施者の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の 20分の1
201人~300人	15人
101人~200人	10人
51人~100人	6人
41人~50人	5人
31人~40人	4人
30人以下	3人

- 46 -

監理団体の利用有無や技能実習1号、2号の別等で受入れ人数が変わりますので、ご注意ください。

14

参考資料

15

自動車整備分野に係る上乗せ告示(平成31年国土交通省告示第358号)

- 事業所管大臣は、特定の分野に特有の事情に鑑みて、法務大臣に協議の上で、告示で定めることができる
- このため、自動車整備分野において、①在留資格を与えるために外国人が満たす基準、②特定技能外国人を受け入れるにあたり、受入れ企業が満たすべき基準を定める告示を制定した。

特定技能としての在留資格を与えるために、外国人が満たすべき要件

- 派遣雇用でないこと

特定技能外国人を受け入れるにあたって、受入れ企業（特定技能所属機関）が満たすべき基準

- ① 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第78条第1項に基づく、地方運輸局長の認証(限定認証や二輪のみも含む。)を受けた事業場であること
- ② 国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員になること
- ③ 上記②の協議会に対し、必要な協力を行うこと
- ④ 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
- ⑤ 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託する場合には、以下のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること
 - i. 上記②～④いずれにも該当すること
 - ii. 自動車整備士1級若しくは2級の資格を有する者又は自動車整備士の養成施設において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者を置くこと

※ 国土交通省HPよりご確認いただけます。

「自動車整備分野における「特定技能」の受入れ」：http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_SSW.html

16

(参考)自動車整備分野における運用方針・要領の概要

受入見込数

5年間で最大7,000人(受入れの上限として運用)

- ◆ 特定技能1号(在留期間5年)のみであり、在留期間に制限のない「特定技能2号」は、当面創設しない。

従事する業務

自動車の日常点検整備、定期点検整備及び分解整備

雇用形態

直接雇用のみ

受け入れ機関に対し特に課す条件

- ア 国土交通省が設置する「自動車整備分野特定技能協議会」の構成員になること。
- イ 協議会に対し必要な協力を行うこと。
- ウ 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- エ 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第78条第1項に基づく、地方運輸局長の認証を受けた事業場であること。
- オ 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、以下の全ての条件を満たす登録支援機関に委託すること。
 - ① 上記ア、イ及びウの条件を満たすこと。
 - ② 自動車整備士1級若しくは2級の資格を有する者又は自動車整備士の養成施設において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者を置くこと。

ほか、分野横断的に求められる外国人に対する支援(生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応等)が必要。

17

(参考)「技術・人文知識・国際業務」の在留資格

□ 目的

専門的な知識、技術、技能を有する外国人を積極的に受け入れることにより、我が国の経済社会の活性化に資する

□ 在留期間

5年、3年、1年又は3月

⇒ 在留資格は**更新可能**(原則10年以上の在留で永住許可が認められるものがあると想定)

□ 主な資格取得要件

- ・ 申請人は、①～③のいずれかに該当していること
 - ① 当該技術に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと
 - ② **当該技術に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了したこと**
 - ③ 10年以上の実務経験を有すること
- ・ 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

● 本邦の専門学校を卒業した留学生に係る許可事例

本邦の専門学校の自動車整備科を卒業し、専門士(2級整備士)資格を取得した者から、本邦の自動車の点検整備を業務内容とする事業者との契約に基づき、**月額18万4千円の報酬**を受けて、サービスエンジニアとしてエンジンやブレーキ等の点検・整備・分解等の業務に従事するとともに、**自動車検査員としての業務に従事することとなるもの。**

詳しくは、自動車整備士養成施設や法務省のガイドラインを**48**覧ください。
*大変恐縮ですが、国土交通省においてのご相談はお受けいたしかねます。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00091.html

18

(参考)自動車整備分野特定技能協議会

- 特定技能外国人の適正な受入れ及び保護を行うため、また、各地域の特定技能所属機関が必要な特定技能外国人を受け入れるため、構成員が相互に連絡を図ること及び必要な措置を講ずることを目的に平成31年3月29日に設置した。

構成員

- 学識者
- 自動車整備事業者団体
- 法務省
- 特定技能所属機関(自動車整備事業者)
- 試験実施機関
- 外務省
- 警察庁
- 厚生労働省
- 登録支援機関
- 国土交通省

活動内容

- ・ 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- ・ 受入れに係る人権上の問題等への対応策の検討
- ・ 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- ・ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援
- ・ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- ・ 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- ・ 大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整
- ・ 特定技能所属機関及び登録支援機関が構成員であることの証明
- ・ その他、必要な情報・課題の共有、協議等

19

(参考)【技能実習】自動車整備職種における外国人技能実習生の受入(平成28年4月～)

- 平成28年4月、外国人技能実習制度に「自動車整備職種」を追加。
- 技能実習の適正確保ため、自動車整備職種の「上乗せ告示」を策定するとともに、「外国人技能実習制度自動車整備事業協議会」を設置
- 主な送出国は、フィリピン、ベトナム、ミャンマー。

経緯

平成28年4月

外国人技能実習制度に「自動車整備職種」を追加
(自動車整備職種の外国人技能実習生受入開始)

平成29年4月

入国前又は入国後の講習内容、監理団体の体制等を定めた
「上乗せ告示」※を策定。

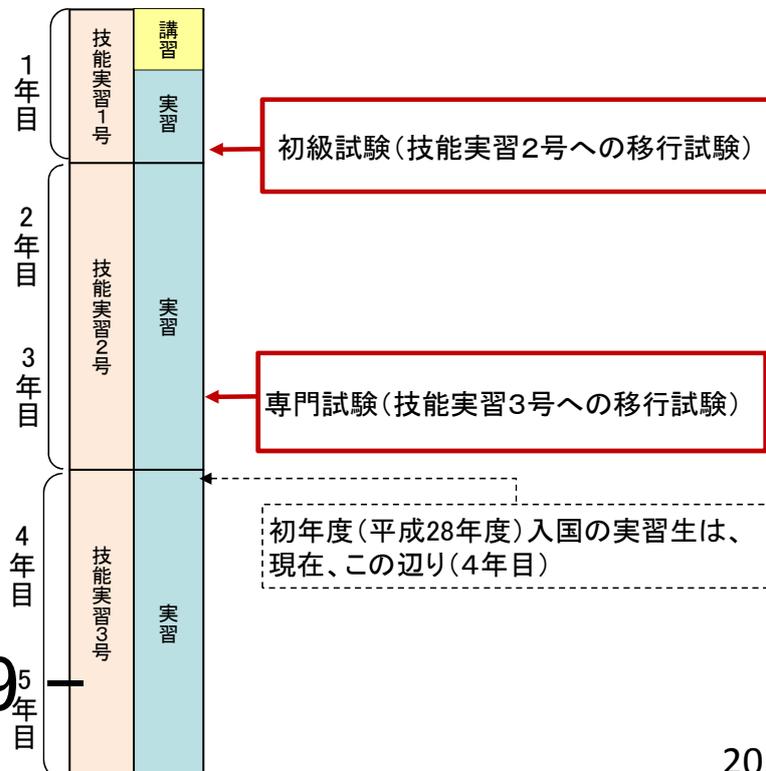
※「自動車整備職種の自動車整備作業について外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が告示で定める基準を定める件」(平成29年国土交通省告示第386号)。

平成29年11月

外国人技能実習法施行

平成30年2月

外国人技能実習法第54条に基づく「外国人技能実習制度自動車整備事業協議会」設置



20

- ・技能実習法が平成29年11月1日に施行。
 - ・技能実習法施行規則(厚生労働省令、法務省令)において、事業所管大臣が、技能実習の内容の基準等について、特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて、法務大臣及び厚生労働大臣に協議の上で、告示で定めることができることとされている。
- **自動車整備作業については、自動車の安全に関わるものであるため、技能実習を行わせる体制の基準等を定めた。**

1) 技能実習の内容に関する基準

入国後講習又は入国前講習のいずれかにおいて、自動車整備作業に関する講習(国土交通大臣が指定する教材を使用して、自動車整備作業に関する基礎的な知識を修得させる。)を実施すること。

2) 技能実習を行わせる体制の基準

- ① 1～3年目の外国人技能実習生を指導する技能実習指導員は、三級自動車整備士の技能検定などに合格した者であること。
- ② 4, 5年目の外国人技能実習生を指導する技能実習指導員は、二級自動車整備士の技能検定などに合格した者であること。
- ③ 技能実習を行わせる事業所は自動車分解整備事業の認証を受けた事業場であること。

3) 監理団体の業務の実施に関する基準

技能実習計画の作成の指導は、三級自動車整備士の技能検定などに合格した者であること。

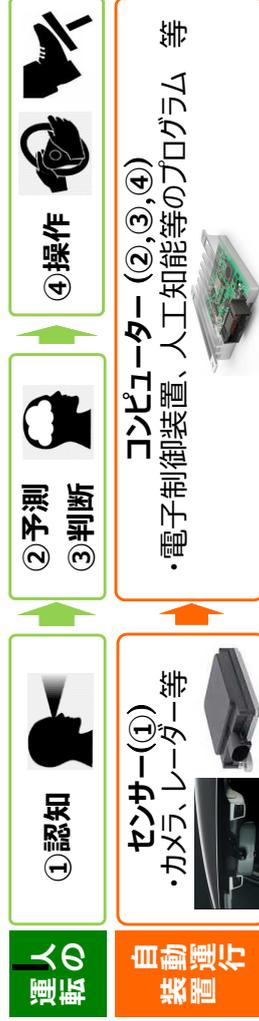
【1】保安基準対象装置への自動運行装置の追加

現状・課題

- 自動運転システム(レベル3・4)の安全性を確保するための保安基準(省令)を策定する必要があるが、これらのシステムは現行の保安基準の対象装置とされていない。
- 自動運転システム(レベル3・4)は、いつでもどこでも制限なく安全な自動運転を行える技術水準にはないと見込まれることから、自動運転システムが使用される走行環境条件(速度・ルート・天候・時間等)を設定することが必要。

改正内容

- 自動車の保安基準(省令)の対象装置に「自動運行装置」を追加



- 自動運行装置が使用される条件(走行環境条件)を当該装置ごとに国土交通大臣が付すこととする。

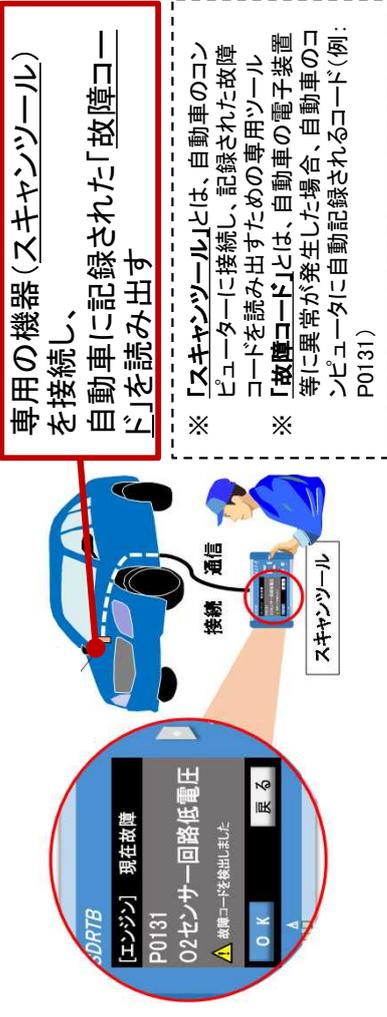
- ◆ 走行環境条件の想定される例(以下の条件の組み合わせ)
 - ・道路条件(高速道路/一般道路、専用道路/混在交通、車線数、車線の有無等)
 - ・地理条件(都市部/過疎地域等)
 - ・環境条件(天候、昼間/夜間等)
 - ・その他の条件(速度制限、決められたルートのみでの運行に限定すること等)

例えば、自動運転車の導入初期においては、
昼間・晴れでの高速道路本線上における低速走行(渋滞時等)
といった条件を付与することが考えられる

【2】自動車の電子的な検査に必要な技術情報の管理に関する事務を行わせる法人の整理

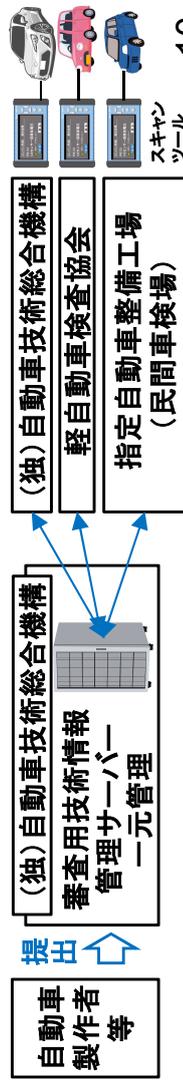
現状・課題

- 近年、自動ブレーキなど自動運転技術の進化・普及が急速に進展しているが、故障した場合には、誤作動による事故等につながらざるおそれがあるため、自動車の検査(車検)に、電子的な検査を導入する必要がある。
- 電子的な検査を行うためには、自動車製作者等が保有する技術情報が必要。



改正内容

- 自動車の検査における、電子的な基準適合性審査に必要な技術情報の管理に関する事務を(独)自動車技術総合機構に任せ、全国の検査実施機関が活用できる環境を整備する。



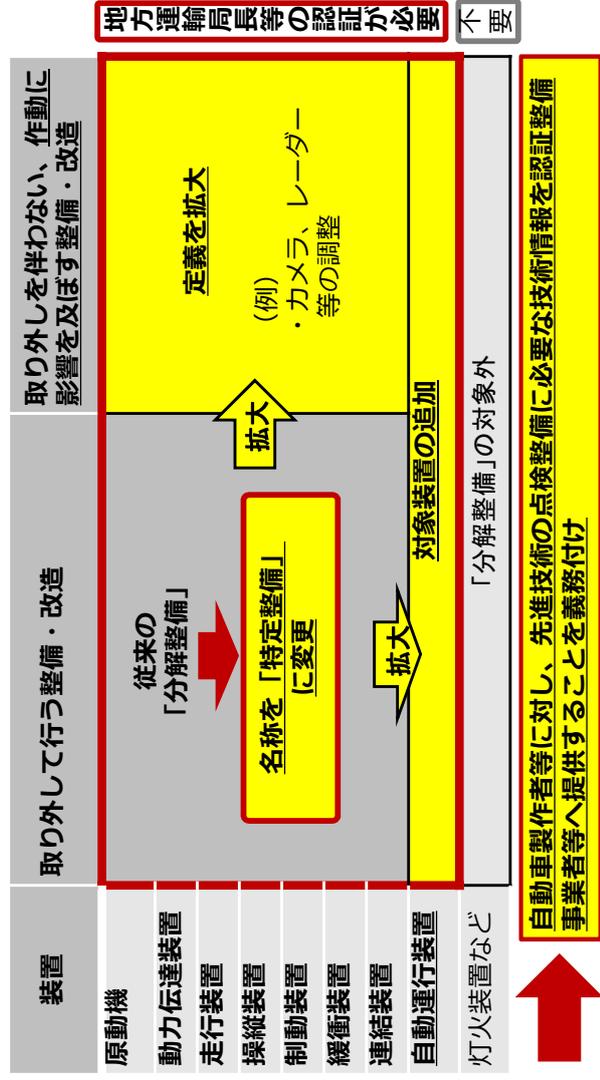
【3】分解整備の範囲の拡大及び点検整備に必要な技術情報の提供の義務付け

現状・課題

- 事業として行う場合に認証が必要な「分解整備」の範囲に、先進技術に係る整備・改造が含まれず、安全性が確保されないおそれがあることから、当該範囲を拡大する必要がある。
- 先進技術の点検整備をするために必要な自動車の技術情報が、整備事業者等に対し十分に提供される必要がある。

改正内容

- 認証を要する「分解整備」につき、対象装置に「自動運行装置」を追加するとともに、対象装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造にまで定義を拡大し、名称を「特定整備」に定める。
- 自動車製作者等に対し、点検整備に必要な型式固有の技術情報を特定整備を行う事業者等へ提供することを義務付ける。



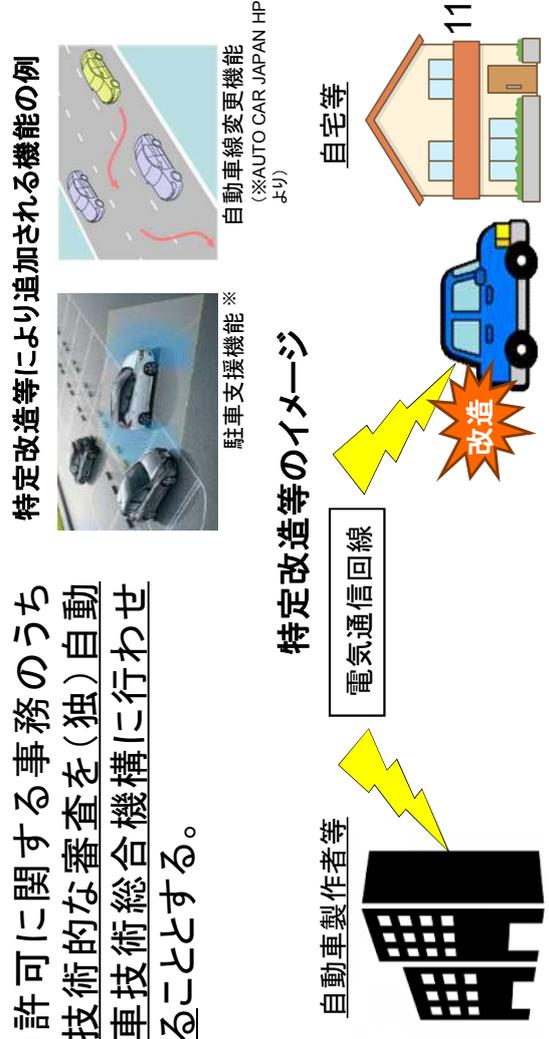
【4】自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造等に係る許可制度の創設等

現状・課題

- 昨今の自動車技術の進展に伴い、自動車製作者等において、通信を活用して使用過程時の自動車の電子制御装置に組み込まれたプログラムを改変し、性能変更や機能追加（改造）を行うことが可能となっている。
- 現行の道路運送車両法では、通信を活用した自動車の電子的な改造が行われることは想定されていないことから、改造が適切に行われることを確保する必要がある。

改正内容

- 自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造であって、その内容が適切でなければ自動車保安基準に適合しなくなるおそれのあるものを電気通信回線の使用等によりする行為等（特定改造等）をしようとする者は、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととする。
- 許可に関する事務のうち、技術的な審査を（独）自動車技術総合機構に行わせることとする。



【5-1】型式指定制度における適切な完成検査の確保

現状・課題

○平成29年秋以降、自動車メーカー等において、完成検査における不適切な取扱いが相次いで発覚。

○このため、ルールの規範性向上のための省令改正等を実施したものの、現行の道路運送車両法では、完成検査における不適切な取扱いを確実に速やかに是正させるための強制力のある措置を講じることができない。

○完成検査における不適切な取扱いは、保安基準に適合していないおそれのある自動車が大량に新規登録されることに繋がるものであることから、確実に速やかに是正することが必要。

改正内容

○強制力のある機動的な措置の導入

- ① 是正措置命令
 - ・自動車メーカーに対し、完成検査における不適切な取扱いを是正するために必要な措置を命ずることができることとする。
- ② 型式指定の効力の停止
 - ・必要な是正措置が講じられるまでの間、型式指定の効力を停止※することができることとする。（※実質的な出荷の停止）

○罰則の強化

上記の是正措置命令又は型式指定の効力停止を行うための報告徴収・立入検査に対する虚偽報告等に適用される罰則を強化することとする（1年以下の懲役又は300万円以下の罰金（法人両罰2億円））。

【5-2】自動車検査証の電子化

現状・課題

○自動車保有関係手続をオンラインで一括して行うワンストップサービス(OSS)は、更なる利用の促進が必要(※)。

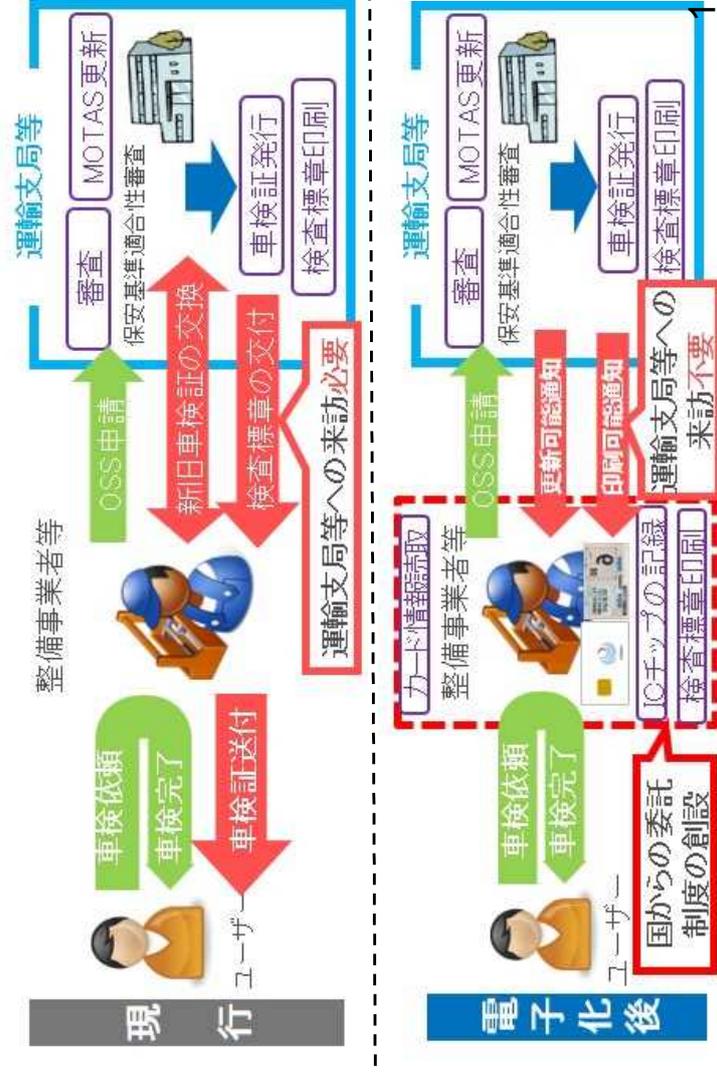
○継続検査等の際にOSS申請を行ってもなお必要な車検証受取のための運輸支局等への来訪負担削減を図ることが必要。

※ H29年度のOSS利用率 ①新車新規: 31.3% (94.0万件)
②継続検査: 1.9% (28.9万件)

改正内容

○自動車検査証をICカード化することとする。

○国からのICチップ記録等事務の委託制度を創設することとする。





1 1. 「自動車分解整備事業の認証関係業務の取扱いについて」の一部改正について

四運技整第104号の2
令和元年7月31日

四国自動車整備振興会連合会会長 殿

四国運輸局長



「自動車分解整備事業の認証関係業務の取扱いについて」の
一部改正について

「自動車分解整備事業の認証関係業務の取扱いについて」（平成元年3月22日付け四運整第58号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正しましたので、了知されるとともに、貴傘下会員に対し周知方よろしく申し上げます。

「自動車分解整備事業の認証関係の取扱いについて」（平成元年3月22日付け四運整整第58号）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>四運整整第58号 平成元年3月22日 <u>(最終改正) 四運技整整第104号</u> <u>令和元年7月31日</u></p> <p>各運輸支局長 殿</p> <p>四国運輸局長</p> <p>自動車分解整備事業の認証関係業務の取扱いについて</p> <p>標記について、別添のとおり「自動車分解整備事業認証関係業務処理要領」を定めたので了知するとともに、関係者に対し周知徹底を図りたい。</p> <p>自動車分解整備事業認証関係業務処理要領</p> <p>別添</p> <p>自動車分解整備事業（以下「分解整備事業」という。）の認証関係の業務処理等については、道路運送車両法、同法施行規則及び関係通達によるほか、この要領の定めるところによる。</p> <p>第1 認証の申請等</p> <p>1 分解整備事業の認証の申請並びに変更等に関する届出の提出書類は別表の「自動車分解整備事業の認証に関する手続一覧表」によるものとする。</p> <p>2 変更に係る事項が「対象とする自動車の種類及び対象とする装置の種類」、「業務の範囲」である場合は、事前にその旨を申請又は届出させ運輸局長の審査を受けるものとする。</p>	<p>四運整整第58号 平成元年3月22日 <u>(最終改正) 四運技整整第343号</u> <u>平成27年3月19日</u></p> <p>各運輸支局長 殿</p> <p>四国運輸局長</p> <p>自動車分解整備事業の認証関係業務の取扱いについて</p> <p>標記について、別添のとおり「自動車分解整備事業認証関係業務処理要領」を定めたので了知するとともに、関係者に対し周知徹底を図りたい。</p> <p>自動車分解整備事業認証関係業務処理要領</p> <p>別添</p> <p>自動車分解整備事業（以下「分解整備事業」という。）の認証関係の業務処理等については、道路運送車両法、同法施行規則及び関係通達によるほか、この要領の定めるところによる。</p> <p>第1 認証の申請等</p> <p>1 分解整備事業の認証の申請並びに変更に関する届出の提出書類は別表の「自動車分解整備事業の認証に関する手続一覧表」によるものとする。</p> <p>2 変更に係る事項が「対象とする自動車の種類及び対象とする装置の種類」、「業務の範囲」である場合は、事前にその旨を申請又は届出させ運輸局長の審査を受けるものとする。</p>

<p>3 申請書類等は、運輸支局長を経由して運輸局長に提出させるものとする。</p> <p>第2 申請書の受理等</p> <p>1 運輸支局長は、申請並びに変更等に関する届出の提出があったときは、申請書類等に不備がないことを確認のうえ受理し、速やかに運輸局長あて進達するとともに、自動車分解整備認定システム（以下「システム」という。）に必要事項を入力するものとする。</p> <p>また、運輸支局長等において専決として処理するものについても同様に、システムに必要事項を入力するものとする。</p> <p>なお、申請書類等が不備な場合は申請者にその旨を通知し返付するものとする。</p> <p>2 運輸支局長は、前項の規定により申請書類等を返付したときは、その日付け及び理由を明確にしておくこと。</p> <p>第3 認証の審査等</p> <p>1 運輸支局長が行う申請内容等の確認は、書面審査によるものとし、新たに認証を申請する者にあつては、現地確認を行うものとする。</p> <p>2 運輸支局長は現地確認を行った場合は、申請書（第1号様式）の備考欄に、確認した職員の氏名及び確認した日付を記入するものとする。</p> <p>3 運輸支局長は、申請書類等の進達があった場合はその内容について審査し、認証基準に適合しているときは、認証を行うものとする。</p> <p>第4 認証書の交付等</p> <p>1 運輸支局長が分解整備事業の認証を行った場合は申請者名、認証番号、認証年月日を、又、第1第2項に係る変更の場合は決裁日を、速やかに運輸支局長を経由して申請者に通知するとともに、システムに必要事項を入力するものとする。</p> <p>2 認証番号は、香川県内に所在地がある事業場は「四運証第50」、徳島県は「四運証第60」、愛媛県は「四運証第70」、高知県は「四運証第80」をそれぞれ冠した一連番号とする。</p> <p>3 分解整備事業の種類に変更があった場合は、認証番号については従前のものとし、認証書の事業の種類欄に各々の認証年月日を括弧書きで併記するものとする。</p> <p>4 運輸支局長は、運輸支局長を経由して申請者に対し認証書（第9号様式）の交付を行うものとする</p>	<p>3 申請書類等は、運輸支局長を経由して運輸局長に提出させるものとする。</p> <p>第2 申請書の受理等</p> <p>1 運輸支局長は、申請書及び変更等の提出があったときは、申請書類等に不備がないことを確認のうえ受理し、速やかに運輸局長あて進達するとともに、自動車分解整備認定システム（以下「システム」という。）に必要事項を入力するものとする。</p> <p>また、運輸支局長等において専決として処理するものについても同様に、システムに必要事項を入力するものとする。</p> <p>なお、申請書類等が不備な場合は申請者にその旨を通知し返付するものとする。</p> <p>2 運輸支局長は、前項の規定により申請書類等を返付したときは、その日付け及び理由を明確にしておくこと。</p> <p>第3 認証の審査等</p> <p>1 運輸支局長が行う申請内容等の確認は、書面審査によるものとし、新たに認証を申請する者にあつては、現地確認を行うものとする。</p> <p>2 運輸支局長は現地確認を行った場合は、申請書（第1号様式）の「申請に係る事業場の現地確認」欄に、確認した者の氏名、印及び確認した日付を記入するものとする。</p> <p>3 運輸支局長は、申請書類等の進達があった場合はその内容について審査し、認証基準に適合しているときは、認証を行うものとする。</p> <p>第4 認証書の交付等</p> <p>1 運輸支局長が分解整備事業の認証を行った場合は、申請者名、認証番号、認証年月日を、又、第1第2項に係る変更の場合は決裁日を、速やかに運輸支局長を経由して申請者に通知するとともに、システムに必要事項を入力するものとする。</p> <p>2 認証番号は、香川県内に所在地がある事業場は「四運証第50」、徳島県は「四運証第60」、愛媛県は「四運証第70」、高知県は「四運証第80」をそれぞれ冠した一連番号とする。</p> <p>3 分解整備事業の種類に変更があった場合は、認証番号については従前のものとし、認証書の事業の種類欄に各々の認証年月日を括弧書きで併記するものとする。</p> <p>4 運輸支局長は、運輸支局長を経由して申請者に対し認証書（第9号様式）の交付を行うものとする</p>
---	--

新	旧
<p>る。</p> <p>なお、運輸支局長は交付するにあたっては申請者に対し法令の遵守、適正な整備の実施、健全な事業運営の励行など基本事項について指導を行うものとする。</p> <p>第5 認証申請者に対する指導</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各県自動車整備振興会において、申請者に対する事前指導を行う場合は認証基準に関する現地指導、申請書類の作成指導及び申請手続等について十分指導を行うものとする。 2 各県自動車整備振興会は、申請者に対して道路運送車両法関係法令をはじめ、建築基準法、農地法及び公害防止関係法令等の遵守について十分指導を行うものとする。 <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この要領は、平成元年4月1日から実施する。 2 「自動車分解整備事業の認証関係業務の取扱いについて」(昭和58年7月18日・高陸整第230号)は、平成元年3月31日限り廃止する。 3 平成元年3月31日以前に認証を受けた事業者であって、第4第2項の認証番号に枝番号があるものについては、認証書を書き換えるまでの間は、なお従前通りとする。 <p>附 則 (平成7年5月25日四運整第129号)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この要領は、平成7年7月1日から実施する。 2 平成7年6月30日以前に普通認証を受けた事業者は、平成7年7月1日より対象とする自動車に普通(乗用)が追加となるが、認証書については書き換えるまでの間はなお従前のおりとする。 3 「機械、計器、工具一覧表」(第7号様式)中サーキットテスト、充電器、ハンディ・バキューム・ポンプ、ダイヤル・ゲージ(いわゆる代替機器)については、従来使用している機器を最初に変更するまでの間は、それぞれボルト・メータ又はアンペア・メータ、バッテリー・テスト、バキューム・テスト、ダイヤル・ゲージ付トースカンであってもそれらの機器とみなす。 <p>附 則 (平成9年2月20日四運整第38号)</p>	<p>る。</p> <p>なお、運輸支局長は交付するにあたっては申請者に対し法令の遵守、適正な整備の実施、健全な事業運営の励行など基本事項について指導を行うものとする。</p> <p>第5 認証申請者に対する指導</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各県自動車整備振興会において、申請者に対する事前指導を行う場合は認証基準に関する現地指導、申請書類の作成指導及び申請手続等について十分指導を行うものとする。 2 各県自動車整備振興会は、申請者に対して道路運送車両法関係法令をはじめ、建築基準法、農地法及び公害防止関係法令等の遵守について十分指導を行うものとする。 <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この要領は、平成元年4月1日から実施する。 2 「自動車分解整備事業の認証関係業務の取扱いについて」(昭和58年7月18日・高陸整第230号)は、平成元年3月31日限り廃止する。 3 平成元年3月31日以前に認証を受けた事業者であって、第4第2項の認証番号に枝番号があるものについては、認証書を書き換えるまでの間は、なお従前通りとする。 <p>附 則 (平成7年5月25日四運整第129号)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この要領は、平成7年7月1日から実施する。 2 平成7年6月30日以前に普通認証を受けた事業者は、平成7年7月1日より対象とする自動車に普通(乗用)が追加となるが、認証書については書き換えるまでの間はなお従前のおりとする。 3 「機械、計器、工具一覧表」(第7号様式)中サーキットテスト、充電器、ハンディ・バキューム・ポンプ、ダイヤル・ゲージ(いわゆる代替機器)については、従来使用している機器を最初に変更するまでの間は、それぞれボルト・メータ又はアンペア・メータ、バッテリー・テスト、バキューム・テスト、ダイヤル・ゲージ付トースカンであってもそれらの機器とみなす。 <p>附 則 (平成9年2月20日四運整第38号)</p>

新

旧

1 この要領は、平成9年2月20日から実施する。

2 平成9年2月20日以前に認証を受けた事業者において、認証書を書き換えるまでの間は、なお従前のとおりとする。

附 則 (平成10年3月19日四運整整第77号)

1 この要領は、平成10年4月1日から実施する。

附 則 (平成10年11月20日四運整整第363号)

1 この要領は、平成10年11月24日から実施する。

附 則 (平成12年3月14日四運整整第83号)

1 この要領は、平成12年4月1日から実施する。

附 則 (平成12年9月29日四運整整第313号)

1 この要領は、平成12年10月1日から実施する。

附 則 (平成14年8月19日四運技整第47号)

1 この要領は、平成14年9月1日から実施する。

附 則 (平成15年6月16日四運技整第93号)

1 この要領は、平成15年6月16日から実施する。

附 則 (平成17年11月1日四運技整第215号)

1 この要領は、平成17年11月1日から実施する。

附 則 (平成22年3月16日四運技整第352号)

1 この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 (平成25年3月22日四運技整第398号)

1 この要領は、平成9年2月20日から実施する。

2 平成9年2月20日以前に認証を受けた事業者において、認証書を書き換えるまでの間は、なお従前のとおりとする。

附 則 (平成10年3月19日四運整整第77号)

1 この要領は、平成10年4月1日から実施する。

附 則 (平成10年11月20日四運整整第363号)

1 この要領は、平成10年11月24日から実施する。

附 則 (平成12年3月14日四運整整第83号)

1 この要領は、平成12年4月1日から実施する。

附 則 (平成12年9月29日四運整整第313号)

1 この要領は、平成12年10月1日から実施する。

附 則 (平成14年8月19日四運技整第47号)

1 この要領は、平成14年9月1日から実施する。

附 則 (平成15年6月16日四運技整第93号)

1 この要領は、平成15年6月16日から実施する。

附 則 (平成17年11月1日四運技整第215号)

1 この要領は、平成17年11月1日から実施する。

附 則 (平成22年3月16日四運技整第352号)

1 この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 (平成25年3月22日四運技整第398号)

新	旧
<p>1 この要領は、平成25年4月1日から実施する。</p> <p>附 則 (平成27年3月19日四運技整第343号)</p> <p>1 この要領は、平成27年3月19日から実施する。</p> <p><u>附 則 (令和元年7月31日四運技整第104号)</u></p> <p><u>1 この要領は、令和元年7月31日から実施する。</u></p> <p><u>ただし、この通達による改正後の要領にかかわらず、当分の間、なお従前の要領によること</u> <u>ができる。</u></p>	<p>1 この要領は、平成25年4月1日から実施する。</p> <p>附 則 (平成27年3月19日四運技整第343号)</p> <p>1 この要領は、平成27年3月19日から実施する。</p>

第1号様式

認 証 番 号	年 月 日
認 証 年 月 日	年 月 日

自動車分解整備事業の認証新規申請書

申請者の氏名又は名称 年 月 日 印

道路運送車両法の規定により別添書面を添えて申請します。

申請者の氏名又は名称 <small>(ふりがな)</small>	印
申請者の住所	
電話番号	
<small>(ふりがな)</small> 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
認定番号	

申請者の氏名又は名称を認定し押印することにより、変更・届出を行うことができる。

自動車分解整備事業の種類の <small>(□)指定するものを○を記入する。</small>	普通自動車分解整備事業
	小型自動車分解整備事業
	軽自動車分解整備事業

対象自動車の種類 <small>(□)指定するものを○を記入する。</small>	対象とする装置の種類			
	加動機	動力装置	走行	操縦
普通自動車(大型)				
普通自動車(中型)				
普通自動車(小型)				
普通自動車(貨用)				
大型特殊自動車				
小型四輪自動車				
小型三輪自動車				
軽自動車				

業務の範囲の限定 <small>(□)指定するものを○を記入する。</small>	軽油を燃料とする原動機を除く
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く
	カタピラ付大型特殊自動車に限る

第1号様式

自動車分解整備事業認証申請書(変更届)

四国運輸局長 殿

申請(届出)者の氏名又は名称及び住所



国土交通省

平成 年 月 日

事業名の氏名又は名称 <small>(ふりがな)</small>	新	旧
事業場の住所	新	旧
事業場の名称	新	旧
事業場の所在地	新	旧

目 録	事業の種類の範囲		対象とする自動車の種類及び対象とする装置の種類		業務の範囲	
	1.普通自動車分解整備事業	2.小型自動車分解整備事業	1.普通自動車(大型) [自動車整備(普通)]	2.普通自動車(中型) [自動車整備(普通)]	3.普通自動車(小型) [自動車整備(普通)]	4.普通自動車(貨用) [自動車整備(普通)]
1.普通自動車分解整備事業	2.小型自動車分解整備事業	3.軽自動車分解整備事業	5.大型特殊自動車 [自動車整備(普通)]	6.小型三輪自動車 [自動車整備(普通)]	7.小型四輪自動車 [自動車整備(普通)]	8.軽自動車 [自動車整備(普通)]
1.普通自動車(大型) [自動車整備(普通)]	2.普通自動車(中型) [自動車整備(普通)]	3.普通自動車(小型) [自動車整備(普通)]	4.普通自動車(貨用) [自動車整備(普通)]	5.大型特殊自動車 [自動車整備(普通)]	6.小型三輪自動車 [自動車整備(普通)]	7.小型四輪自動車 [自動車整備(普通)]
1.軽油を燃料とする原動機を除く	2.ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く	3.カタピラ付大型特殊自動車に限る	4.軽油を燃料とする原動機を除く	5.ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く	6.カタピラ付大型特殊自動車に限る	7.軽油を燃料とする原動機を除く

事業の種別 認定人 自家・専業・兼業の別 自家・専業・兼業・販売

変更年月日 平成 年 月 日 変更理由

認 証 番 号 区 運 認 証 年 月 日 普・小・軽 平・昭 年 月 日

指 定 番 号 区 運 指 定 年 月 日 普・小・軽 平・昭 年 月 日

工具の構成	合計 (工具数)			整備士数			整備士以外 の工具数
	一級	二級	三級	人	人	人	

屋内作業場等	開口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m ²	m	m
部品整備作業場			m ²	m	m
点検作業場	m	m	m ²	m	m
車両置場	m	m	m ²		

私()は、道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを宣誓します。
 宣誓者 印

役員氏名	役職名	役員氏名	役職名

(注)個人事業主において、親(子)は、法人企業に於いては、専任(役員)の空席にのみ記入すること。
 (注)各職種の氏名を記入し印押することにより、代名で署名(宣誓)することができる。
 (注)記入数が不足する場合は、任意追加することができる。

前職業種別 (ご自身の該当するものを○を記入)	専業	ディーラー	自家
	自動車用品販売店	ガソリンスタンド	受検(代行業)
	その他()		

事業場の面積 (小数点第1位まで記入)		整備		主任		者	
認識基準	計原式等記入	氏名	適任年月日	氏名	適任年月日	氏名	解任年月日
屋内作業場	m						
車両整備作業場	m						
部品整備作業場	m ²						
点検作業場	m						
車両置場	m						
総面積	m ²						
車庫	m						
車両置場	m						
整備面積	m ²						

現在職の 職名	法人の 役員		氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
	1級整備士 名	2級整備士 名					
分解整備工							
その他							

申請に係る事業場の現地確認 平成 年 月 日 氏名

	名 称	型式・能力等	数 量	
作業機械	プレス			
	ユア・コンプレッサ			
	デューム・プロテクト			
	ジャッキ			
	バイス			
	充電器			
	ノギス			
	トルク・レンチ			
	カーキット・テスト			
	計測計	コンプレッション	(ガソリン用)	
		ン・ゲージ	(ジューセル用)	
	点検計器 及び 点検装置	ハンディ・バキューム・ポンプ		
		エンジン・タコ・メータ		
		タイミンギ・ライト		
シツクネス・ゲージ				
ダイヤル・ゲージ				
トーイン・ゲージ				
キヤンバ・キヤスタ・ゲージ				
ターニング・ラジマス・ゲージ				
タイヤ・ゲージ				
検車装置				
一般化炭素測定器				
炭化水素測定器				
ホイール・ブロー				
ベアリング・レース・ブロー				
クリース・ガン又はキヤン・レブリガータ				
部品洗浄槽				
工具				

(注)記入欄が不足する場合は、任意欄に記入することができます。

備考	
----	--

旧

新

事業部平面図

事業部の名称

(例：レイアウト、守法、縮尺、方位等を記入)

第2号様式

認 証 番 号	年 月 日
認 証 年 月 日	年 月 日

自動車分解整備事業の変更（届出・申請）書

殿

年 月 日

道路運送車両法の規定により別添書面を添えて（届出・申請）します。

（※1 届出においては、届出・申請については、申請の資料に○を記入すること。

（なまがひ） 届出者 申請者の氏名又は名称	印
届出者	
申請者の住所	
電話番号	
（なまがひ） 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
認証番号	
認定番号	
指定番号	

（※2 届出書、申請書の氏名又は名称について、届出においては氏名又は名称を記載し印刷を精確することができ、申請においては氏名又は名称を記載し印刷することができ、申請書に○を記入すること。

届出・申請の内容（印刷物提出のものに○を記入）	変更年月日	年 月 日
相続	事業場の所在地の変更	
合作	役員の変更	
分割	屋内作業場の築造（所轄又は期日若しくは実行の長さ）	
譲受	自動車分解整備事業の種類の変更	【変更申請】
事業者名又は住所の変更	対自動車の種類及び製造の種類の変更	【変更申請】
事業場の名称の変更	業務の範囲の変更	【変更申請】

（※3 氏名の変更のみの届出の場合、役員の変更届出書（第3号様式）を使用すること。

1. 宣誓書

私（役員）は、道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを宣誓します。

宣誓者 印

（※4 個人事業者については、個人が業に就いては、私（役員）の文字に○を記入すること。

（※5 宣誓書の氏名を記載し印刷することができ、

第2号様式

整備主任者届

四国運輸局 運輸支局長 殿

平成 年 月 日

届出者の氏名又は名称及び住所

道路運送車両法施行規則第62条の2の2第2項の期日により次のとおり届けます。

1. 新任届 事業場の名称 及び所在地	新任者 生 年 月 日 氏 名（ふりがな）	前 任 者 氏 名（ふりがな）	届 出 届	申 請 届	号
			認 証 年 月 日	認 証 年 月 日	
			事業場の開始・変更年月日	昭和・平成	理 由
			・	・	
			・	・	
			・	・	
			・	・	
			・	・	
資 格 要 件	イ. 一般自動車整備士	ロ. 二級自動車整備士	自動車整備協定会 承認印		

※「新任届・変更」及び「事業の開始・変更」欄については、該当する事項に「○」をすること。

※ 整備主任者の職名若しくは氏名を記載すること。

※ 一般又は二級自動車整備士技能検定合格証書の写し等を添付すること。

※ 「変更年月日」とは、施行規則第62条の2の2第2項第3号の「業務開始の日」とすること。

2-1-① 自動車分解整備事業の種類の変更

自動車分解整備事業の種類	認識年月日
普通自動車分解整備事業	年 月 日
小型自動車分解整備事業	年 月 日
軽自動車分解整備事業	年 月 日

(注)1種が増加するものに、追加するものは、廃止するものと同日、変更がないものは、廃止の日を記入すること。

2-1-② 対象とする自動車の種別及び装置の変更

対象自動車の種別	対象とする装置の種類							
	全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制御	連結	運送
普通自動車(大型)								
普通自動車(中型)								
普通自動車(小型)								
普通自動車(乗用)								
大型特殊自動車								
小型四輪自動車								
小型二輪自動車								
小型三輪自動車								
軽自動車								

(注)1種が増加するものに、追加するものは、廃止するものと同日、変更がないものは、廃止の日を記入すること。

2-1-③ 業務の範囲の変更

業務の範囲の限定
軽油を燃料とする原動機を除く
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く
カタビラ付大型特殊自動車に限る

(注)1種が増加するものに、限定の申請をするものは、限定の申請をするものと同日、変更がないものは、変更の日を記入すること。

3. 事業者名又は住所の変更

事業者の氏名又は名称
事業者の住所

(注)旧の事業者の氏名又は住所は、変更の日を記入すること。

4. 事業場名の変更又は事業場の所在地の変更

事業場の名称
事業場の所在地

(注)旧の事業場の名称又は所在地は、変更の日を記入すること。

5. 屋内作業場等の変更(面積又は開口若しくは奥行の長さ)

屋内作業場等	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m ²	m	m
部品整備作業場			m ²		m
点検作業場	m	m	m ²	m	m
車両置場	m	m	m ²		

(注)変更する箇所は、アンダーラインを記入すること。

(注)記入欄が不足する場合は、任意で追加すること。

旧

新

作業場平面図
作業場の名称

(例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記入)

新

旧

6-①役員の変更（現在の役員及び解任した役員）

現在の役員及び解任年月日	
役員氏名	役職名（年 月 日）
	（ 年 月 日）
	（ 年 月 日）
	（ 年 月 日）
	（ 年 月 日）
	（ 年 月 日）
	（ 年 月 日）
	（ 年 月 日）
	（ 年 月 日）
	（ 年 月 日）

※①取締役が不足する場合は任意で記入してください。

6-②役員の変更に係る事業場

解任した役員及び解任年月日	
役員氏名	役職名（年 月 日）
	（ 年 月 日）
	（ 年 月 日）
	（ 年 月 日）
	（ 年 月 日）
	（ 年 月 日）
	（ 年 月 日）
	（ 年 月 日）
	（ 年 月 日）
	（ 年 月 日）

※②取締役が不足する場合は任意で記入してください。

6-③役員の変更に係る事業場

認定番号	事業場の名称	認定番号	事業場の名称

※③取締役が不足する場合は任意で記入してください。

備考

第3号様式

認 証 番 号	年 月 日
認 証 年 月 日	年 月 日

自動車分解整備事業の廃止届出書

殿

年 月 日

道路運送車両法の規定により別添書面を添えて届出します。

届出者の氏名又は名称 <small>(はりのがわ)</small>	印
届出者の住所	
電話番号	
事業場の名称 <small>(はりのがわ)</small>	
事業場の所在地	
認証番号	

(注)届出者の氏名又は名称については押印を施すことができる。

1. 廃止年月日、自動車分解整備事業の種類、廃止時の工具数、廃止理由

廃止年月日	年 月 日
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業 軽自動車分解整備事業
廃止時の工具数	人
廃止理由	経営不振 事業合理化 合併 自己都合 その他()
	倒産 移転・立退き 協賛会への参加 後継者難 工具不足 転業 後継者難

(注) 口押印を施すものをご記入のこと。

2. 廃止に伴って兼任した整備主任者の氏名

氏名	氏名	氏名
備考		

(注) 口押印を施すものをご記入のこと。

兼3号様式

自動車分解整備事業廃止届

四国運輸局長 殿

平成 年 月 日

届出者

氏名又は名称

道路運送車両法第81条第2項の規定により届出します。

認 証 番 号	四 運 証 第 一 号	認 証 年 月 日	昭 和 ・ 平 成	年 月 日
事業場の名称				
事業場の所在地				
事業の種類	1. 普通自動車分解整備事業	2. 小型自動車分解整備事業	3. 軽自動車分解整備事業	
事業の業種別	1. 山 家	2. 専 業	3. 販 売 (ディーラー)	
廃止年月日	平成 年 月 日	廃止時の工具数		名
廃止の理由	経営不振・倒産・工具不足・事業合理化・移転・立退・転業・合併・組合参加・後継者難・自己都合 その他()			

(日本工業規格A列4番)

第4号様式

認証番号	年	月	日
認証年月日			

整備主任者（選任・変更）の届出書

殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別添書面を添えて（選任・変更）します。

（注）選任にあつては「選任」、変更にあつては「変更」の文字を○を記入すること。

届出者の氏名又は名称 <small>（ひらがな）</small>	印
届出者の住所	
電話番号	
事業場の名称 <small>（ひらがな）</small>	
事業場の所在地	
電話番号	
認証番号	

（注）届出の氏名又は名称について印刷を省略することができる。

1. 新たに選任した整備主任者

氏名	生年月日	届出管理業務開始日	整備士合格証書番号
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	

（注）印刷が不足する場合は任意で追加することができる。

2. 辞任した整備主任者

氏名	辞任年月日	氏名	辞任年月日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

（注）印刷が不足する場合は任意で追加することができる。

3. 既に選任されている整備主任者

氏名	届出管理業務開始日	氏名	届出管理業務開始日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

（注）印刷が不足する場合は任意で追加することができる。

備考

第4号様式

法人の役員変更届

平成

年 月 日

四国運輸局長 殿

届出者
(申告者) 氏 名
又は 名称

道路運送車両法等第81条第1項第2号の規定により届出します。
なお、下記の者は道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないこととを申告します。

認証番号	四運証 第	一	号
事業場の名称			
変更年月日	平成	年 月 日	
役 職 名		氏 名	

※ 注 1. 記載欄が不足する場合は当該様式を複数用いること。
2. 同一事業者が複数の事業場を有する場合は別紙として、第4号様式(日本工業規格JIS S 4001)の2を添付すること。

新

第4号様式の2 (削除)

旧

第4号様式の2

第4号様式の2

事業場一覧表

届出者の
氏名又は名称

認 証 番 号	事 業 場 名
四運証第 ー 号	

(日本工業規格A列4番)

第5号様式

役員の変更届出書

殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別添書面を添えて届出します。

(4)379(2)

届出者の氏名又は名称	印
届出者の住所	
電話番号	

(注)役員の変更届出書の届出の場合は、自動車運転業務の変更(個人・団体)第2号欄の記載が必須であること。
 (注)届出の発生又は届出の届出の場合は、(注)1の事項を記載すること。

1. 役員の変更(現在の役員及び解任した役員)

現在の役員及び解任した役員	
役員氏名	役職名 (年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)

(注)退職届が提出できる場合は任意届出ることができる。

解任した役員及び解任年月日	
役員氏名	役職名 (年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)

(注)退職届が提出できる場合は任意届出ることができる。

第5号様式

認証書再交付申請書

西国運輸局長 殿

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

認 証 書 号	四 運 証 第 一 号	認 証 年 月 日	昭 和 年 月 日	再 交 付 を 要 する 理 由
事業場の名称				
事業場の所在地				
認 証 の 範 囲	1. 普通自動車(大型) (原・動・走・操・制・検・運) 2. 普通自動車(中型) (原・動・走・操・制・検・運) 3. 普通自動車(小型) (原・動・走・操・制・検・運) 4. 普通自動車(軽自動車) (原・動・走・操・制・検・運) 5. 小型自動車(原動機) (原・動・走・操・制・検・運) 6. 小型二輪自動車 (原・動・走・操・制・検・運) 7. 小型二輪自動車 (原・動・走・操・制・検・運) 8. 軽 正 動 車 (原・動・走・操・制・検・運) 9. 人型特殊自動車 (原・動・走・操・制・検・運) 10. ガソリン・エンジン(軽油を燃料とする自動車を除く) (エンジン・110cc(1車))	1. 普通自動車(大型) (原・動・走・操・制・検・運) 2. 普通自動車(中型) (原・動・走・操・制・検・運) 3. 普通自動車(小型) (原・動・走・操・制・検・運) 4. 普通自動車(軽自動車) (原・動・走・操・制・検・運) 5. 小型自動車(原動機) (原・動・走・操・制・検・運) 6. 小型二輪自動車 (原・動・走・操・制・検・運) 7. 小型二輪自動車 (原・動・走・操・制・検・運) 8. 軽 正 動 車 (原・動・走・操・制・検・運) 9. 人型特殊自動車 (原・動・走・操・制・検・運) 3. ガソリン・エンジン(軽油を燃料とする自動車に限る) (エンジン・110cc(1車))	3. 軽自動車分解整備事業	

(日本工業規格A列4番)

2 役員の変更に係る事業場

認証番号	事業場の名称	認証番号	事業場の名称

(注)記載が不足する場合は訂正認印することができます。

3 立書書

私 (役員) は、道府県送付届第80条第1項第2号に該当しないことを宣誓します。

宣誓者

印

(注)個人事業主については「私」、法人役員については「私(連 任員)」の文字に必要認印すること。

(注)法人企業が宣誓する場合は、宣誓者の職名にすべて記載すること。

備考

第6号様式

第6号様式

認証書再交付申請書

四国運輸局長 殿

申請者

氏名又は名称

住 所

年 月 日

印

封

認 証 書 号	四 運 証 第 一 号	認 証 年 月 日	年 月 日
事業場の名称	再 交 付 を 受 け る 理 由		
事業場の所在地			
認 証 対 象 と する 自 動 車 の 種 類 及 び 対 象 と する 業 務 の 種 類	3. 軽自動車分解整備事業		
業 務 の 範 囲	3. 軽自動車分解整備事業		
	1. 普通自動車分解整備事業	2. 小型自動車分解整備事業	3. 軽自動車分解整備事業
	1. 軽自動車(4座) 車・軽自動車(4座)	2. 軽自動車(4座) 車・軽自動車(4座)	3. 軽自動車(4座) 車・軽自動車(4座)
	4. 軽自動車(4座) 車・軽自動車(4座)	5. 軽自動車(4座) 車・軽自動車(4座)	6. 軽自動車(4座) 車・軽自動車(4座)
	7. 軽自動車(4座) 車・軽自動車(4座)	8. 軽自動車(4座) 車・軽自動車(4座)	9. 軽自動車(4座) 車・軽自動車(4座)
	1. 軽自動車(4座) 車・軽自動車(4座)	2. 軽自動車(4座) 車・軽自動車(4座)	3. 軽自動車(4座) 車・軽自動車(4座)

(日本産業規格 A列 4番)

第6号様式

第6号様式

自動車分解整備事業の業務範囲の限定解除(変更)申請書

四国運輸局長 殿

申請者

氏名又は名称

住 所

平成 年 月 日

印

封

自動車分解整備事業の限定を解除(変更)したいので、次のとおり申請します。

認 証 書 号	四 運 証 第 一 号	認 証 年 月 日	年 月 日
事業場の名称			
事業場の所在地			
限 定 解 除 の 種 類	1. 軽油を燃料とする原動機を撤く(ガソリン車に限る) 2. ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を撤く(ディーゼル車に限る)		
限 定 変 更 の 種 類	1. 「ガソリン車に限る」→「軽油を燃料とする原動機を撤く」 2. 「ディーゼル車に限る」→「ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を撤く」		

※ 該当しない申請事項については、— で消すこと。

(日本工業規格A列4番)

新

第7号様式 (削除)

旧

第7号様式

機械・計器・工具一覧表

事業場名

第7号様式

作業機器等	数量	数量及び性能等	品質、形状、機能 (最大性能のものを入力)	参考基準等
(1) アトレス			能力 トン	2トン以上
(2) エア・コンプレッサ			動力 外圧型 KPa (kgf/cm ²)、貯気容量	189リットル以上
(3) チェーン・ブロッカ			吊り上げ能力 トン	小形0.5t、普通1t以上
(4) ジヤッキ			押し上げ能力 トン	小形1t、普通1.5t以上
(5) バイパス			口金の幅 mm	普通(中)5t以上
(6) 充電器				約75mm以上
(1) ノボス			最大測定値 mm	測定値150mm以上
(2) トルク・レンチ			測定範囲 N・m (kgf・m)	
(1) サーキット・テスタ				
(2) 比重計				スポイト式
(3) コンプレッション・ゲージ				ガソリン・エンジン用
(4) コンプレッション・ゲージ				ディーゼル・エンジン用
(4) ハンディ・バキューム・ポンプ				
(5) エンジン・タコ・テスタ				
(6) タイミング・ライト				
(7) シックネス・ゲージ			リーフ長さ mm、リーフ枚数 枚	約57mm、約60枚以上
(8) タイヤル・ゲージ				
(9) トーイン・ゲージ				
(10) キャンパス・キャスタ・ゲージ				
点検				
(11) ガーニッシュ・ラジマス・ゲージ				
(12) タイヤ・ゲージ				
(13) 除塵装置				
(14) 一酸化炭素測定器			測定範囲 %～ %	型式認定番号
(15) 炭化水素測定器			測定範囲 ppm～ ppm	型式認定番号
(1) ホイール・ブロー				
(2) ベアリング・レース・ブロー				
(3) グリース・ガン又はシヤン・ムブリケータ			吐出圧 kgf/cm ²	吐出圧100kgf/cm ² 以上
(4) 部品洗浄槽			縦・横・深さ mm	2輪口標準400×500×180以上 他の日本標準100×700×180以上

第9号様式 (全部認証)

第9号様式 (全部認証)

認 証 書

事業者名 殿

道路運送車両法第80条の規定により次のとおり自動車分解整備事業を認証する。

記

<ol style="list-style-type: none"> 1 事業場の名称 2 事業場の所在地 3 自動車分解整備事業の種類 4 対象とする自動車の種類 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 普通自動車分解整備事業 (2) 小型自動車分解整備事業 (1) 普通自動車 (大型) (2) 普通自動車 (中型) (3) 普通自動車 (小型) (4) 普通自動車 (乗用) (5) 小型四輪自動車 (6) 小型三輪自動車 (7) 小型二輪自動車 (8) 軽自動車 (9) 大型特殊自動車
--	--

5 認 証 番 号 四 運 証 第 一 号 日

6 認 証 年 月 日 年 月 日

四国運輸局長名

(日本工業規格 A列4番)

第9号様式 (全部認証)

第9号様式 (全部認証)

認 証 書

事業者名 殿

道路運送車両法第80条の規定により次のとおり自動車分解整備事業を認証する。

記

<ol style="list-style-type: none"> 1 事業場の名称 2 事業場の所在地 3 自動車分解整備事業の種類 4 対象とする自動車の種類 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 普通自動車分解整備事業 (2) 小型自動車分解整備事業 (1) 普通自動車 (大型) (2) 普通自動車 (中型) (3) 普通自動車 (小型) (4) 普通自動車 (乗用) (5) 小型四輪自動車 (6) 小型三輪自動車 (7) 小型二輪自動車 (8) 軽自動車 (9) 大型特殊自動車
--	--

5 認 証 番 号 四 運 証 第 一 号 日

6 認 証 年 月 日 年 月 日

四国運輸局長名

(日本工業規格 A列4番)

新

第9号様式 (全部認証の場合であって、認証年月日が複数の時)

第9号様式 (全部認証の場合であって、認証年月日が複数の時)

認 証 書

事業者名 殿

道路運送車両法第80条の規定により次のとおり自動車分解整備事業を認証する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 自動車分解整備事業の種類 年 月 日
- 4 対象とする自動車の種類
 - (1) 普通自動車分解整備事業(小型)
 - (2) 普通自動車(大型)
 - (3) 普通自動車(中型)
 - (4) 普通自動車(乗用)
 - (5) 小型四輪自動車
 - (6) 小型三輪自動車
 - (7) 小型二輪自動車
 - (8) 軽自動車
 - (9) 大型特殊自動車

5 認証番号 四運証第 ー 号
6 認証年月日 年 月 日

年 月 日

四国運輸局長名

(日本~~運~~業規格 A列4番)

旧

第9号様式 (全部認証の場合であって、認証年月日が複数の時)

第9号様式 (全部認証の場合であって、認証年月日が複数の時)

認 証 書

事業者名 殿

道路運送車両法第80条の規定により次のとおり自動車分解整備事業を認証する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 自動車分解整備事業の種類 年 月 日
- 4 対象とする自動車の種類
 - (1) 普通自動車分解整備事業(小型)
 - (2) 小形自動車分解整備事業(大型)
 - (1) 普通自動車(大型)
 - (2) 普通自動車(中型)
 - (3) 普通自動車(小型)
 - (4) 普通自動車(乗用)
 - (5) 小型四輪自動車
 - (6) 小形三輪自動車
 - (7) 小形二輪自動車
 - (8) 軽自動車
 - (9) 大型特殊自動車

5 認証番号 四運証第 ー 号
6 認証年月日 年 月 日

年 月 日

四国運輸局長名

(日本~~運~~業規格 A列4番)

新

第9号様式（専門認証の場合）

第9号様式（専門認証の場合）

認 証 書

事業者名 殿

道路運送車両法第80条の規定により次のとおり自動車分解整備事業を認証する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 自動車分解整備事業の種類
- 4 対象とする自動車の種類
 - (1) 普通自動車（大型）〔動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、懸架装置、緩衝装置、に原る〕
 - (2) 普通自動車（中型）〔同上〕
 - (3) 普通自動車（小型）〔同上〕
 - (4) 普通自動車（乗用）
 - (5) 小型四輪自動車
 - (6) 小型三輪自動車
 - (7) 小型二輪自動車
 - (8) 軽自動車
 - (9) 大型特殊自動車

5 認証番号 四 第 証 第 一 号
 6 認証年月日 年 月 日

四国運輸局長名

（日本~~国~~運輸法 A列4番）

旧

第9号様式（専門認証の場合）

第9号様式（専門認証の場合）

認 証 書

事業者名 殿

道路運送車両法第80条の規定により次のとおり自動車分解整備事業を認証する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 自動車分解整備事業の種類
- 4 対象とする自動車の種類
 - (1) 普通自動車（大型）〔動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、懸架装置、に原る〕
 - (2) 普通自動車（中型）〔同上〕
 - (3) 普通自動車（小型）〔同上〕
 - (4) 普通自動車（乗用）
 - (5) 小型四輪自動車
 - (6) 小型三輪自動車
 - (7) 小型二輪自動車
 - (8) 軽自動車
 - (9) 大型特殊自動車

5 認証番号 四 第 証 第 一 号
 6 認証年月日 年 月 日

四国運輸局長名

（日本~~国~~運輸法 A列4番）

新

第9号様式（業務の範囲を限定する場合）

第9号様式（業務の範囲を限定する場合）

認 証 書（限定）

事業者名 _____ 殿

道路運送車両法第80条の規定により次のとおり自動車分解整備事業を認証する。

記

1. 事業場の名 称 _____
2. 事業場の所在地 _____
3. 自動車分解整備事業の種類 (1) 普通自動車分解整備事業
(2) 小型自動車分解整備事業
4. 対象とする自動車の種類 (1) 普通自動車（大型）
(2) 普通自動車（中型）
(3) 普通自動車（小型）
(4) 普通自動車（乗用）
(5) 小型四輪自動車
(6) 小型三輪自動車
(7) 小型二輪自動車
(8) 軽自動車
(9) 大型特殊自動車

5. 認 証 番 号 _____ 年 _____ 月 _____ 日

6. 認 証 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

四国運輸局長名 _____

業務範囲：ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く。

（日本産業連合会 A列4番）

旧

（新規）

12. 「自動車整備士技能検定合格証明書交付申請について」の一部改正について

四 検 委 第 1 3 号
令和元年8月19日

各運輸支局長 殿（単名各通）

四国地方自動車整備士技能検定委員長
（公印省略）

「自動車整備士技能検定合格証明書交付申請について」の
一部改正について

「自動車整備士技能検定合格証明書交付申請について」（平成9年12月22日付け四検委第26号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正しましたので、了知するとともに周知されたい。

「自動車整備士技能検定合格証明書交付申請について」(平成9年12月22日付け四検委第26号)新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧																				
<p>第1号様式</p> <p>自動車整備士技能検定合格証明書交付申請書</p> <p>四国地方自動車整備士技能検定委員長 殿</p> <p>申請者氏名 _____ 年 月 日 印 (又は署名)</p> <p>生年月日 _____ 年 月 日生</p> <p>連絡先: 自宅・携帯・その他(_____) 電話番号: _____</p> <table border="1"> <tr> <td>検定の種類</td> <td>整備士</td> </tr> <tr> <td>合格証書番号</td> <td>四国 第 _____ 号</td> </tr> <tr> <td>合格年月日</td> <td>平成 _____ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>証明書の交付を受ける理由</td> <td></td> </tr> </table>	検定の種類	整備士	合格証書番号	四国 第 _____ 号	合格年月日	平成 _____ 年 月 日	証明書の交付を受ける理由		<p>第1号様式</p> <p>自動車整備士技能検定合格証明書交付申請書</p> <p>四国地方自動車整備士技能検定委員長 殿</p> <p>申請者氏名 _____ 年 月 日 印 (又は署名)</p> <p>生年月日 _____ 年 月 日生</p> <table border="1"> <tr> <td>検定の種類</td> <td>級</td> <td>整備士</td> </tr> <tr> <td>合格証書番号</td> <td>四国</td> <td>第 _____ 号</td> </tr> <tr> <td>合格年月日</td> <td>平成</td> <td>_____ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>証明書の交付を受ける理由</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	検定の種類	級	整備士	合格証書番号	四国	第 _____ 号	合格年月日	平成	_____ 年 月 日	証明書の交付を受ける理由		
検定の種類	整備士																				
合格証書番号	四国 第 _____ 号																				
合格年月日	平成 _____ 年 月 日																				
証明書の交付を受ける理由																					
検定の種類	級	整備士																			
合格証書番号	四国	第 _____ 号																			
合格年月日	平成	_____ 年 月 日																			
証明書の交付を受ける理由																					

新

第2号様式

自動車整備士技能検定合格証明書

第2号様式

合格者の氏名 及び生年月日	年 月 日生
検定の種類	整備士
合格証書番号	第 号
合格年月日	年 月 日

四検査証第 号

上記事実相違ないことを証明する。

年 月 日

四国地方自動車整備士技能検定委員長

旧

第2号様式

自動車整備士技能検定合格証明書

第2号様式

合格者の氏名 及び生年月日	年 月 日生
検定の種類	級 整備士
合格証書番号	四 国 第 号
合格年月日	平 成 年 月 日

四検査証第 号

上記事実相違ないことを証明する。

年 月 日

四国地方自動車整備士技能検定委員長

第二章 検査業務関係

1. 事故自動緊急通報装置に関する国際基準を導入します

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



平成 30 年 7 月 18 日
自動車局技術政策課
自動車局審査・リコール課

事故自動緊急通報装置に関する国際基準を導入します

－ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について －

当該自動車の衝突事故が発生した際、位置情報等を自動的に通報する事故自動緊急通報装置に関する国際基準等が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において策定されたことを踏まえ、我が国においてもこの基準を導入します。

自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、安全性等を確保するため、順次、拡充・強化を進めています。

今般、「事故自動緊急通報装置に係る協定規則（第144号）」等の策定及び「座席、座席取付装置及び頭部後傾抑止装置に係る協定規則（第17号）」等の改訂が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において採択されたことを踏まえ、我が国においてもこの基準を導入します。

1. 保安基準等の主な改正項目（※ 改正の詳細については別紙をご覧ください。）

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ・ 事故自動緊急通報装置を備える自動車は、協定規則第 144 号に規定された要件に適合しなければならないこととする。
- ・ 上記の適用対象を、乗車定員 9 人以下の乗用自動車（車両総重量 3.5 t 以下に限る。）及び貨物自動車（車両総重量 3.5 t 以下に限る。）とする。

2. 公布・施行

公布 : 7月19日

施行 : 7月19日

問い合わせ先

自動車局 技術政策課 : 森本、江連

電話 03-5253-8111(内線 42255) 03-5253-8591(直通)

FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課: 荒井

電話 03-5253-8111(内線 42313) 03-5253-8596(直通)

FAX 03-5253-1640

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 173 回会合において、「事故自動緊急通報装置に係る協定規則（第 144 号）」等の策定及び「座席、座席取付装置及び頭部後傾抑止装置に係る協定規則（第 17 号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）等について、所要の改正を行うこととする。

※協定規則（原文）については次のとおり。

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_nov17.html

2. 改正の概要

（1）保安基準及び細目告示の一部改正

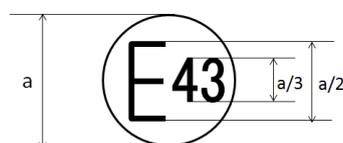
以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ・ 事故自動緊急通報装置を備える自動車は、協定規則第 144 号に規定された要件に適合しなければならないこととする。
- ・ 上記の適用対象を、乗車定員 9 人以下の乗用自動車（車両総重量 3.5 t 以下に限る。）及び貨物自動車（車両総重量 3.5 t 以下に限る。）とする。

（2）装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ・ 型式指定の対象となる特定装置の種類に、事故自動緊急通報装置及び年少者用補助乗車装置取付具を追加する。
- ・ 協定規則第 144 号に基づき認定された事故自動緊急通報装置及び協定規則第 145 号に基づき認定された年少者用補助乗車装置取付具は、型式指定を受けたものとみなすこととする。
- ・ 型式指定を受けたものであることを示す特別な表示（下図の様式）の大きさについて、協定規則第 145 号のものは $a \geq 8$ とすることとする。



単位：ミリメートル

(3) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

特定装置としての事故自動緊急通報装置及び年少者用補助乗車装置取付具の保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案してそれぞれ定める。

(4) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）の一部改正

(1)の改正について、新型車は平成32年1月1日から、継続生産車は平成33年7月1日から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

(5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係告示について所要の改正を行う。

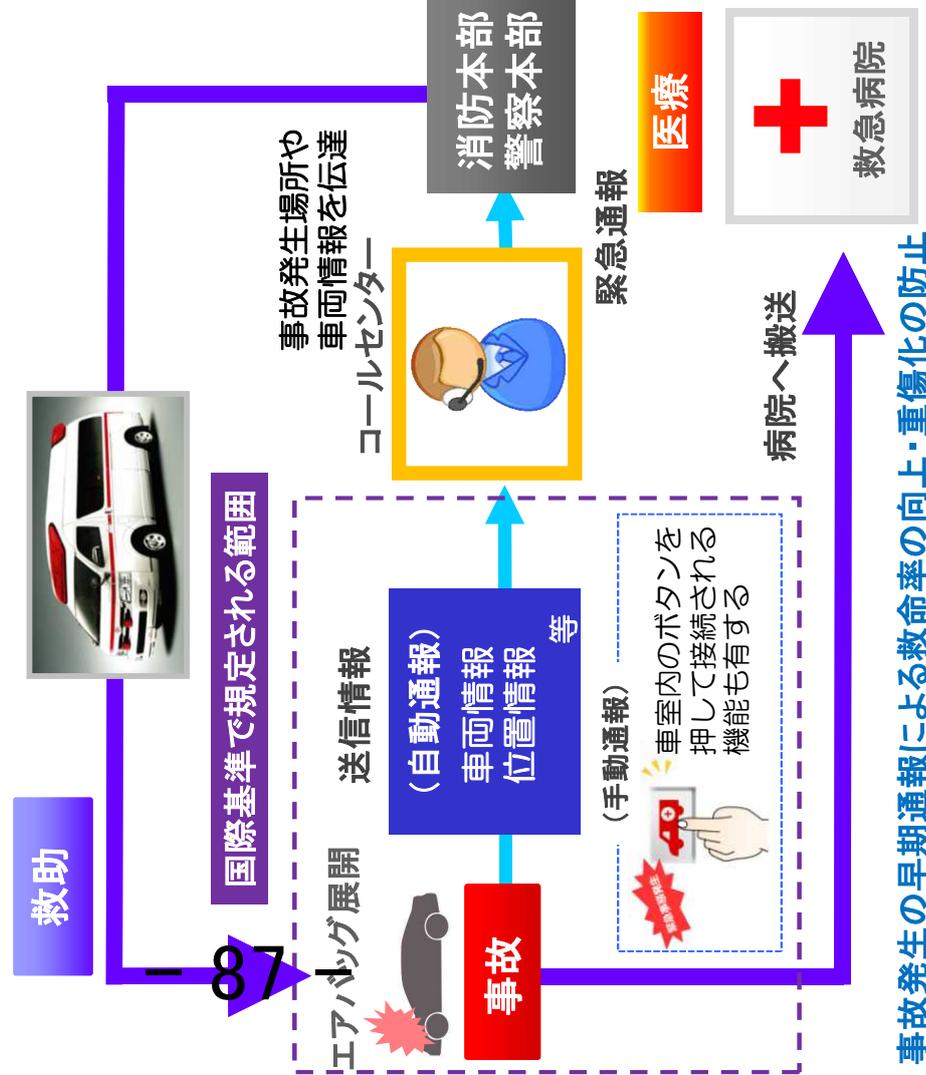
3. スケジュール

公 布：平成30年7月19日

施 行：公布の日

- 事故自動緊急通報装置とは、エアバッグが展開するよう大きな事故が発生した際、自動的にコールセンターへ通報するシステムをいう。
- 事故発生の位置情報を迅速に通報することにより、救助・救急機関が事故を早期に覚知することができ、さらには事故の負傷者の治療をいち早く開始することが可能となることから、救命率の向上や傷害の重傷化の防止に資する装置として期待されている。

事故自動緊急通報装置の概要



国際基準の概要

2017年11月 国際基準が成立

○対象となる車両

- 乗車定員9人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用車
 - 車両総重量3.5t以下の貨物自動車
- *エアバッグを搭載しない車両等は適用除外

○通報手段

- 自動通報と手動通報の両方の機能を備えること
- 音声通話ができること

○発報する主な情報

- 事故発生の位置情報
- 車両の情報（車両種別・車台番号・向き）
- 事故発生時刻
- 自動通報されたものか手動通報されたものかの識別情報

○機能要件

- 前面/側面衝突試験時に適切に送信情報が発報される

国連の車両等の型式認定相互承認協定（1958年協定）の概要

1. 協定の目的

1958年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」（以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。）である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

2. 加入状況

平成30年（2018年）2月現在、53か国、1地域が加入。

日本は、平成10年（1998年）11月24日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合（EU）、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ、モルドバ

（下線はEU加盟国、□はアジア諸国）

3. 基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則（以下、「協定規則」という。）は、国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP29）での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ等が参加している。

(2) 平成30年（2018年）7月現在、装置ごとに146の協定規則（基準）が制定されている。

4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク（E₄₃：日本の場合）と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は平成30年（2018年）7月現在、乗用車の制動装置、警音器等の79の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

平成30年7月現在

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
1	前照灯	51	騒音	102	連結装置
2	前照灯白熱球	52	小型バスの構造	103	交換用触媒
3	反射器	53	灯火器の取付け(二輪車)	104	大型車用反射材
4	後部番号灯	54	タイヤ(商用車)	105	危険物輸送車両構造
5	シールドビーム前照灯	55	車両用連結装置	106	タイヤ(農耕用トラクタ)
6	方向指示器	56	前照灯(モペッド)	107	二階建てバスの構造
7	車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯	57	前照灯(二輪車)	108	再生タイヤ
8	ハロゲン前照灯	58	突入防止装置	109	再生タイヤ(商用車)
9	騒音(三輪車)	59	交換用消音器	110	CNG・LNG自動車
10	電波妨害抑制装置	60	コントロール類の表示(二輪車、モペッド)	111	タンク自動車のロールオーバー
11	ドアラッチ及びヒンジ	61	外部突起(商用車)	112	非対称配光型ヘッドランプの配光
12	ステアリング機構	62	施錠装置(二輪車)	113	対称配光型ヘッドランプの配光
13	制動装置	63	騒音(モペッド)	114	後付エアバック
13H	制動装置(乗用車)	64	応急用予備走行装置	115	CNG、LPGレトロフィットシステム
14	シートベルト・アンカレッジ	65	特殊警告灯	116	盗難防止装置
15	排出ガス規制	66	スーパーストラクチャー強度(バス)	117	タイヤ単体騒音
16	シートベルト	67	LPG車用装置	118	バス内装難燃化
17	シート及びシートアンカー	68	最高速度測定法	119	コーナリングランプ
18	施錠装置(四輪車)	69	低速車の後部表示板	120	ノンロード馬力測定法
19	前部霧灯	70	大型車後部反射器	121	コントロール・テルテール
20	ハロゲン前照灯(H4前照灯)	71	農耕用トラクタの視界	122	ヒーティングシステム規則
21	内部突起	72	ハロゲン前照灯(二輪車)	123	配光可変型前照灯
22	ヘルメット及びバイザー	73	大型車側面保護	124	乗用車ホイール
23	後退灯	74	灯火器の取付(モペッド)	125	直接視界
24	ディーゼル自動車排出ガス規制	75	タイヤ(二輪車、モペッド)	126	客室と荷室の仕切り
25	ヘッドレスト	76	前照灯(モペッド)	127	歩行者保護
26	外部突起(乗用車)	77	駐車灯	128	LED光源
27	停止表示器材	78	制動装置(二・三輪車、モペッド)	129	新幼児拘束装置
28	警音器	79	かじ取装置	130	車線逸脱警報装置
29	商用車運転席乗員の保護	80	シート(大型車)	131	衝突被害軽減制動制御装置
30	タイヤ(乗用車)	81	後写鏡(二輪車)	132	排ガスレトロフィット
31	ハロゲンシールドビーム前照灯	82	ハロゲン前照灯(モペッド)	133	リサイクル
32	後部衝突における車両挙動	83	燃料要件別排出ガス規制	134	HFCV
33	前方衝突における車両挙動	84	燃費測定法	135	ポール側面衝突時の乗員保護
34	車両火災の防止	85	馬力測定法	136	電気自動車(二輪車)
35	フットコントロール類の配列	86	灯火器の取付け(農耕用トラクタ)	137	フルラップ前突時乗員保護
36	バスの構造	87	デイトムランニングランプ	138	車両接近通報装置
37	白熱電球	88	反射タイヤ(モペッド、自転車)	139	BAS(ブレーキアシストシステム)
38	後部霧灯	89	速度制限装置	140	ESC(横滑り防止装置)
39	スピードメーター	90	交換用ブレーキライニング	141	タイヤ空気圧監視装置
40	排出ガス規制(二輪車)	91	側方灯	142	タイヤ取付
41	騒音(二輪車)	92	交換用消音器(二輪車)	143	重量デュアルエンジンのレトロフィットシステム
42	バンパー	93	フロントアンダーランプトラクタ	144	事故自動緊急通報装置
43	窓ガラス	94	オフセット前突時乗員保護	145	年少者用補助乗車装置取付具
44	幼児拘束装置	95	側突時乗員保護		
45	ヘッドランプ・クリーナー	96	ディーゼルエンジン(農耕用トラクタ)		
46	後写鏡	97	警報装置及びイモビライザ		
47	排出ガス規制(モペッド)	98	前照灯(ガスディスチャージ式)		
48	灯火器の取付け	99	ガスディスチャージ光源		
49	ディーゼルエンジン排出ガス規制	100	電気自動車		
50	灯火器(二輪車、モペッド)	101	乗用車のCO2排出量と燃費		

■ 基準採用済



平成30年9月4日
自動車局自動車情報課

つけて走って広げよう、地域の魅力！ ～ 10月1日より、地方版図柄入りナンバー交付 ～

国土交通省においては、“走る広告塔”としてのナンバープレートの機能に着目し、地域の風景や観光資源を図柄にした地方版図柄入りナンバープレートを交付することとしております。

この度、交付開始日を決定しましたのでお知らせいたします。

1. 交付開始日

平成30年10月1日（月）

新車・中古車の購入時はもちろん、現在お乗りの自動車の車検時などで同じ番号ならいつでも交換が可能です。（一部、番号変更が必要な場合があります。）

2. 事前申込み開始日

平成30年9月10日（月）

ご自身でウェブサイト(<http://www.graphic-number.jp>)からお申込みいただくか、もしくは、お近くのディーラー・整備工場にご相談ください。

3. 料 金

ナンバープレートの交付料金は地域によって異なります。詳しくは、別添資料をご確認ください。

4. 地域の取組みへの寄付金の活用

フルカラーの図柄入りナンバープレートについては料金の他に寄付金（1,000円以上）をお願いし、導入地域における交通改善、観光振興などに資する取組みに活用されます。

（参考）

全国41地域における具体的デザインについては別添資料をご確認ください。

【問い合わせ先】自動車局 自動車情報課 浪川・小柳・永井・東谷

電話：03-5253-8111（内線：42103、42117）直通：03-5253-8588 FAX：03-5253-1639



地方版図柄入り ナンバープレート ~つけて走って広げよう、地域の魅力!~

事前申込
開始日 2018年
9月10日(月)から

交付
開始日 2018年
10月1日(月)から



※画像は寄付金有りの場合のナンバープレートです。

ご自分でWEBからお申し込み または お近くのディーラー・整備工場に相談

✓ 地方版図柄入りナンバープレートの導入地域(全国41地域)において申込み可能

✓ 新車でも、使用しているクルマでも取り付け可能

使用している車のナンバーは、今の番号が変わらずに交換可能です。(一部、番号変更が必要な場合があります。)

✓ 寄付金は導入地域の交通改善や観光振興などに活用

ナンバープレートの交付料金に1,000円以上の寄付をしていただきますと、フルカラーのナンバープレートを選択できます。

▶ WEBからのお申し込み・詳細はこちら <http://www.graphic-number.jp>



地域の風景や観光資源を図柄とした
 地方版図柄入りナンバープレートは、
 "走る広告塔"として、地域の魅力を全国に発信します。
 この機会に地元のナンバープレートをつけて走って、
 地域の魅力を広げましょう!



お申込み方法

ご自分でWEBから申し込むか、
 お近くのディーラー・整備工場にご相談ください。

- 新車・中古車購入時はもちろん、現在お乗りのクルマの車検時などの際に同じ番号でいつでも地方版図柄入りナンバープレートを取り付けることができます。(一部、番号変更が必要な場合があります。)
- ナンバープレートの交付料金は地域により異なります。詳しくは、最寄りの運輸局・運輸支局等にお問い合わせください。
- ナンバープレートの取り付けを依頼する場合、手数料がかかります。詳しくは、お近くのディーラー・整備工場にお問い合わせください。
- 1,000円以上の寄付をしていただきますとフルカラーの図柄入りナンバープレートを選択することができます。寄付金は、(公財)日本デザインナンバー財団が管理し、導入地域における交通改善、観光振興などに資する取組みに充てられます。ナンバーの申込みとは別に、直接、寄付のみを申し込むことができます。詳しくは財団HP <http://www.d-number.or.jp> をご覧ください。
- 自動車の区分を明確化すべく、事業用の登録自動車の図柄入りナンバープレートには「緑色」、軽自動車の図柄入りナンバープレートには「黄色」の縁取りを施します。
- ナンバープレートの使用終了後は、不正使用防止のための穴を開けた上で、取り外した地方版図柄入りナンバープレートを記念に保存することができます。

▶ WEBからのお申込み・詳細はこちら

<http://www.graphic-number.jp>



地方版図柄入りナンバープレート

登録自動車(自家用)	登録自動車(事業用)	軽自動車(自家用)
<p>盛岡599 さ 20-46</p> <p>寄付して頂く場合 フルカラー</p> <p>寄付しない場合 モノトーン</p>	<p>盛岡599 あ 20-46</p> <p>寄付して頂く場合 フルカラー</p> <p>寄付しない場合 モノトーン</p>	<p>盛岡589 ろ 20-46</p> <p>寄付して頂く場合 フルカラー</p> <p>寄付しない場合 モノトーン</p>

3. 街頭検査における車検切れ車両の対策を強化します

平成30年9月12日

自動車局整備課

街頭検査における車検切れ車両の対策を強化します

— 全国の街頭検査へ「ナンバー自動読取装置」を導入 —

国土交通省では、全国で行う街頭検査に可搬式の「ナンバー自動読取装置」を導入し、公道を走行する車検切れ車両を把握し、当該車両のドライバーに直接指導・警告する対策を今月より開始します。

国土交通省では、平成29年度より、街頭検査において可搬式の「ナンバー自動読取装置」を試行的に導入し、公道を走行する車検切れ車両のドライバーに対して直接指導・警告する対策を行ってきました。

平成29年度の試行導入の結果を踏まえ、今年度から、全国で行う街頭検査に当該装置を導入することとし、今月より運用を開始します。

可搬式ナンバー自動読取装置の導入実績・計画

・平成29年度 5カ所の街頭検査に試行導入

実施箇所	全国5箇所（北海道、沖縄、長崎、茨城、兵庫）における街頭検査
読取台数	計3,696台
捕捉台数	7台（ドライバーに対して警告書を交付）

(http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000177.html)

・平成30年度 全国で行う街頭検査に導入・運用

(参考)「車検切れ車両」に対する国土交通省の取組み

車検切れ車両による運行は安全上の問題があるほか、自動車損害賠償責任保険（強制保険）が切れている可能性も高いことから、国土交通省では無作為に抽出した車検切れ車両のユーザーに対して注意ハガキを送付、国土交通省 HP における通報窓口の設置等を行っています。

(無車検車・無保険(共済)車通報窓口：http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha.tk5_000012.html)



街頭検査における車検切れ車両対策の流れ(イメージ)

【問い合わせ先】

自動車局整備課 村井、加野島、及川
代表：03-5253-8111（内線 42427）
直通：03-5253-8589
FAX：03-5253-1639



平成30年10月12日
自動車局審査・リコール課

完成検査の実施方法等を明確化し、適切な完成検査の確保を図ります ～ 自動車型式指定規則の一部改正等 ～

完成検査における不適切な取扱い及び燃費・排出ガス測定値の書き換え事案を踏まえ、これまで通達において規定されていた完成検査員の選任に係るルールを省令等に規定した他、完成検査の記録を書き換えできなくする措置や、型式指定制度の適正な運用の確保のための勧告制度に係る規定を新設しました。

1. 背景

複数の自動車メーカーによる完成検査の不適切な取扱いがあったことを踏まえ、完成検査の確実な実施のために見直すべき点がないか検討するため、平成29年11月に外部有識者等からなる「適切な完成検査を確保するためのタスクフォース」を設置し、完成検査の確実な実施のために必要な措置をまとめた「中間とりまとめ」を本年3月に公表しました。

2. 改正概要

「中間とりまとめ」の内容を踏まえ、また、その後に判明した燃費及び排出ガスの抜取検査における測定値の書き換え事案等を踏まえ、本日、道路運送車両法に基づく省令の一部改正等を行い、これまで通達において規定されていた完成検査員の選任に係るルールを省令等に規定した他、完成検査の記録を書き換えできなくする措置や、型式指定制度の適正な運用の確保のための勧告制度に係る規定を新設しました。

3. 今後の検討課題

「中間とりまとめ」において、技術進展等を踏まえ、完成検査の改善・合理化を含め、生産される自動車の保安基準適合性の確保のあり方について継続的に見直しを行うこととされており、この課題についても、関係者と議論しつつ取り組んで参ります。

(参考資料)

- ・改正概要
- ・省令
- ・告示

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局審査・リコール課 林、團村
代表：03-5253-8111 (内線 42302、42312)
直通：03-5253-8596 FAX：03-5253-1640

自動車型式指定規則の一部改正等の概要

平成30年10月12日

1. 改正概要

i. 型式指定申請時の書面

- ・完成検査の実施等に関する書面には、国土交通大臣が定める事項を記載しなければならない。

ii. 完成検査の実施方法、完成検査員の要件等

- ・完成検査は、型式指定申請時に提出した実施要領の記載内容に則り実施しなければならない。
- ・完成検査の実施に必要な知識及び能力として国土交通大臣が定めるものを有すると認める者を、完成検査を実施する者としてあらかじめ選任しなければならない。
- ・完成検査を実施する者に対し、上記の知識及び能力の習得を目的とした教育訓練をしなければならない。
- ・教育訓練に関し、国土交通大臣が定める事項を記録・保存しなければならない。
- ・完成検査を実施する際は、国土交通大臣が定める事項を記録・保存するとともに、当該記録の書き換えをできなくする措置又は書き換えた場合にその事実が判別できる措置等を講じなければならない。
- ・抜取検査等の新たな完成検査の実施方法も申請可能であることを明確化した。

iii. 型式指定制度の適切な運用のための担保措置

- ・国土交通大臣は、型式指定制度の適切な運用の確保のため必要なときは、自動車製作者等に対して、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- ・国土交通大臣は、完成検査に係る法令の違反があるときは、型式指定の効力を停止することができる。

2. 公布・施行

公布：平成30年10月12日

施行：公布の日（iii.）、平成31年6月30日（i. ii.）

5. 車線変更支援機能に関する国際基準を導入します

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



平成 30 年 10 月 16 日
自動車局技術政策課
自動車局審査・リコール課

車線変更支援機能に関する国際基準を導入します

— 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について —

自動車の自動操舵機能のうちハンドルを握った状態での車線変更支援機能[※]に関する国際基準が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において策定されたことを踏まえ、我が国においてもこの基準を導入します。

自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、安全性等を確保するため、順次、拡充・強化を進めています。

今般、自動車の自動操舵機能のうち、ハンドルを握った状態での車線変更支援機能[※]に関する国際基準が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において策定されたことを踏まえ、我が国においてもこの基準を導入します。

また、圧縮天然ガス自動車等に備えるガス容器について改正された国際基準を採用します。

※ ドライバーによる運転を支援するいわゆるレベル2以下の機能。

1. 保安基準等の主な改正項目(改正の詳細については別紙をご覧ください。)

車線変更支援機能等に関する国際基準の導入

自動操舵機能のうち、ハンドルを握った状態におけるドライバーのウインカー操作を起点とする車線変更支援機能を有する自動車は、かじ取り装置に係る協定規則(第79号)に規定された各機能についての要件に適合しなければならないこととします。

2. 公布・施行

公布:10月16日(本日)

施行:10月16日

問い合わせ先

自動車局 技術政策課 : 森本・伊原・江連

電話 03-5253-8111(内線 42256) 03-5253-8591(直通)

FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課: 荒井

電話 03-5253-8111(内線 42323) 03-5253-8596(直通)

FAX 03-5253-1640

装置型式指定規則の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第174回会合において、「かじ取装置に係る協定規則（第79号）」、「圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則（第110号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成28年国土交通省令第17号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等について、所要の改正を行うこととする。

※協定規則（原文）については次のとおり。

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_jun174.html

2. 改正の概要

（1）装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

装置型式指定規則第5条において、「協定規則第79号第二改訂版」に基づき認定され指定を受けたものとみなす特定装置について、協定規則第79号が改訂されることを踏まえ、同号の「協定規則第79号第2改訂版」を「協定規則第79号第3改訂版」と改めることとする。また、「協定規則第110号第二改訂版」に基づき認定され指定を受けたものとみなす特定装置について、協定規則第110号が改訂されることを踏まえ、同号の「協定規則第110号第2改訂版」を「協定規則第110号第3改訂版」と改めることとする。

（2）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ・自動操舵機能のうち、ドライバーのウインカー操作を起点とする車線変更機能を有する自動車は、協定規則に規定された要件に適合しなければならないこととする。
- ・CNG自動車に備えるガス容器について、改正された協定規則に規定された要件に適合しなければならないこととする。

（3）道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

協定規則の改正等による試験方法の追加・変更に伴い、特定装置としてのかじ取装置の保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定める。

（4）道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正

（2）の改正について、協定規則第79号について新型車は平成33年4月から適用対象とし、協定規則110号について新型車は平成33年9月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

（5）その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係告示について所要の改正を行う

3. スケジュール（予定）

公 布：平成30年10月16日

施 行：公布の日

車線変更支援機能の概要

主な要件

機器等の性能

- 車線維持支援機能を備えていること。
- 高速道路で作動すること。
- 車線変更先の車線の後方接近車両を検知するセンサーを備えること。
- ドライバーのハンドル操作により機能を中断できること。
- システムがスタンバイ及び作動中は、ドライバーにその旨を視覚的に示すこと。
- システムが失陥した場合は、ドライバーに視覚的に知らせること。

99

車線変更に係る事項

- 車線変更支援機能は、車線維持支援機能が作動しているときのみ起動すること。
- 車線変更支援機能起動後（方向指示器操作後）、3秒から5秒間の間に車線変更支援操舵を開始すること。
- 車線変更支援機能起動後3秒以上の手離しを検知した場合にはドライバーにその旨を表示すること。
- 手離しを検知中は、車線変更支援操舵を開始しないこと。
- 車線変更支援操舵開始時に、車線変更先の車線の後方接近車両と自車との車間距離が十分でない場合は、車線変更支援操舵を中止すること。
- 車線変更支援操舵終了後は、車線維持支援機能を自動的に機能させること。

水素燃料電池二輪自動車等の国際基準を導入します

－ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について －

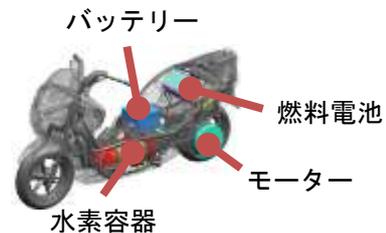
圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車等に関する国際基準「水素燃料電池二輪自動車等に関する協定規則(第146号)」が国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において策定されたことを踏まえ、我が国においてもこの基準を導入します。

自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、安全性等を確保するため、順次、拡充・強化を進めています。

今般、「水素燃料電池二輪自動車等に関する協定規則(第146号)」の策定及び既に日本が採用している「年少者用補助乗車装置に係る新協定規則(第129号)」等の改訂がWP29において採択されたことを踏まえ、保安基準等について所要の改正を行います。

1. 保安基準等の主な改正項目(改正の詳細については別紙をご覧ください。)

(1) 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車等は、協定規則第146号に規定された要件(高圧ガス燃料装置の強度、構造、取付方法等)に適合しなければならないこととします。



(水素燃料電池二輪自動車の例)

(2) 協定規則第129号に対応するチャイルドシート*に関し、自動車のシートベルトで固定する汎用型チャイルドシートの要件を新たに追加します。



(ベルト固定式の汎用型チャイルドシートの例)

* 側面衝突基準に対応する等、従来のチャイルドシートよりも安全性が向上したもの

2. 公布・施行

公布 : 平成 30 年 12 月 28 日 (本日)

施行 : 平成 30 年 12 月 29 日

(1. (1) に係る規定については平成 31 年 1 月 2 日)

問い合わせ先

自動車局 技術政策課 : 森本、中里

電話 03-5253-8111(内線 42255) FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課: 荒井

電話 03-5253-8111(内線 42313) FAX 03-5253-1640

装置型式指定規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第175回会合において、「水素燃料電池二輪自動車等に関する協定規則（第146号）」が新たに採択されたことを踏まえ、この協定規則を採択することとしたほか、同会合において日本が既に採用している「座席ベルト取付装置に係る協定規則（第14号）」、「年少者用補助乗車装置に係る新協定規則（第129号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等について、所要の改正を行うこととする。

<参考>協定規則（原文）については次のとおり。

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_jun18.html

2. 改正の概要

（1）装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 協定規則第146号の採択に伴い、燃料タンク取付装置を備えるものとして掲げる圧縮水素燃料自動車の範囲を改正する。
- ② 協定規則第146号に基づき認定された圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車等に備える燃料タンク取付装置は型式指定を受けたものとみなすこととする。
- ③ 協定規則第14号及び協定規則第129号が改訂されたことにより、規則番号について変更を行う。

（2）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車等の燃料タンク取付装置に関し、細目告示別添118「圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置の技術基準」を廃止し、協定規則第146号の技術的な要件を適用する^{※1}。

※1 協定規則第146号と細目告示別添118の技術的な要件は同等。

- ② 協定規則第14号に対応する乗車定員10人未満の乗用自動車及び車両総重量3.5トン未満の貨物自動車の後列中央席に備える座席ベルト取付装置に関し、ベルト取付位置の寸法基準を変更する。

- ③ 協定規則第129号に対応するチャイルドシート^{※2}に関し、自動車のシートベルトで固定する汎用型チャイルドシートの要件を新たに追加する。

※2 側面衝突基準に対応する等、従来のチャイルドシートよりも安全性が向上したもの

（3）道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正

（2）②について、新型車は平成31年9月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

（4）その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係告示について所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：平成30年12月28日

施 行：平成30年12月29日（協定規則第146号に係る規定については平成31年1月2日）

水素燃料電池二輪自動車に係る基準について(協定規則第 146 号関係)

【基準の概要】

協定規則第 146 号は、保安基準に既に規定されている水素燃料電池二輪自動車に適用される技術基準(保安基準細目告示別添 118、本改正において廃止)と同等の要件となっており、二輪自動車特有の事象にも対応。



(主な要件)

1. 水素容器の損傷防止

水素容器表面への局所的甚大な損傷を防止すれば容器破裂は防止できると考えられるため、転倒時の耐擦過性及び外部からの衝撃緩和のための要件を規定。

容器付属品



例) 容器への直接的な衝撃が無いようにする



例) 水素容器等は車体フレーム内側に設置して保護

2. 水素容器の離脱防止

事故時に水素容器が車両から離脱することを防止するため、衝突事故を想定した加速度(①: $\pm 426\text{m/s}^2$ 、②: $\pm 617\text{m/s}^2$)を加えたときに水素容器が車両に固定されていることを規定。



3. 容器安全弁作動時の水素排出方向

二輪自動車は火災遭遇時に車両が転倒している可能性があり、周囲の人が水素排出方向を判断できるよう、容器安全弁作動時の水素放出方向は車両正立状態における鉛直下向きに放出することを規定。





平成31年2月27日
自動車局技術政策課

セミトレーラによる建設資材等の運搬方法について、 安全性を確保しつつ、基準を緩和します。 ～基準緩和自動車の認定要領等の一部改正について～

国土交通省は、通達改正により、本年3月からセミトレーラで運搬できる建設資材等の運搬方法について基準を緩和し、トラック輸送における生産性の向上などを図ります。
また、違反点数を明確化するなどにより、悪質事業者等への対応の厳格化を図ります。

1. 背景

トラック輸送における生産性の向上、働き方改革の推進など、官民あがて課題解決に向けたさまざまな取り組みが行われているところですが、一部では法令違反による運行により物流秩序に混乱を与え、事故を惹起させる事案も見受けられるところです。

これらの状況を踏まえ、一定の条件を付すことにより、幅広の建設資材や建造用鋼板の複数積載を認めるとともに、処分の厳格化等を図ることとします。

2. 改正通達

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日自技第193号）
「基準緩和自動車の行政処分等要領について」（平成29年7月3日国自技第49号）

3. 改正概要

(1) 幅広貨物の輸送について（認定要領）

幅広トレーラ（幅の基準緩和を受けて運行するセミトレーラ）を使用し、幅及び長さにおいて2.5メートルを超える分割不可能な建設資材や建造用鋼板などの幅広貨物を、セミトレーラ一般に対する保安基準の規定値である車両総重量28トン（構造により36トン）を超えない範囲での複数積載を認めることとします。

(2) 処分の厳格化（認定要領及び処分要領）

基準緩和を受けて運行する者による法令違反を抑止する観点から、法令が遵守されていない（関係法令違反により事業停止等の行政処分を受けた）場合には、一定期間緩和認定を行わないよう措置することとします。

また、基準緩和を受けた自動車積載貨物を落下させ、事故を惹起した場合などにおける違反点数の明確化により、厳正に処分が実施できるようにします。

国土交通省としては、運行の安全性を確保するための条件及び関係法令を遵守していただき、安全な運行を行っていただきたいと思います。

4. 施行日

平成31年3月1日（ただし、3.(2)前段の措置については2019年9月1日）

なお、本年1月7日から2月6日までに実施したパブリックコメントの結果等につきましては、下記 e-gov のホームページにて公表しています。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155190901&Mode=2>

＜お問い合わせ先＞ 自動車局技術政策課 吉池、市川

電話：03-5253-8111（内線42216、42259）

— 103 — 直通：03-5253-8590 FAX：03-5253-1639

【参考】基準緩和と自動車の認定制度の見直しについて

【背景】トラック輸送における生産性の向上、働き方改革の推進など、官民あわせて課題解決に向けた様々な取り組みが行われているところですが、一部では法令違反による運行により物流秩序に混乱を与え、事故を惹起させる事案も発生しています。

【運送業界要望】 安全性が確保された効率的な輸送、悪質な運送事業者等への厳格な対応

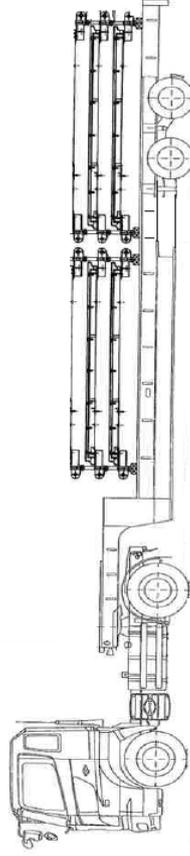
認定要領、処分要領改正

幅広貨物の複数輸送について（2019年3月から）

- 幅広トレーラ^{※1}を使用し、セミトレーラ一般に対する保安基準の規定値である車両総重量28トン（構造により36トン）を超えない範囲で幅広貨物^{※2}の複数積載を認めることとします。

※1 幅の基準緩和を受けて運行するセミトレーラ

※2 合成床版、建築用パネル、建造用鋼板その他建設資材であって、幅及び長さにおいて2.5メートルを超える分割不可能な貨物



処分要領における違反点数の明確化（2019年3月から）

- 適切に貨物を積載せずに、幅広貨物を落下させた場合 ……8点（新設）
- 幅広貨物の制限違反……3点（新設）
- 積載重量の制限違反……3点（既設）

基準緩和と自動車の申請者条件を追加（2019年9月から）

- 申請日前3ヶ月（悪質違反6ヶ月）間又は申請日以降に以下の処分を受けた者ではないことを条件とします。（継続申請除く）
 - ・ 保安基準緩和の認定の取消処分
 - ・ 貨物自動車運送事業法違反による自動車等の使用停止以上の処分、道路運送法違反による使用制限（禁止）処分（事業用貨物自動車の申請に限る）



平成31年3月13日
自動車局整備課

目に見えない故障も車検で発見！ ～ 自動運転に対応した新たな検査手法を導入します ～

国土交通省では、自動運転技術等に用いられる電子装置に対応した新たな自動車検査手法の導入に向けて検討してきました。この度、車載式故障診断装置を活用した検査手法の導入に向けて、制度面・技術面の詳細について議論を重ね、今後の方向性について報告書を取りまとめました。

自動ブレーキ等の自動運転技術については、近年、軽自動車を含む幅広い車両への搭載が進んでおります。これらの技術は、交通事故の防止に大きな効果が期待される一方、故障時には誤作動等により事故につながる恐れがあることから、使用時においても、確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、国土交通省では、自動運転技術に使用される電子装置まで踏み込んだ自動車検査の手法について検討するため、平成29年12月より「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」（座長：須田義大東京大学生産技術研究所教授）において、審議を重ね、今般、報告書を取りまとめました。

国土交通省としては、本報告書に基づき、車載式故障診断装置を活用した検査（OBD検査）の開始までに各関係者が連携を図りつつ準備を進められるよう努めて参ります。

【報告書の主なポイント：OBD検査の対象等】

○対象車

2021年以降の新型の乗用車、バス、トラック※¹

○対象装置

①運転支援装置

アンチロックブレーキシステム（ABS）、横滑り防止装置（ESC）、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報

②自動運転機能※²

自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など

③排ガス関係装置

○検査開始時期

2024年※³

※¹：認証を受けた自動車に限る。輸入車は2022年以降の新型車
※²：保安基準に規定があるものに限る
※³：輸入車は2025年

（添付資料）

・車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方について 最終報告書（概要）
※最終報告書本文については下記ホームページからご確認いただけます。

（国土交通省HP）

「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」

http://www.mlit.go.jp/jidosha/OBD_Inspection_System.html

（お問い合わせ先）

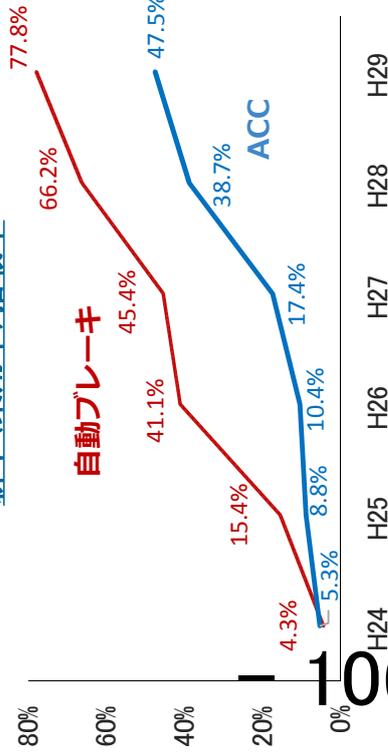
国土交通省自動車局整備課 村井、奥村、伊堂寺

代表：03-5253-8111（内線：42415）、直通：03-5253-8599、FAX：03-5253-1639

- 近年、自動ブレーキなど自動運転技術の進化・普及が急速に進展しているが、故障した場合には、誤作動による重大事故等につながるおそれがあることから、自動車の検査等を通じた機能確認が必要。
- 現在の自動車の検査(車検)は、外観や測定器を使用した機能確認により行われているが、自動運転技術等に用いられる電子装置の機能確認には対応していない。

自動ブレーキ、自動車間距離制御(ACC)

新車(乗用車)搭載率



電子装置の不具合事例

- ACCを使用して高速道路を走行中、突然、機能が停止し、強い回生ブレーキが作動。
⇒ **前方監視用のカメラが偏心していた**
- 上り坂を走行中、自動でブレーキが誤作動し、急減速した。
⇒ **自動ブレーキのレーダセンサの取付角度が設計値より下向きになっていた。**



現在の車検では検出できない不具合

諸外国の状況

EU

- 加盟国に対して**電子装置**を含めた検査実施を推奨(EU指令 2014/45EU)。
- **ドイツ**では2015年よりOBDを用いた検査を開始、段階的に拡大中。

米国

33の州・地区においてOBDを活用した**排出ガス検査**を実施中。

車載式故障診断装置(OBD)を活用した自動車検査手法

車載式故障診断装置(OBD)とは

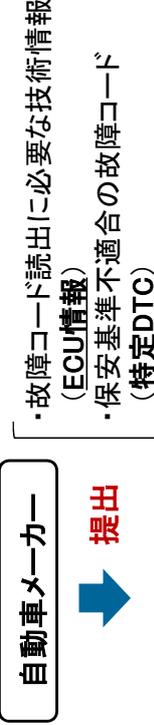
最近の自動車には、電子装置の状態を監視し、故障を記録する「**車載式故障診断装置(OBD: On-Board Diagnostics)**」が搭載されている。



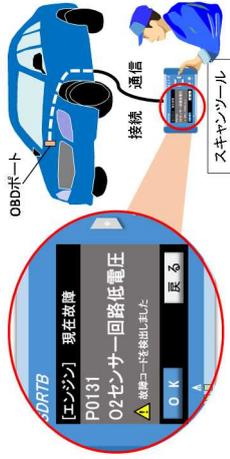
記録された故障コード(DTC)は、**スキャンツール**を接続することにより読取可能。



OBDを活用した自動車検査手法



(独)自動車技術総合機構において、「ECU情報」、「特定DTC」を一元管理し、全国の車検場、整備工場へ提供。



車検時

特定DTCを検出した場合は不合格

対象車両・装置及び検査開始時期

対象

2021年以降の新型の乗用車、バス、トラック※1

①**運転支援装置**※2

アンチロックブレーキシステム(ABS)、横滑り防止装置(ESC)、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報

②**自動運転機能**※2

自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など

③**排ガス関係装置**

検査開始時期

2024年※3

※1 型式指定自動車・多仕様自動車に限る。輸入車は2022年以降の新型車
 ※2 保安基準に規定があるものに限る。
 ※3 輸入車は2025年

「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の作動をビデオで解説します

国土交通省には、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置が正常に作動しなかった」といった情報が寄せられており、装置の装着率も伸びていることから、この装置を正しく理解していただくため、実車を使った実験の様子を使って注意点を解説した啓発ビデオをHPに公開しました。

ペダル踏み間違い時加速抑制装置

- ・ 駐車場などでのペダルの踏み間違いによる事故が問題となっています。「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」は、そのような事故を防止するための装置です。
- ・ 停止しているときや低速で走行しているときに、壁などがあるのにアクセルを踏み込んだ場合に、運転者に警告(表示、音)するとともに、エンジン出力を抑制して急発進を防止します。
- ・ しかし、踏切内で下りてきた遮断機等に反応してこの装置が作動することもあります。このようにときに、踏切から脱出できるよう、アクセルを踏み続ければ、作動が解除される(発進ができる)ようになっています。



【ビデオでの訴求ポイント】

- ・ 警告(表示、音)が出たら、ペダルから足を離し、よく確認してブレーキを踏みましょう。
- ・ 踏切内で下りてきた遮断機等に反応して装置が作動した場合には、アクセルを踏み続ければ、作動が解除されて発進できます。

衝突被害軽減ブレーキ

- ・ ビデオでは、衝突被害軽減ブレーキは、ハンドル、アクセル等を操作すると作動が解除されることについても、紹介しています。

<啓発ビデオの公開ページへのリンク>

国土交通省自動車局審査・リコール課 YouTube 公式アカウント

<https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P91828lu2g>

問い合わせ先: 国土交通省自動車局審査・リコール課
寺戸、村井

代表: 03-5253-8111(内線)42352

直通 107 03-5253-8597、FAX: 03-5253-1640

10. チャイルドシートの取り付けに関する警告ラベルの図柄が統一されます

令和元年5月28日
自動車局技術政策課
自動車局審査・リコール課

チャイルドシートの取り付けに関する警告ラベルの図柄が統一されます

－ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について －

シートの前にエアバッグが装備された座席にチャイルドシートを後ろ向きに取り付けると、衝突時に展開したエアバッグによってチャイルドシートの乗員に危険が及ぶ可能性があります。この度、その危険性を示す警告(絵、文字等)ラベルが国際基準において統一されることを踏まえ、我が国でも関連告示等の改正を行いました。

自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、安全性等を確保するため、順次、拡充・強化を進めています。

今般、座席ベルトに関する国際基準(協定規則第16号)等の改正案が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において採択され、シートの前にエアバッグが装備された座席にチャイルドシートを後ろ向きに取り付けた場合の危険性を示す警告(絵、文字等)ラベルが統一されることとなりました。また、自動車が前面衝突した際のシートベルト機能試験に関する改正等が行われることとなりました。これらを踏まえ、我が国でも、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の改正を行いました。

1. 保安基準等の主な改正項目(※ 改正の詳細については別紙をご覧ください。)

- ・ シートの前にエアバッグが装備された座席にチャイルドシートを後ろ向きに取り付けた場合の危険性の警告(絵、文字等)に関し、原則として規定された内容以外の表示を禁止する等の改正を行う。
- ・ 前面衝突により積載荷物が移動した際の乗員保護に関する試験を、シートベルトを装着した状態で行い、試験後にシートベルト構成部品に損傷がある場合には、機能を確認しなければならないこととする等の改正を行う。

2. 公布・施行

公布 : 令和元年5月28日(本日)

施行 : 令和元年5月28日(本日)



(危険警告ラベルの表示)

問い合わせ先

自動車局 技術政策課 : 森本、杉本

電話 03-5253-8111(内線 42255) FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課: 佐藤

電話 03-5253-8111(内線 42323) FAX 03-5253-1640

装置型式指定規則の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 176 回会合において、「座席ベルトに関する協定規則（第 16 号）」、「座席及び頭部後傾抑止装置に係る協定規則（第 17 号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

※協定規則（原文）については次のとおり。

【国連 HP】http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_nov18.html

2. 改正の概要

(1) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

装置型式指定規則第 5 条において、「協定規則第 16 号第 7 改訂版」に基づき認定され指定を受けたものとみなす特定装置について、協定規則第 16 号が改訂されることを踏まえ、同号の「協定規則第 16 号第 7 改訂版」を「協定規則第 16 号第 8 改訂版」と改めることとする。また、「協定規則第 17 号第 8 改訂版」に基づき認定され指定を受けたものとみなす特定装置について、協定規則第 17 号が改訂されることを踏まえ、同号の「協定規則第 17 号第 8 改訂版」を「協定規則第 17 号第 9 改訂版」と改めることとする。

(2) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 協定規則第 16 号に対応する自動車の前部保護用エアバッグを装着した着席位置に表示するチャイルドシートを後向きに備えることの危険性の警告（絵、文字等）に関し、原則として規定された内容以外の表示を禁止する等の改正を行う。



- ② 協定規則第 17 号に対応する自動車の前面衝突時の荷物の移動からの乗員保護に関する試験において、座席ベルト構成部品を取り付けた状態で試験を行い、試験後に当該部品に損傷がある場合には機能を確認する等の改正を行う。

(3) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正

(2) について、新型車は令和 2 年 9 月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

(4) その他の関係通達の一部改正

上記のほか、関係通達について所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和元年 5 月 28 日

施 行：公布の日

国連の車両等の型式認定相互承認協定(1958年協定)の概要

1. 協定の目的

1958年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。)である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

2. 加入状況

令和元年(2019年)5月現在、54か国、1地域が加入。

日本は、平成10年(1998年)11月24日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合(EU)、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ、モルドバ、アルメニア

(下線はEU加盟国、 はアジア諸国)

3. 基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則(以下、「協定規則」という。)は、国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP29)での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ等が参加している。

(2) 令和元年(2019年)5月現在、装置ごとに147の協定規則(基準)が制定されている。

4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク(E₄₃:日本の場合)と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は令和元年(2019年)5月現在、乗用車の制動装置、警音器等の81の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

令和元年5月現在

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
0	国際的な車両認証制度	50	灯火器(二輪車、モペッド)	101	乗用車のCO2排出量と燃費
1	前照灯	51	騒音	102	連結装置
2	前照灯白熱球	52	小型バスの構造	103	交換用触媒
3	反射器	53	灯火器の取付け(二輪車)	104	大型車用反射材
4	後部番号灯	54	タイヤ(商用車)	105	危険物輸送車両構造
5	シールドビーム前照灯	55	車両用連結装置	106	タイヤ(農耕用トラクタ)
6	方向指示器	56	前照灯(モペッド)	107	二階建てバスの構造
7	車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯	57	前照灯(二輪車)	108	再生タイヤ
8	ハロゲン前照灯	58	突入防止装置	109	再生タイヤ(商用車)
9	騒音(三輪車)	59	交換用消音器	110	CNG・LNG自動車
10	電波妨害抑制装置	60	コントロール類の表示(二輪車、モペッド)	111	タンク自動車のロールオーバー
11	ドアラッチ及びヒンジ	61	外部突起(商用車)	112	非対称配光型ヘッドランプの配光
12	ステアリング機構	62	施錠装置(二輪車)	113	対称配光型ヘッドランプの配光
13	制動装置	63	騒音(モペッド)	114	後付エアバック
13H	制動装置(乗用車)	64	応急用予備走行装置	115	CNG、LPGレトロフィットシステム
14	シートベルト・アンカレッジ	65	特殊警告灯	116	盗難防止装置
15	排出ガス規制	66	スーパーストラクチャー強度(バス)	117	タイヤ単体騒音
16	シートベルト	67	LPG車用装置	118	バス内装難燃化
17	シート及びシートアンカー	68	最高速度測定法	119	コーナリングランプ
18	施錠装置(四輪車)	69	低速車の後部表示板	120	ノンロード馬力測定法
19	前部霧灯	70	大型車後部反射器	121	コントロール・テルテル
20	ハロゲン前照灯(H4前照灯)	71	農耕用トラクタの視界	122	ヒーティングシステム規則
21	内部突起	72	ハロゲン前照灯(二輪車)	123	配光可変型前照灯
22	ヘルメット及びバイザー	73	大型車側面保護	124	乗用車ホイール
23	後退灯	74	灯火器の取付(モペッド)	125	直接視界
24	ディーゼル自動車排出ガス規制	75	タイヤ(二輪車、モペッド)	126	客室と荷室の仕切り
25	ヘッドレスト	76	前照灯(モペッド)	127	歩行者保護
26	外部突起(乗用車)	77	駐車灯	128	LED光源
27	停止表示器材	78	制動装置(二・三輪車、モペッド)	129	新幼児拘束装置
28	警音器	79	かじ取装置	130	車線逸脱警報装置
29	商用車運転席乗員の保護	80	シート(大型車)	131	衝突被害軽減制動制御装置
30	タイヤ(乗用車)	81	後写鏡(二輪車)	132	排ガスレトロフィット
31	ハロゲンシールドビーム前照灯	82	ハロゲン前照灯(モペッド)	133	リサイクル
32	後部衝突における車両挙動	83	燃料要件別排出ガス規制	134	水素燃料電池自動車
33	前方衝突における車両挙動	84	燃費測定法	135	ポール側面衝突時の乗員保護
34	車両火災の防止	85	馬力測定法	136	電気自動車(二輪車)
35	フットコントロール類の配列	86	灯火器の取付け(農耕用トラクタ)	137	フルラップ前突時乗員保護
36	バスの構造	87	デイトイランニングランプ	138	車両接近通報装置
37	白熱電球	88	反射タイヤ(モペッド、自転車)	139	BAS(ブレーキアシストシステム)
38	後部霧灯	89	速度制限装置	140	ESC(横滑り防止装置)
39	スピードメーター	90	交換用ブレーキライニング	141	タイヤ空気圧監視装置
40	排出ガス規制(二輪車)	91	側方灯	142	タイヤ取付
41	騒音(二輪車)	92	交換用消音器(二輪車)	143	重量デュアルエンジンのレトロフィットシステム
42	バンパー	93	フロントアンダーランプトラクタ	144	事故自動緊急通報装置
43	窓ガラス	94	オフセット前突時乗員保護	145	年少者用補助乗車装置取付具
44	幼児拘束装置	95	側突時乗員保護	146	水素燃料電池自動車(二輪車)
45	ヘッドランプ・クリーナー	96	ディーゼルエンジン(農耕用トラクタ)	147	連結装置(農耕用)
46	後写鏡	97	警報装置及びイモビライザ		
47	排出ガス規制(モペッド)	98	前照灯(ガスディスチャージ式)		
48	灯火器の取付け	99	ガスディスチャージ光源		
49	ディーゼルエンジン排出ガス規制	100	電気自動車		

OCR記入時のお願い

平成29年1月より継続検査申請書(OCRシート)の様式が変更となり、同時に読み取り方法も変更となりました。

変更後のOCRシートでは文字を記入する枠内の文字を読み取る方法に変更されており、文字が枠に重なったり、はみ出していれば読み取りができません。

	人の目では	機械では	認識結果	
変更前のOCRシート	4 7 8	4 7 8	4 7 8 (正常に認識)	赤色ランプを照射し文字だけを認識できる
変更後のOCRシート	4 7 8	4 7 8	1 ? 3 (誤読)	枠内の文字のみ認識するので誤読となる

変更後のOCRシートは、枠に重なったりはみ出したりしないように枠内に明瞭に文字を記載(印字)してください。

変更後のOCRシートによる誤読が大量に発生しており、継続検査窓口の処理に時間がかかっております。

自動車検査証交付の迅速化のためにご協力をお願いいたします。

【参考】

OCRシート(継続検査申請書等)のダウンロードは以下のURLより行えます。次ページのOCRE印刷時のお願いをよくお読みいただいた上でご利用ください。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000021.html

OCR印刷時のお願い

以下の条件を満たしたときのみ印刷したOCRシートが使用できます。

1. プリンターはレーザープリンターですか？

インクジェットプリンターで印刷したOCRシートは読み取りができません。

2. 印刷する用紙の白色度は80%以上ですか？

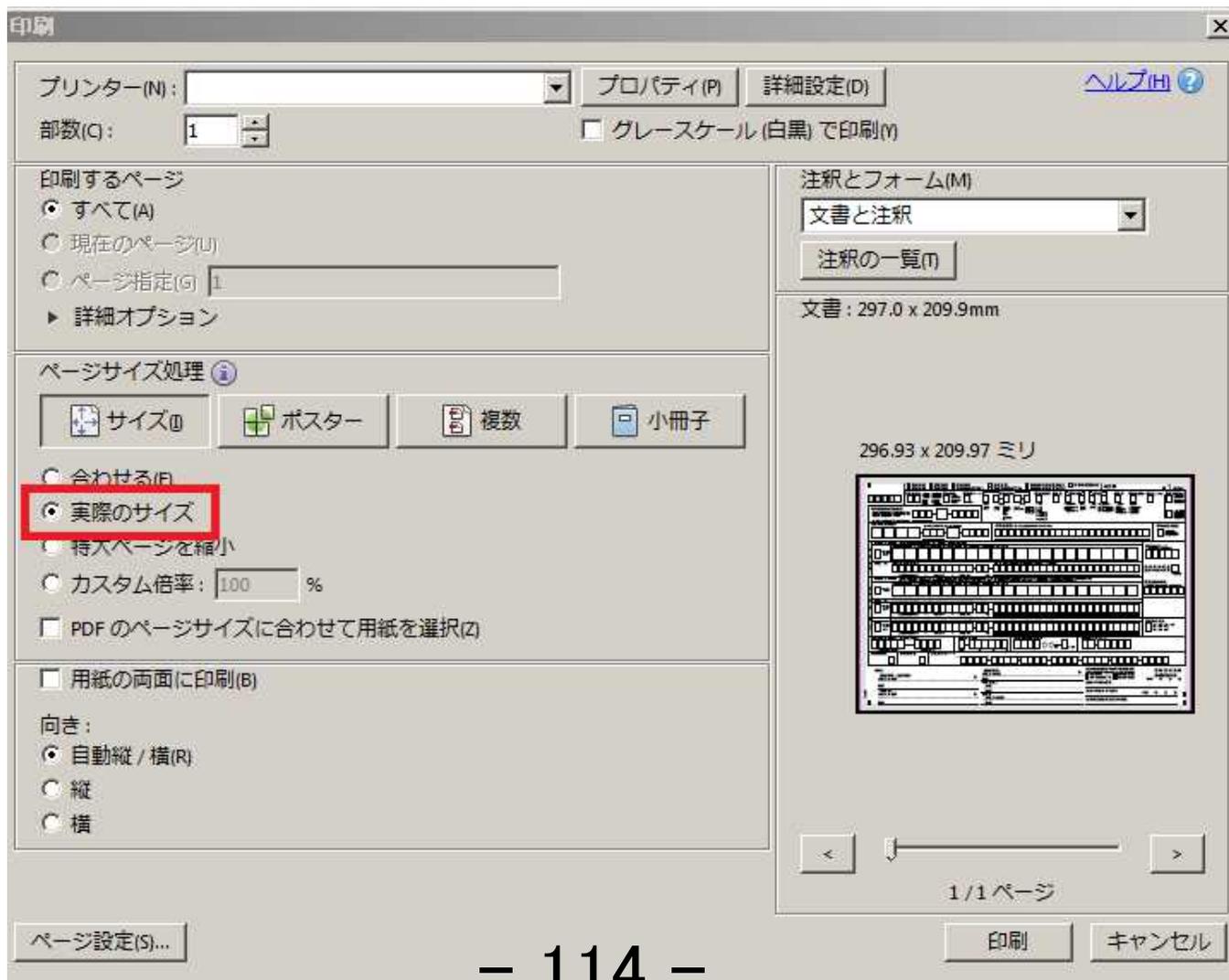
白色度が80%未満の用紙は読み取りができません。

3. AdobeのAcrobat Readerで印刷しましたか？(プラグイン含む)

Acrobat Readerで印刷したときのみ、使用できます。その他のPDFソフト等で印刷した場合には読み取りができません。

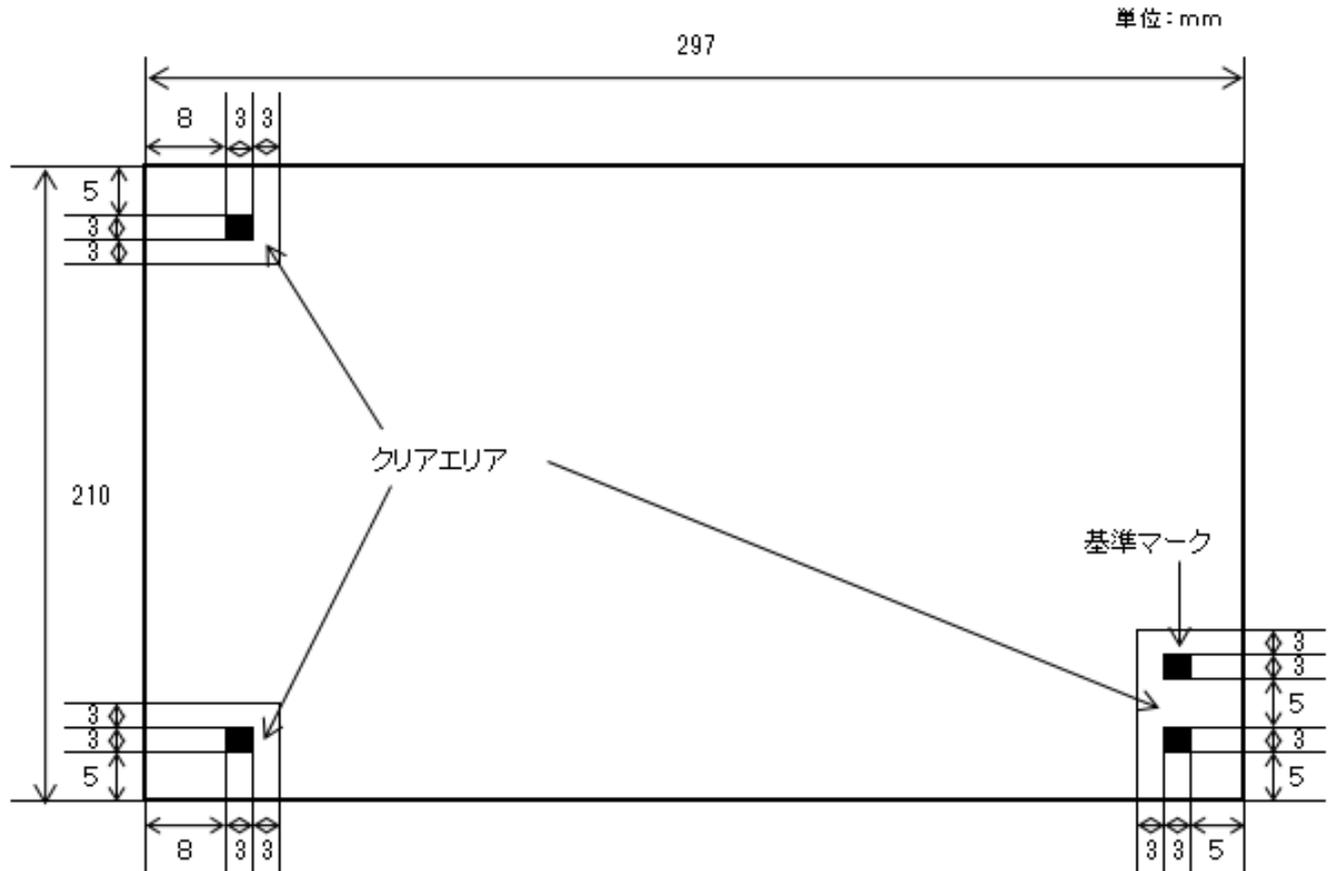
4. Acrobat Readerの印刷設定画面で「実際のサイズ」を選択し、印刷しましたか？

「合わせる」などその他の設定で印刷すると、サイズが異なって印刷されますので読み取りができません。



5. 基準マーク(OCRシートの左上、左下、右下の4つのマーク)の大きさや位置は下図のとおりですか？

上記4で「合わせる」などで印刷した場合やコピーした場合は基準マークの大きさや位置が下図の範囲に入らなくなりますので読み取りができません。



6. コピーしたOCRシートは使用できません。必ずレーザープリンターから印刷されたOCRを使用してください。

コピーした用紙は、かすれ、ズレ、傾きが発生する可能性が高く、また、5.の基準マークが範囲に入らなくなりますので読み取りができません。

7. しわ、濡れ、変色がある用紙は使用できません。

特に、雨の日の「濡れ」にはご注意ください。また、手に持った際の湿気などで用紙にヨレが発生した場合も読み取りができません。

8. 裏面に印字などがされている用紙は使用できません。

印字が写りこみ、読み取りができません。

9. 印刷する用紙は「コピー用紙」、「普通紙」、「PPC用紙」などの表示で市販されているものを使用してください。

2.のとおり、白色度には注意してください。

10. 用紙の大きさはA4版(JIS A列4番)を使用してください。

13.

平成30年4月1日から 自動車の検査登録手数料が 変わります!



自動車の検査登録手数料を改定し、オンラインで一括申請するワンストップサービス(OSS)を利用する場合と、従来からの窓口申請で行う場合に区分して、料金を設定します。

【対象手続】

新車新規検査登録、継続検査
(完成検査終了証又は保安基準適合証の提出車両に限る)

【開始時期】

平成30年4月1日より申請があったもの

手 続		登録手数料		検査手数料		合 計	
		現 行	改定後	現 行	改定後	現 行	改定後
新車新規 検査登録	OSS申請		500円		1,000円		1,500円
	窓口申請 (型式指定)	700円	900円	1,100円	1,200円	1,800円	2,100円
	車両持込申請 (型式指定以外)	700円	変更無	400円	変更無	1,100円	変更無
継続検査	OSS申請	—	—		1,000円		1,000円
	窓口申請(※)	—	—	1,100円	1,200円	1,100円	1,200円
	車両持込申請 (指定整備以外)	—	—	400円	変更無	400円	変更無

(※)窓口申請でも保安基準適合証が電子化されているもの限り現行通り1,100円となります。

(平成31年4月1日以降は1,200円となります。)

○軽自動車・二輪の小型自動車に関する手数料の変更はありません。

次回車検の重量税額がインターネットで分かるようになりました。

～平成30年4月2日より、[次回自動車重量税額照会サービス](#)を開始しました。～

国土交通省
次回自動車重量税額照会サービス

初めの方 よくあるご質問 利用規約 ご利用上の注意 プライバシーポリシー セキュリティ お問い合わせ先

次回 <https://www.nextmvt.mlit.go.jp/>

次回の車検（継続検査等）を受ける際の自動車重量税の税額が照会できるサービスです。
車台番号を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会が行えます。

「よくあるご質問」、「ご利用上の注意」を必ずご一読ください。
「照会画面へ」をクリック。照会開始サービス開始について

■ 次回自動車重量税額照会
次回自動車重量税額照会を行う場合は、「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。
(ご利用可能時間 9:00～21:00)

照会画面へ

117

国土交通省
次回自動車重量税額照会サービス

初めの方 よくあるご質問 利用規約 ご利用上の注意 プライバシーポリシー セキュリティ お問い合わせ先

重量税額が表示されます。
● 車台番号は、自動車検査証等の車台番号と一致していることをご確認ください。
● 検査予定日は、運輸支局等での登録・検査申請受付可能日であることをご確認ください。

車台番号 (全桁)	NHW20-■■■■■
検査予定日	2018/04/30
有効期間年数	2年

・車台番号は、自動車検査証等の車台番号と一致していることをご確認ください。
・検査予定日は、運輸支局等での登録・検査申請受付可能日であることをご確認ください。

自動車重量税額 (円)

15,000

戻る

国土交通省
次回自動車重量税額照会サービス

初めの方 よくあるご質問 利用規約 ご利用上の注意 プライバシーポリシー セキュリティ お問い合わせ先

車台番号を入力します。
(アルファベットは大文字で入力をお願いします。)

「検査予定日」を入力します。カレンダーから入力もできます。
「照会」をクリック。

1. 車台番号 (必須)

※自動車検査証等に記載されている車台番号の全桁を入力してください。

● 車台番号が英数字の場合
[NHW20-■■■■■] (半角)

○ 車台番号に漢字が含まれる場合
[] (半角数字)

2. 検査予定日 (運輸支局等で継続検査等の手続きを行う予定日) (任意)

[2018/04/30] カレンダー

照会

ご利用について

- 軽自動車の自動車重量税額の照会はできません。
- 土日祝日を含め、9:00～21:00の時間帯でご利用可能です。(年末年始、メンテナンス時除く)
- 当サービスは、Windowsのみの対応となっております。その他のOSからの照会の動作保障はしていません。
- 当サイトに記載されている情報の正確さについては万全を期していますが、国土交通省は、利用者が当サイトの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。



四国運輸局

国土交通省

15. 自動車の前面ガラスへ貼付するステッカーの指定について

国自技第208号

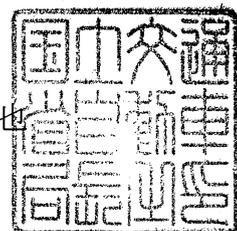
平成31年1月24日

定期点検整備促進協議会代表

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

会長 竹林 武一 殿

国土交通省自動車局長 奥田 哲也



自動車の前面ガラスへ貼付するステッカーの指定について

標記について、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき、下記により国土交通大臣の指定が行われたので通知します。

記

1. 指定物件

普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）、軽自動車（二輪自動車を除く。）及び大型特殊自動車の定期点検整備促進運動に使用するステッカー

2. 貼付位置

車室内から見て、前面ガラス左側上部隅（ただし、左ハンドル車にあっては右側上部隅）の位置に1枚

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

3. 貼付期間

平成32年1月1日から平成34年1月31日

4. 貼付するステッカー

別紙2のとおり

5. 管理要領

別紙1及び別紙3のとおり

定期点検整備促進対策要綱

1. 目的

自動車の適正な点検・整備を通じて、自動車の安全を確保し、公害の防止及び環境の保全を図るため、本要綱により定期点検整備の実施の普及および促進を図る。

なお、本運動は、自動車点検整備推進運動と連携して実施するものとする。

2. 実施期間

平成31年4月1日より平成32年3月31日までとする。

なお、次年度においても、本取組を継続して実施する予定。

3. 普及・促進対策

- 1) 自動車使用者に対する保守管理意識高揚のためのPR
- 2) 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上促進
- 3) 自動車分解整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進
- 4) 点検整備済ステッカー（以下「ステッカー」という。）の貼付

4. 実施要領

1) 自動車使用者に対するPR

自動車使用者に対し、定期点検整備の必要性とその励行について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等マスメディアの活用とポスター、チラシ等の配布及びホームページによりPRする。

また、日整連等は、マイカー点検キャンペーン等の各種イベントを開催し、のぼり・横断幕を使用して、自動車の使用者に対し点検・整備の重要性を啓蒙する。

2) 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上促進

自動車使用者に対し、自動車の構造、点検・整備の知識、認識の向上を図るため実車等を使用した点検教室等を開催する。

3) 自動車分解整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進

自動車分解整備事業者等は、自動車使用者に対して定期点検整備の実施時期をダイレクトメール、電話、訪問等により連絡するとともに、点検・整備時に整備内容、料金等の説明を十分に行い、自動車使用者が整備事業場等を利用しやすいようにする。

また、日整連等は、整備技能コンクール等を開催し、自動車分解整備事業者等の接客マナーおよび技能の向上等受入体制の向上を図る。

4) ステッカーの貼付等

定期点検整備を実施した自動車の前面ガラスに点検整備済を示すステッカーを貼付することにより、点検整備実施事業場名等を表示し、実施責任を明らかにするとともに、車両内外から容易に判別することで、自動車使用者、整備事業者及び整備管理者等に次回の定期点検整備時期を知らせることによって、定期点検整備の実施の励行を促進する。

(1) ステッカーの貼付対象車種

普通自動車

小型自動車（二輪車を除く）

軽自動車（二輪車を除く）

大型特殊自動車

(2) ステッカーの貼付

(イ) ステッカーは、自動車分解整備事業者、新車販売事業者および特定給油所等が、次の場合に当該自動車に貼付する。

- ① 自動車分解整備事業者が定期点検整備を確実に行ったとき。
- ② 新車販売事業者が新車の販売にあたり納車整備を行ったとき。
- ③ 特定給油所等が自家用貨物自動車の6カ月点検・整備または自家用乗用自動車であって、4輪主ブレーキおよび駐車ブレーキがすべてディスク・ブレーキである自動車の12カ月点検・整備（「自動車点検基準」の「自家用貨物自動車等の定期点検基準」または「自家用乗用自動車等の定期点検基準」により行うものに限る。）を確実に行ったとき。

(ロ) ステッカーは、車室内から見て前面ガラス左側上部（左ハンドル車にあっては右側上部）に1枚を貼付するものとし、運転者の視野を妨げず、検査標章の貼付を妨げない位置に貼付する。

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

(ハ) ステッカーは、(イ)の整備を実施した事業者が(ロ)の位置に確実に貼付するものとし、自動車に貼付しないで自動車使用者等にステッカーを配付してはならない。

(ニ) 事業者がステッカーを自動車の前面ガラスに貼付できる期間は、それぞれ以下のとおりとする。

31年用ステッカー：平成30年1月1日～平成31年9月30日

32年用ステッカー：平成31年1月1日～平成32年9月30日

33年用ステッカー：平成32年1月1日～平成33年9月30日

(ホ) ステッカーを自動車の前面ガラスに貼付しておける期間は、それぞれ以下のとおりとする。

- 31年用ステッカー：平成30年1月1日～平成32年1月31日
- 32年用ステッカー：平成31年1月1日～平成33年1月31日
- 33年用ステッカー：平成32年1月1日～平成34年1月31日

(3) ステッカーの剥離

(イ) 次回の定期点検整備時期を経過したステッカーは必ず剥がすこと。
また、その旨を自動車使用者等に周知徹底すること。

(ロ) 貼付しておける期間を経過したステッカーをそのまま貼付していると保安基準違反となることを自動車使用者等に周知徹底すること。

(4) ステッカーの様式

ステッカーの様式は、別紙のとおりとする。

(5) ステッカーの管理

各ステッカー取扱い団体および事業者は、配付台帳を備え、厳正な管理を行う。

なお、不適正な管理を行った場合にはステッカーの配付を停止することができるものとする。

(6) ステッカーの再交付

自動車ユーザーから、フロントガラスの破損等により、ステッカーの再交付を求められた場合は、当該自動車の定期点検整備を実施した事業場に関し、上記(2)(ホ)の期間内において再交付することができるものとする。

5. 定期点検整備促進協議会の構成

1) 定期点検整備促進協議会は、下記の中央団体をもって構成し、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会をもって代表団体とする。

- 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
- 一般社団法人 日本自動車工業会
- 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
- 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
- 一般社団法人 日本自動車連盟
- 一般社団法人 全国自家用自動車協会
- 公益社団法人 日本バス協会
- 公益社団法人 全日本トラック協会
- 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
- 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会

2) 地方の定期点検整備促進協議会は、中央に準じた構成とし、自動車整備振興会をもって代表団体とする。

6. 定期点検整備促進協議会の事務局

1) 中央の事務局は、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会とし、地方は各都道府県自動車整備振興会とする。

2) 事務局は、次の業務を行う。

- (1) 定期点検整備促進協議会の開催
- (2) ステッカーの発行（中央に限る）および配付
- (3) その他本要綱の実施のために必要な業務

7. その他

- 1) 本要綱は、定期点検整備促進協議会が関係行政省庁の指導を得て推進する。
- 2) PRに当たっては、「定期点検整備促進協議会」の名称を用いて行うよう努める。
- 3) 本要綱の実施のため必要な事項であって本要綱に特段の定めのないものについては、中央および地方の定期点検整備促進協議会で別途定める。

別紙

点検整備済ステッカーの様式 例

〈注〉

- (1) 自家用、事業用を共通の様式とする。
- (2) 車内より貼付することができるものとする。
- (3) 地色（外周ダイヤル部分）は、平成31年用は青色、平成32年用は赤色、平成33年用は緑色とする。
- (4) 偽造の困難な様式とする。
- (5) 管理用に一連番号を入れる。
- (6) 平成31年度に改元が予定されており、改元後は点検整備済ステッカーの仕様及び様式を新元号に基づき変更する。



点検整備実施事業場

実施年月日 _____

認証番号 _____

実施事業場 _____

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

33	年	月	日
----	---	---	---

期日を過ぎたステッカーは必ずはがしてください。

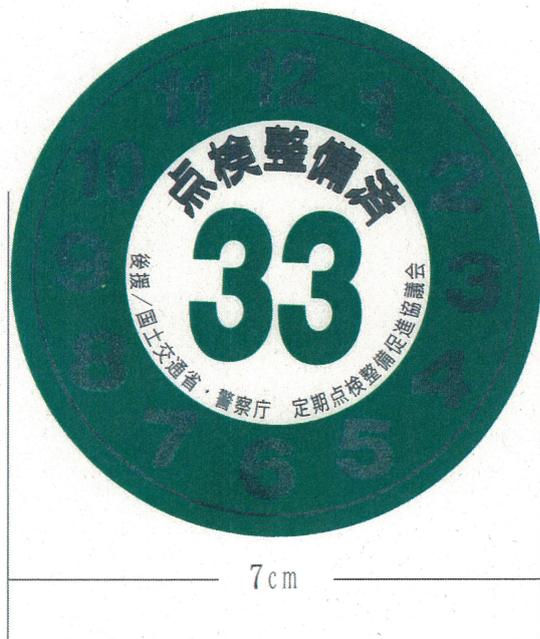
- 前面窓ガラス貼付に係る国土交通大臣指定済
- 前面ガラス左側上部(左ハンドル車は右側上部)に1枚に限り貼付することができます。
- 平成34年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。

A 000000

点検整備済ステッカー（平成33年用）の仕様及び様式等

○図柄（例）及び寸法は次の通り。

（表）



（裏）

点検整備実施事業場

実施年月日 _____

認 証 番 号 _____

実施事業場 _____

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

33	年	月	日
----	---	---	---

期日を過ぎたステッカーは必ずはがしてください。

前面ガラス貼付に係る国土交通大臣指定済
 ・前面ガラス左側上部(左ハンドル車は右側上部)に1枚に限り貼付することができます。
 ・平成34年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。

A 000000

○事業者が前面ガラスに貼付できる期間

- ① 自家用乗用車 平成32年 1月1日～平成32年12月31日
- ② 自家用貨物車 平成32年 7月1日～平成33年 6月30日
- ③ 事業用自動車 平成32年10月1日～平成33年 9月30日

○前面ガラスに貼付してよい期間

- ① 自家用乗用車 平成32年 1月1日～平成34年1月31日
- ② 自家用貨物車 平成32年 7月1日～平成34年1月31日
- ③ 事業用自動車 平成32年10月1日～平成34年1月31日

※平成31年度に改元が予定されており、改元後は点検整備済ステッカーの仕様及び様式を新元号に基づき変更する。

定期点検整備促進対策の目的及び使用するステッカーの取扱いについて

1. 目的

定期点検整備の普及と実施の徹底を図り、車両の安全を確保するとともに、排出ガス防止対策を促進する。

2. 対象車両

普通自動車、小型自動車（二輪車を除く）、軽自動車（二輪車を除く）及び大型特殊自動車。

3. 貼付者

自動車整備事業者、新車販売事業者及び特定給油所等。

4. 貼付方法

車室内より見て前面ガラス左側上部（但し、左ハンドル車にあつては右側上部）で運転者の視野を妨げず、また検査標章の貼付を妨げない位置に1枚を次回点検月を残して貼付する。

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

5. はく離者

自動車使用者（または所有者）及び3項に掲げる者。

6. はく離方法

手等ではく離する。

7. 運行経路

対象車両が全国的に散在した車両であるため、特に定めた経路はない。

8. 様式について

平成31年度に改元が予定されており、改元後は点検整備済ステッカーの仕様及び様式を新元号に基づき変更する。

16. 改元に伴う自動車の定期点検整備推進運動で使用する「点検整備済ステッカー」の様式の追加について

業 務 連 絡
平成31年4月18日国土交通省
自動車局 技術政策課
車両安全対策調整官 森本 裕史 殿東京都港区六本木6-10-1
定期点検整備促進協議会代表
社団法人 日本自動車整備振興会連合会
事業部長 志村 祐二改元に伴う自動車の定期点検整備推進運動で使用する
「点検整備済ステッカー」の様式の追加について

自動車の定期点検整備推進運動で使用する「点検整備済ステッカー」の改元後の取扱いについては、平成30年12月11日付日整連第30-373号において、改元に伴い仕様及び様式を新元号にする旨申請し、平成31年1月24日付国自技第208号によりご承認いただいているところです。

今般、新元号（令和）が発表され、本年5月1日より元号が改められることに伴い、別紙のとおり様式の追加を行いますことをご報告いたします。

なお、その他申請内容の変更はございません。

以上

点検整備済ステッカー（令和1年用、令和2年用、令和3年用）
の仕様及び様式の追加について

〈注〉

- (1) 自家用、事業用を共通の様式とする。
- (2) 車内より貼付することができるものとする。
- (3) 地色（外周ダイヤル部分）は、令和1年用は青色、令和2年用は赤色、令和3年用は緑色とする。
- (4) 偽造の困難な様式とする。
- (5) 管理用に一連番号を入れる。

○図柄（例）及び寸法は次の通り。

・令和1年用

（表）



（裏）

点検整備実施事業場

実施年月日 _____

認 証 号 _____

実施事業場 _____

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

1	年	月	日
----------	---	---	---

期日を過ぎたステッカーは必ずはがしてください。

前面窓ガラス貼付に係る国土交通大臣指定済
 ・前面ガラス左側上部(左ハンドル側)は右側上部)に1枚に限り貼付することができます。
 ・令和2年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。

A 000000

・令和2年用

(表)



(裏)

点検整備実施事業場

実施年月日 _____

認番号 _____

実施事業場 _____

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

2	年	月	日
----------	---	---	---

期日を過ぎたステッカーは必ずはがしてください。

前面窓ガラス貼付に係る国土交通大臣指定済

- 前面ガラス左側上部(左ハンドル車は右側上部)に1枚に限り貼付することができます。
- 令和3年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。

A 000000

・令和3年用

(表)



(裏)

点検整備実施事業場

実施年月日 _____

認番号 _____

実施事業場 _____

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

3	年	月	日
----------	---	---	---

期日を過ぎたステッカーは必ずはがしてください。

前面窓ガラス貼付に係る国土交通大臣指定済

- 前面ガラス左側上部(左ハンドル車は右側上部)に1枚に限り貼付することができます。
- 令和4年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。

A 000000

以上

第三章 独立行政法人自動車技術総合機構関係

1. プレスリリース

平成30年7月19日



独立行政法人

自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

－ 審査事務規程の一部改正について（第18次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成30年7月19日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

- 乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車及び車両総重量3.5t以下の自動車に適用される「軽・中量車排出ガスの測定方法」について、現在規定されているJC08モード法又はWLTCモード法のいずれかとしていたところ、WLTCモード法のみとすることとします。[7-55]

新 型 車：平成30年10月1日～

：平成31年10月1日（貨物の運送の用に供する軽自動車・中量車※）～

継続生産車：平成32年9月1日～

：平成33年9月1日（貨物の運送の用に供する軽自動車・中量車）～

※車両総重量1.7tを超え3.5t以下の自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）

※WLTCモード法により型式を取得した車両は、自動車検査証に記載される排出ガス規制の識別記号の1桁目に3～6が使用されることとなります。例：3XX-100

- 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車に備える乗降口の踏段について、最下段の踏段の下部に追加で備えることができるものとして、施行日以降は自動車の製作された日を問わず、一定の要件に適合しなければならないこととします。※ [7-110, 8-110]

※該当する車両は施行日より適用となりますので、施行後の審査時から確認することとなります。

2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

並行輸入自動車にかかる届出書が変更になります

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、平成30年10月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

- ① 並行輸入自動車届出書（第1号様式）及び車両諸元概要表（第4号様式）の様式が変わります。
→ 新たな様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能ですのでご活用ください。
- ② 届出書に記載する並行輸入自動車の区分の「指定自動車等と関連」又は「不明」のいずれかに届出される方が必ず〇（マル）印を付すこととなります。
- ③ 「指定自動車等との相違点」欄の有無のいずれかに届出される方が必ず〇（マル）印を付すこととなります。
→ 「指定自動車等との相違点」が有る場合には、指定自動車等との相違点に関する記載及び資料の添付、車両諸元概要表の添付、外観図の添付に漏れないようご注意ください。

■並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを
下方にスクロール



左から2番目の
アイコンをクリック



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



－ 審査事務規程の一部改正について（第21次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成31年4月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

○ 二輪自動車等のすれ違い用前照灯に係る前照灯試験機による審査方法 [7-62, 8-62, 7-63, 8-63]

協定規則第98号（放電灯式前照灯）、第112号（非対称配光型前照灯）及び第113号（対称配光型前照灯）において、二輪自動車等の前照灯に関するすれ違い用前照灯が協定規則の主な要件となっていることを踏まえ、現在の走行用前照灯による審査方法から協定規則の要件を考慮したすれ違い用前照灯による審査方法へと変更します。

またこれに際し、現在使用している走行用前照灯試験機を用いてすれ違い用前照灯の審査を手動で行なえるよう審査方法を定めます。

なお、すれ違い用前照灯による審査方法に対応した前照灯試験機の体制整備が整うまでの当分の間、走行用前照灯（従前）による審査でもよいこととします。

○ 自動車の用途等の変更に伴う技術基準等の適合性書面審査 [別添2]

新規検査※、予備検査※及び構造等変更検査において、自動車の用途（乗車定員、車両総重量、自動車の種別）の変更を行うことにより当該自動車に係る保安基準の適用が異なり改めて保安基準の審査が必要となる場合には、検査に先立って、受検予定の事務所等に事前に申請者から必要な書面の提出を義務付け、審査を行うこととします。

また、当該申請を行う自動車であって、構造・装置が同一である複数台数の自動車について検査の申請を行う場合においては、申請者の負担等を考慮し、代表車両一台を地方検査部に申請し、当該地方検査部が審査した結果をもって他の車両の検査の際に事前提出書面審査を省略することが可能とします。

※新車に係るものは実施済み。

2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

二輪自動車等の前照灯審査について、 すれ違い用前照灯の審査方法を規定します

二輪自動車及び側車付二輪自動車（次の①及び②掲げるものに限る。）にあつては、前照灯試験機による審査方法を、現在の走行用前照灯による審査方法からすれ違い用前照灯による審査方法へ変更します。

- ① 平成27年6月1日以降に製作された自動車であつて、UN R98、UN R112又はUN R113に適合するもの
- ② 平成32年7月1日以降に製作された自動車

ただし、すれ違い用前照灯による審査方法のための設備・体制整備が整うまでの間、現在使用している走行用前照灯試験機により審査を行うことができるものとします。

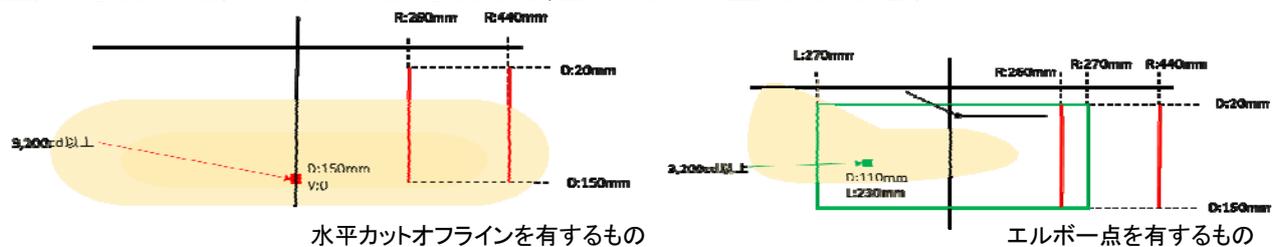
本改正の適用日：平成31年10月1日～

（なお、平成31年4月1日以降すれ違い測定を希望される場合は検査官にお問い合わせください）

◆すれ違い用前照灯の審査基準

【概要】

- (1) 次図に掲げる範囲にカットオフライン又はエルボー点があること。
- (2) 光度測定点における光度が3,200cd以上あること。



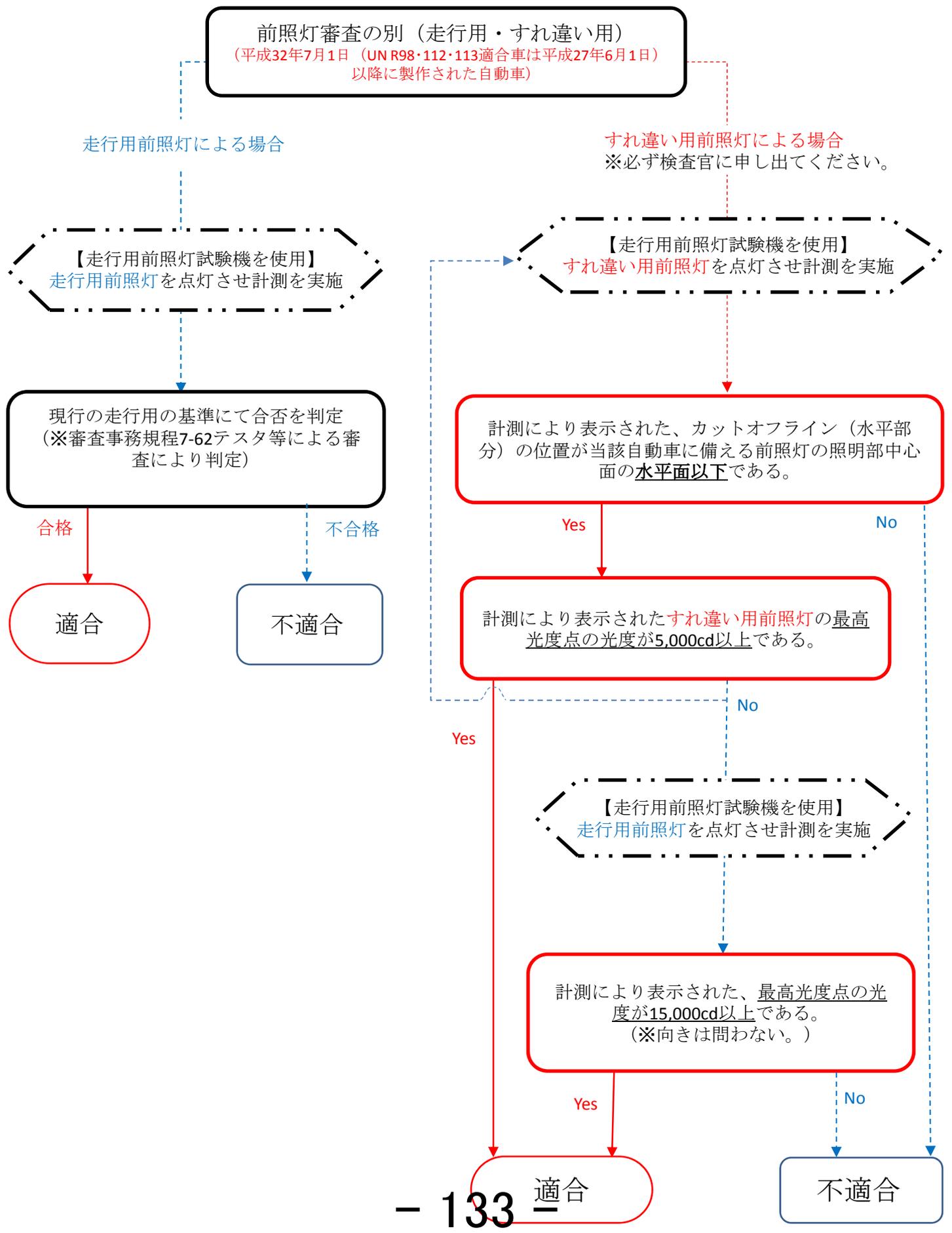
◆ただし、設備・体制整備が整うまでの間は

- (1) 現在行っている走行用前照灯による審査方法でも可能です。
- (2) 現在使用している前照灯試験機により計測可能な範囲にて審査を行い、次の①及び②に適合するものは「すれ違い用前照灯の審査基準」に適合するものとします。 ※当該審査を希望する場合は必ず検査官に申し出てください。

- ① すれ違い用前照灯のカットオフラインが前照灯の照明部中心面の水平面以下であること。
- ② すれ違い用前照灯の最高光度点の光度が5,000cd以上であること又は走行用前照灯の最高光度点の光度が15,000cd以上であること。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

二輪自動車等のすれ違い用前照灯審査の 設備・体制整備が整うまでの間の措置フロー



使用過程車に係る事前提出書面 審査の一部拡大について

<貨物車から乗用車等への変更は事前書面審査を実施します。>

【概要】

使用過程車に係る検査※1において、自動車の用途等の変更※2により適用される技術基準が異なり、改めて当該技術基準の適合性審査を書面により行う必要があるものについては、当該検査に先立って事前提出書面の審査を平成31年10月1日以降より実施することとしますので、お知らせします。

これに該当する場合は、使用過程車に係る検査に先立って提出書面を事前に届け出てください。

注意：提出書面に不備等があった場合、審査ができませんのでご注意願います。

※1 「使用過程車に係る検査」：

新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に限る。）、若しくは構造等変更検査をいう。

※2 「用途等の変更」：以下に掲げる区分に変更があるものをいう。

- ① 用途（貨物 ⇄ 乗用 ⇄ 乗合）
- ② 乗車定員（乗車定員9人以下 ⇄ 10人以上 等）
- ③ 車両総重量（車両総重量が3.5t以下 ⇄ 3.5tを超え12.0t以下 ⇄ 12.0tを超える貨物自動車 等）
- ④ 自動車の種別の変更（軽 ⇒ 小型 等）

※3 提出書面（第1号様式）は以下のURLからダウンロードが可能です。

<http://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>

※4 詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程をご参照ください。

※5 ご不明な点についてはお問い合わせください。

用途等の変更をする使用過程車等の事前書面審査が始まります

令和元年10月1日から、新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受検する自動車※1のうち、用途・乗車定員・車両総重量・自動車の種別を変更※2することにより適用される基準が変わるものについては、当該基準への適合性審査を適正かつ効率的に実施し現車審査時間の短縮が図れるよう、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の変更内容などを記載した新規検査等届出書を提出いただき、受理した届出書の事前書面審査が受検日の前日までに終了したものに限り現車審査を実施することになりますので、お知らせします。

※1:対象となる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車は対象外)

- ① 使用の過程にある自動車(登録抹消中の自動車を含む)
- ② 自動車予備検査証の交付を受けた自動車

※2:対象となる変更内容(乗用自動車・貨物自動車には、派生した特種自動車を含む)

- ① 用途・乗車定員・車両総重量の組み合わせについて、次の区分を移行するもの
 - ア 乗車定員9人以下の乗用自動車
 - イ 乗車定員10人以上かつ車両総重量が5.0トン以下の乗用自動車
 - ウ 乗車定員10人以上かつ車両総重量が5.0トンを超える乗用自動車
 - エ 車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車
 - オ 車両総重量が3.5トンを超え12.0トン以下の貨物自動車
 - カ 車両総重量が12.0トンを超える貨物自動車
- ② 乗車定員について、次の区分を移行するもの
 - ア 11人以上の自動車
 - イ 10人の自動車
- ③ 自動車の種別について、次の区分を移行するもの(普通乗用から小型乗用に変更するもの、小型乗用から普通乗用に変更するもの、小型貨物から普通貨物に変更するものは対象外)
 - ア 普通自動車
 - イ 小型自動車
 - ウ 軽自動車

※ 改造自動車の事前書面審査の届出とは別のものですのでご注意ください。

※ 裏面もご確認ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

■新規検査等届出書とは

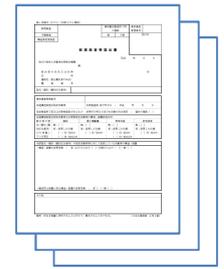
新規検査等届出書は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条、第37条の2、第37条の2の2、第38条及び第42条に基づく書面になります。

提出書面に虚偽があった場合には、同施行規則同条の違反となり道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第110条に基づき罰則を課すこととなります。

■新規検査等届出書の内容

当該自動車の構造・装置の変更内容に関する書面及び保安基準の適合性に関する書面などが必要です。

- 新規検査等届出書（第1号様式）
- 自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の写し
- 諸元表又は車両諸元要目表
- 外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真
- 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面
- 騒音規制の適合性に関する書面
- 排出ガス規制の適合性に関する書面
- 保安基準各条項の技術的要件の適合性に関する書面
- その他必要な書面



記載方法等の詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」附則3をご参照ください。

なお、必要な書面のうち様式が定められているものについてはWord形式のデータを当機構のホームページからダウンロードできますのでご活用ください。

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



自動車機構ホームページの
トップページを下方にスクロール



左から2番目のアイコンを
クリック



新規検査等の申請を行う
自動車関係からダウンロード



■新規検査等届出書の提出先

新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある自動車機構事務所に提出ください。なお、郵送等による方法も可能です。

■事前書面審査の審査所要日数

受理した届出書の審査所要日数は、**届出書の受理日から最大15日**となりますので、日数に余裕をもってご提出ください。

なお、届出書の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除きます。

－ 審査事務規程の一部改正について（第23次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和元年5月10日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

[WP29 第174回及び第175回会合関係]

- 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車等の燃料タンク取付位置に関し、細目告示別添118「圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置の技術基準」を廃止し、協定規則第146号の技術的な要件を適用することとします。[7-24]

対象車：平成31年1月2日以降に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車

- その他、協定規則の改訂に伴う改正を行います。

[中央環境審議会第13次答申関係]

- 自動車の排出ガス規制について、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車についてはPM排出量規制を導入します。

また、ガソリンを燃料とする二輪自動車について、モード走行に係る排出ガス規制値及びアイドリングに係る規制値を強化します。[6-55、7-55]

対象車：令和2年12月1日以降の新型車

令和4年11月1日以降の継続生産車

[騒音防止装置関係]

- 平成28年騒音規制が適用される使用の過程にある四輪自動車の騒音規制値の変更

新車時の近接排気騒音が車種毎に定められた一定の値を超える四輪自動車等に対して交換用マフラーを備える場合は、使用過程における近接排気騒音が新車時から悪化しないことを確認する相対値規制を適用します。[7-53、8-53]

※二輪自動車については、審査事務規程第16次改正時に同様の改正を実施済み。

2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAK 137-03-5363-3347

並行輸入自動車にかかる届出書が変更になります

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、令和元年10月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

① 並行輸入自動車届出書（第1号様式）の様式が変わります。

→ 新たな様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能ですのでご活用ください。

② 届出書の騒音防止装置欄に記載する「性能確認」欄及び「消音器の表示」欄に新たな項目を追加します。

→ 「消音器の表示」欄の「表示なし（純正品から変更なし）」が選択できる自動車は、消音器とDPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者の資料等により確認できる場合に限られておりますのでご注意ください。

■並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL



<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを
下方にスクロール



左から2番目の
アイコンをクリック



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和2年5月10日

第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1 敷地等における秩序維持等

- (1) 受検者等は、敷地等における秩序を維持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- ① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
 - ② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
 - ③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
 - ④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
 - ⑤ 受検車両の運転者（1名に限る。）以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
 - ⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を4km/hを超える速度で運行しないこと。
また、急発進や急停止をしないこと。
 - ⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
 - ⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
 - ⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
 - ⑩ 検査担当者の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。
 - ⑪ 凶器、爆発物等の危険物（自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。）、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
 - ⑫ 検査担当者の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
 - ⑬ 審査業務等を行っている検査担当者等に相談や質問等を行わないこと。
 - ⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
 - ⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
 - ⑯ 検査担当者の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
 - ⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。
 - ⑱ 検査担当者の許可なく敷地等の撮影、録画又は録音をしないこと。
 - ⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。
 - ⑳ その他審査業務上又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。
- (2) 受検者は、検査担当者が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- ① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
 - ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
 - イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
 - ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
 - エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
 - オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
 - カ 窓ガラスが取外されていない状態
 - キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
 - ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
 - ケ 走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態
 - コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け又はキャビンを立てて支持棒等により保持した状態
 - サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
 - シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態
 - ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態
 - セ 軽油を燃料とする自動車にあっては、アクセルペダルのストッパボルト又はアクセルワイヤの改造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態

- ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態（7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。）
- (ア) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態
 - (イ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
 - (ウ) (ア) 又は (イ) に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあつては、荷台内側方向に格納させた状態
- ② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があつた場合にはその指示に従うこと。
 - ③ 受検中は自動車検査票を保持すること。
 - ④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。
また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
 - ⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあつては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。）を行うこと。
 - ⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプロープを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。
 - ⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
 - ⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
 - ⑨ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスト等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
 - ⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
 - ⑪ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。
また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口へ提出すること。
 - ⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
 - ⑬ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
 - ⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
 - ⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
 - ⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。
- (3) 検査担当者等は、(1) ①から③までに掲げる事項を受検者等が遵守しないことを確認した場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を一時的に停止し、当該事案の発生場所に駆けつけるとともに、公務執行妨害行為等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。
- (4) 検査担当者は、(1) ④から⑳までに掲げる事項及び(2)に掲げる事項を受検者等が遵守しない場合には、受検者等に対しこれらを遵守するよう口頭で指示すること。
- (5) (4)に基づき指示したにもかかわらず、(1) ④から⑳までに掲げる事項及び(2)に掲げる事項を受検者等が遵守しない場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を一時的に停止し、当該事案の発生場所に駆けつけること。
- (6) (5)に基づき警報装置を作動させ、検査担当者等が集合してもなお、受検者等が遵守しない場合には、検査担当者及び警備員は受検者等に対し退去及び自動車の撤去を命じること。
また、退去や撤去の命令に従わない場合には、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。

ハイブリッド自動車等は排気ガス測定等のため、
「整備モード」への移行をお願いします

例：トヨタの一般的なハイブリッド車の場合

- ① ブレーキを踏まずにパワースイッチを2回押す
- ② Pレンジでアクセルペダルを2回踏む
- ③ Nレンジでアクセルペダルを2回踏む
- ④ Pレンジでアクセルペダルを2回踏む
- ⑤ 操作後、ブレーキを踏んだ状態でパワースイッチを押して
「READYランプ」を確認する

(注) アクセルペダル操作はアクセルペダルの全閉から全開が1回です

その他、外部診断機を用いる等、ご協力をよろしくお願いします

第四章 軽自動車検査協会関係

1. 軽自動車検査協会の業務等について

1. 協会の業務等

(1) 業務内容

1. 軽自動車の検査事務
2. 検査対象軽自動車に係る自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務
3. 検査対象軽自動車に係る軽自動車税の納付の確認の事務
4. 検査対象軽自動車に係る自動車損害賠償責任保険の契約又は自動車損額賠償責任共済の契約の締結の確認の事務
5. 前各号の業務に付帯する業務
6. 前各号に掲げるもののほか、軽自動車検査協会の目的を達成するために必要な業務

(2) 事務所所在地等

事務所	〒	所在地	TEL
香川主管事務所	769-0103	高松市国分寺町福家甲1258番地18 (国分寺流通センター内)	050-3816-3122
徳島事務所	771-1156	徳島市応神町応神産業団地1番地3	050-3816-3123
愛媛事務所	791-1112	松山市南高井町1814番地の2	050-3816-3124
高知事務所	781-0270	高知市長浜3106番地2	050-3816-3125

(3) 業務受付時間

窓口 午前8時45分から11時45分まで、午後1時から4時まで

検査 午前9時から12時まで、午後1時から4時まで

(土・日・祝日、12/29～1/3は休業)

(4) ユーザー車検予約システム (平成27年1月30日～)

○パソコン (インターネット)、スマートフォン、

第3世代以降の機種による携帯電話 (WEB) での検査予約

<https://www.kei-reserve.jp/>

○固定電話での検査予約 (音声案内に従って検査の予約を行います。)

香川主管事務所 050-3818-8669

徳島事務所 050-3818-8670

愛媛事務所 050-3818-8671

高知事務所 050-3818-8672

※ インターネット予約、電話予約とも初回予約時に利用者情報の登録 (アカウント登録) が
必要です。



軽自動車検査協会香川主管事務所 ご 案 内

軽自動車検査協会香川主管事務所の付近略図

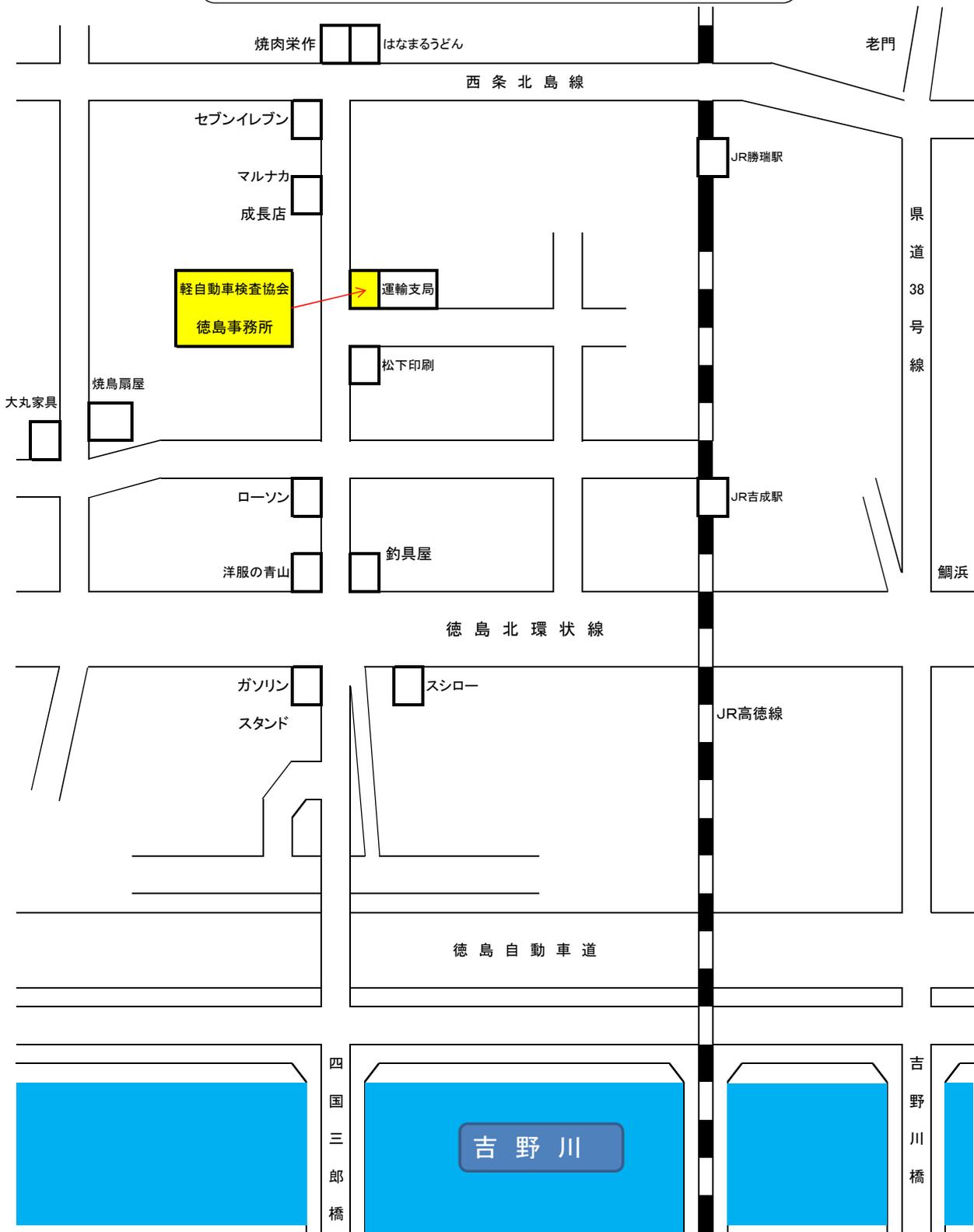


軽自動車検査協会
香川主管事務所
(国分寺流通センター)

名称：軽自動車検査協会
香川主管事務所
住所：香川県高松市国分寺町
福家甲1258-18
TEL：050-3816-3122
FAX：087-870-6596
検査予約：050-3818-8669
ホームページ
<http://www.keikenkyo.or.jp>



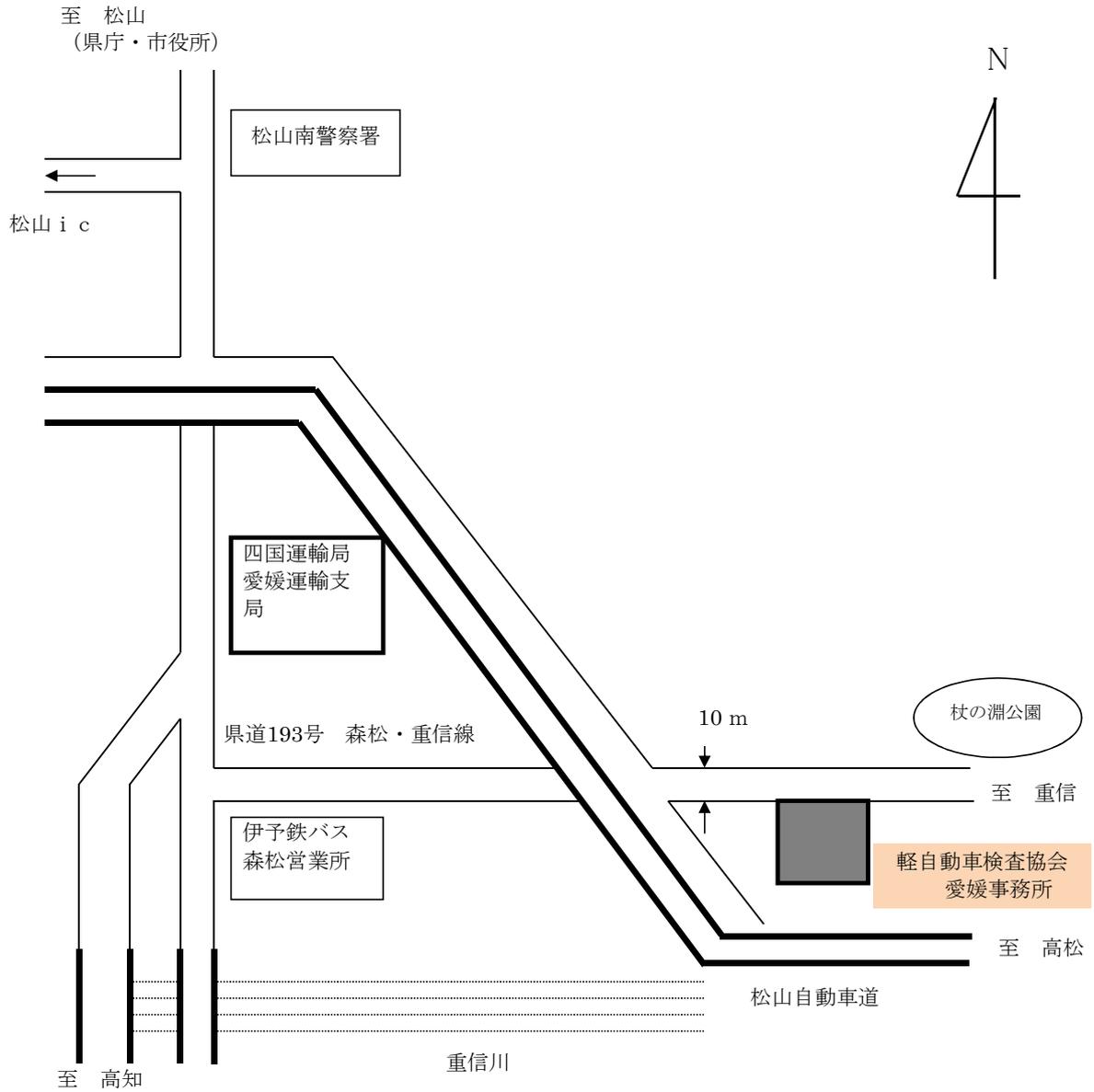
軽自動車検査協会徳島事務所
ご案内



名称：軽自動車検査協会 徳島事務所
 住所：徳島県徳島市応神町応神産業団地1-3
 TEL：050-3816-3123
 FAX：088-683-3646
 検査予約：050-3818-8670



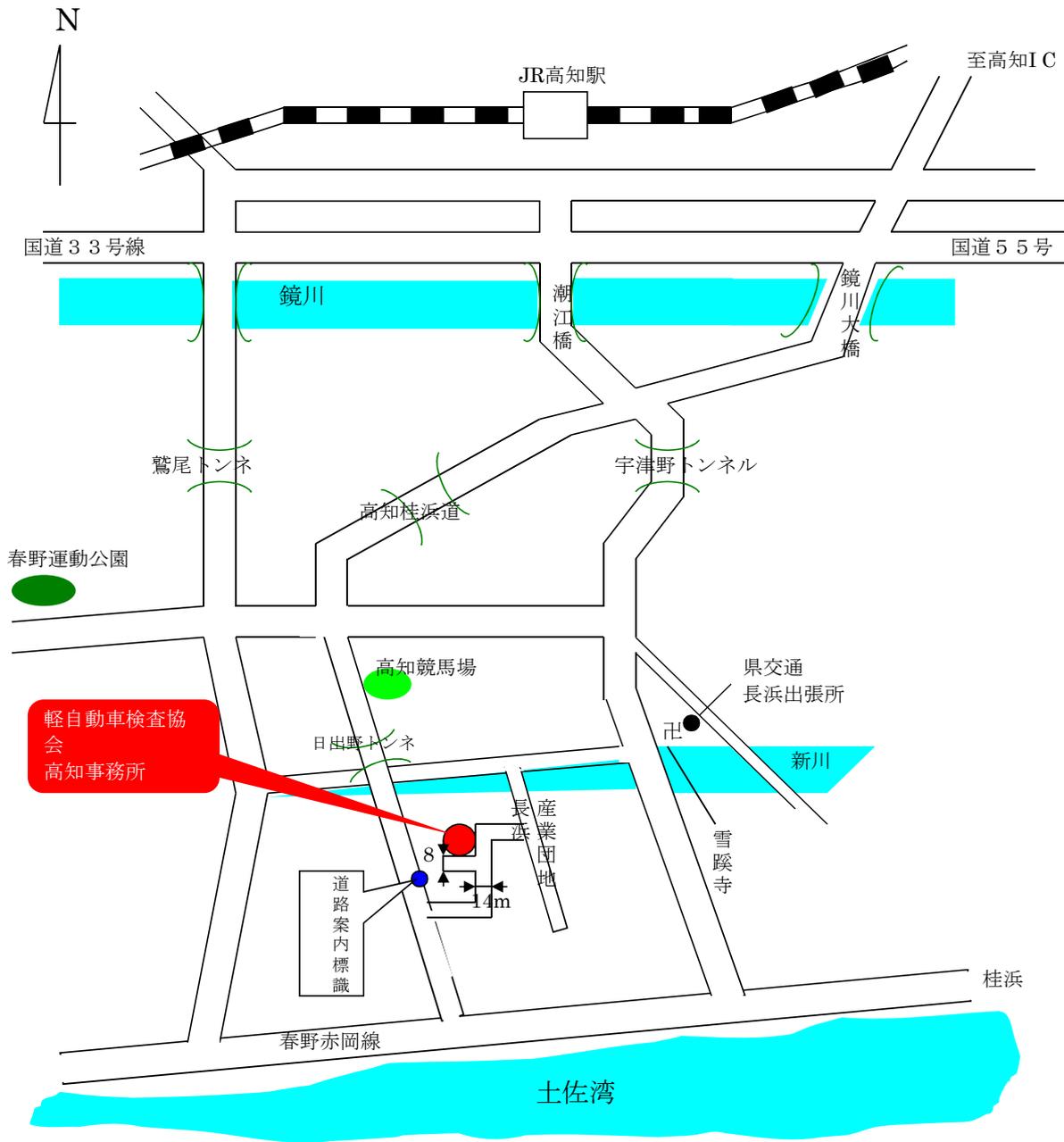
軽自動車検査協会愛媛事務所 ご 案 内



名称：軽自動車検査協会 愛媛事務所
住所：愛媛県松山市南高井町1814-2
TEL：050-3816-3124
FAX：089-905-9782
検査予約：050-3818-8671
ホームページ
<http://www.keikenkyo.or.jp>



軽自動車検査協会高知事務所 ご 案 内



名称：軽自動車検査協会 高知事務所
住所：高知県高知市長浜3106-2
TEL：050-3816-3125
FAX：088-837-9762
検査予約：050-3818-8672
ホームページ

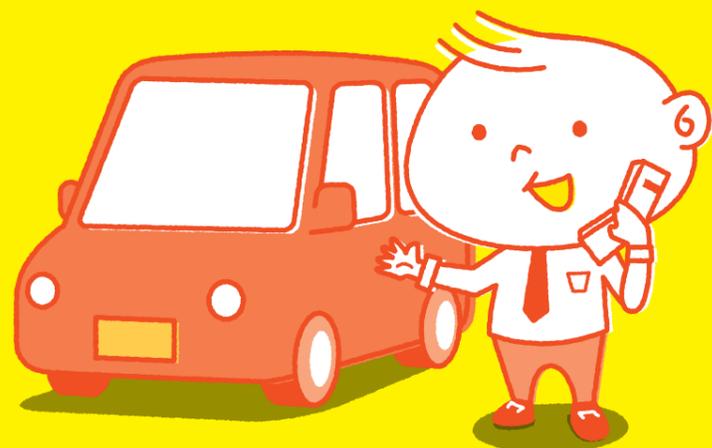


軽自動車検査協会からのお知らせ

平成26年10月1日(水)より

軽自動車検査協会の 各事務所の電話番号が 変わります。

事務所へおかけになった電話は、
コールセンターにてお受けいたします。



香川主管事務所管内 コールセンター電話番号一覧

受付時間 8:30~17:00 休業日 土・日・祝日・12/29~1/3

香川主管事務所 ☎ 050-3816-3122

徳島事務所 ☎ 050-3816-3123

愛媛事務所 ☎ 050-3816-3124

高知事務所 ☎ 050-3816-3125

構内・検査コースの 事故防止について

運転ミスに注意！

誰もが事故の当事者になるおそれあり！



最近、ブレーキとアクセルの
操作ミスによる衝突事故が
多発しています。

アクセルとブレーキペダルの
配置が近い車両は
より注意深く操作する
必要があります。



お 願 い

車台番号及び原動機型式の確認の際は、エンジンを停止させ、受検される方がボンネットを開閉し、支持棒によりボンネットを支持させるよう
うにお願いいたします。



お 願 い

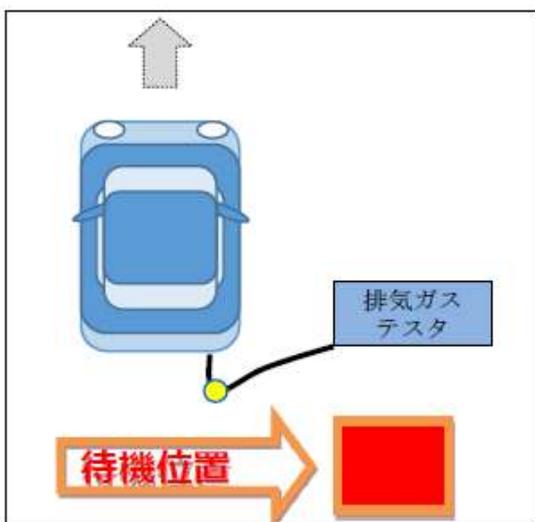
リフトの上昇中及び下降中、下回り検査時は、**エンジンを停止**して下さい。

また、リフトが完全に下降するま
では、**エンジンをかけないで**下さい。



排気ガス検査時のプローブ保持具の使用について

検査場において、排気ガス測定中にアクセルとブレーキを踏み間違えた後続車両と検査車両との間に受検者がはさまれる事故が発生しております。同様の事故を回避するためにプローブ保持具の使用をお願いしております。プローブを保持具に固定したまま排気管(マフラー)に挿入し、測定完了まで万が一追突されても安全な位置(車の横など)で待機して下さい。排気ガス検査終了後は、プローブ保持具を所定の位置に戻してください。



排気管へ挿入しにくい場合は、プローブ挿入補助具をご使用ください。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

お知らせ

外観検査時、エンジンチェックランプの状態を確認します。

例



1. 電源投入時に警報を発するもの
2. 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止するもの
3. 発する警報を運転席において容易に判断出来るもの

1～3を全て満たす事が必要になります

〔OBD規制〕

当該装置の機能に支障が生じた時にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えるものであること。なお、次に、掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。

- イ、 電源投入時に警報を発しないもの
- ロ、 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの
- ハ、 発する警報を運転席において容易に判断できないもの

乗 用

適用年月日

	平成12年10月1日～	平成20年10月1日～
新型自動車	適用除外 適用(OBD)	適用(OBD II)
継続生産車	適用除外 平成14年9月1日～ 適用(OBD)	平成22年9月1日～ 適用(OBD II)

貨 物

	平成14年10月1日～	平成20年10月1日～
新型自動車	適用除外 適用(OBD)	適用(OBD II)
継続生産車	適用除外 平成15年9月1日～ 適用(OBD)	平成22年9月1日～ 適用(OBD II)

お願い～検査時車両状態について～

1. 荷台等に**物品等が無い状態**で受検して下さい。

積載物は
降ろして
受検して
下さい。



2. 後部座席・荷室等が確認しやすい状態で受検してください。

皆様のご協力をお願いいたします。

お知らせ

警告灯が点灯又は点滅している自動車について

異常等が生じている自動車については修理後に検査することを明確にするため、「検査時における車両状態」として以下の事項を規定しました。

平成29年2月以降、これに該当しない受検車両については検査を行わないよう規定いたしましたので、確実に修理をした後に受検していただきますようお願いいたします。

●「検査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

1. 空車状態（積載物がない状態）の自動車に運転者1名が乗車した状態であること。
2. 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

①前方エアバック ②側方エアバック ③ブレーキ

④ABS

⑤原動機



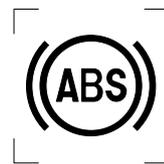
(例)



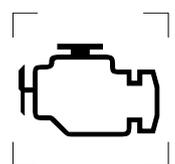
(例)



(例)



(例)



(例)

3. 原動機の作動中において運転者席の運転者に警告するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。
4. 受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

受検者の皆様へ

「受検者の禁止事項」

- 【1】暴力、暴言等の行為を行わないこと及び暴力、暴言等の威圧的行為により検査担当者にその場での再検査、合格の判定等を強要しないこと。
- 【2】検査を受ける自動車の運転者（1名に限る）以外の者は入場しないこと。
- 【3】検査コース内は歩行速度以上の速度で通行しないこと。
- 【4】検査コース内で整備等しないこと。
- 【5】検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
- 【6】座り込み、立ちふさがり又は自動車を放置しないこと。
- 【7】旗、のぼり、プラカード類を検査コース内に持ち込まないこと。
- 【8】拡声器等の放送設備を使用し、騒音を撒き散らさないこと。
- 【9】凶器、爆発物等の危険物を持ち込まないこと。
- 【10】その他検査業務上又は検査場管理上支障となる行為をしないこと。

「受検に際しての指示事項」

- 【1】検査中は検査票を保持すること。
- 【2】下回り部分は泥等の付着がなく装置等の確認ができる状態とすること。
- 【3】車台番号及び原動機の型式の打刻は、汚れ等の付着がなく打刻文字等が確認できる状態とすること。
- 【4】排気管はプローブが挿入できる状態とすること。
- 【5】荷台等は物品等が積載された状態でないこと。
- 【6】座席、シートベルト、非常信号用具及び消火器等は確認できる状態とすること。
- 【7】窓ガラスは取り外された状態でないこと。
- 【8】全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップ、灯火器等に装着されているカバー等は取り外した状態とすること。
- 【9】エンジンルーム内の検査を行う場合は、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け、又はキャビンを上げて、支持棒等により保持した状態とすること。
- 【10】運転者席及び助手席の側面ガラスの検査を行う場合は、窓ガラスを閉じた状態とすること。
- 【11】検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
- 【12】検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあつては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む）を行うこと。
- 【13】受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
- 【14】検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
- 【15】検査機器の表示器による表示（音声案内を含む）又は検査担当者の指示に応じテスト等への乗入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
- 【16】記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
- 【17】検査が終了した場合には、検査票に総合判定結果の記入を受け、所定の窓口に提出すること。
- 【18】走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態とすること。
- 【19】検査担当者がエア・クリーナのカバーの取り外しを指示した場合は、当該カバーを取り外すこと。
- 【20】画像取得装置を使用して画像の取得を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
- 【21】検査担当者からの指示により牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
- 【22】ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
- 【23】トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置については、コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。
- 【24】寸法及び重量を計測する受検車両は、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外し、空車状態とすること。

「不適切な補修の禁止等」

(1) 軽自動車検査協会検査事務規程第4章から第5章の規定に基づく基準適合性審査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

① 装置又は部品の取付け

ア 粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による取付け
イ 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け（指定自動車等において脱着を可能としているもの及び貨物の積みおろしのために一時的な取外しを要するものを除く。）

ウ 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け

エ 走行装置の回転部分附近の車体（フェンダー等）にベルト類、ホース類、粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作され、当該目的のために貼付されたものを除く。）、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類、発泡スチロールが取付けられているもの

オ 灯火器（審査事務規程7-62（8-62）から7-91（8-91）に規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。）の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。）

② 装置又は部品の取外し

ア 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火（赤色以外のものを含む。）であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体（カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。）が取外されていないもの

イ 不点灯状態にある灯火（審査事務規程7-62（8-62）から7-91（8-91）に規定する灯火等（反射器を除く。）及びその他の灯火をいい、アの灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球（光源）及び全ての配線が取外されていないもの

③ 装置又は部品の補修

ア 粘着テープ類（自動車用部品の補修を目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による補修

イ 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの

ウ 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口方向が変更されているもの

エ 排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等、騒音防止を目的として設計・製作されたもの以外の異物が詰められているもの

オ 灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等、照射方向の調整を目的として設計・製作されたもの以外の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているもの

カ 後写鏡に内蔵された灯火が、粘着テープ類その他の材料により覆われているもの

④ 車体又は装置への表示

ア 貼付けられた紙又は粘着テープ類（表示を目的として製作されたステッカーを除く。）に記入されているもの

イ 表示された内容が容易に消えるもの

ウ マグネット、吸盤等により取付けられており手で容易に取外することができるもの（審査事務規程 7-32-1（8-32-1）（2）の表示を除く。）

- （2）灯火器、審査事務規程7-100（8-100）の鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であって、指定自動車等と異なる取付方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認すること。
当該確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

お知らせ

すれ違い用前照灯（ロービーム）の計測手法を見直し

平成30年6月1日から実施します。

平成10年9月1日以降に製作された自動車は、平成27年9月1日より原則としてすれ違い用前照灯の計測を行っていますが、当面の対策として検査機器による計測が困難な一部の自動車に対して走行用前照灯（ハイビーム）に切り替えて検査を実施しています。

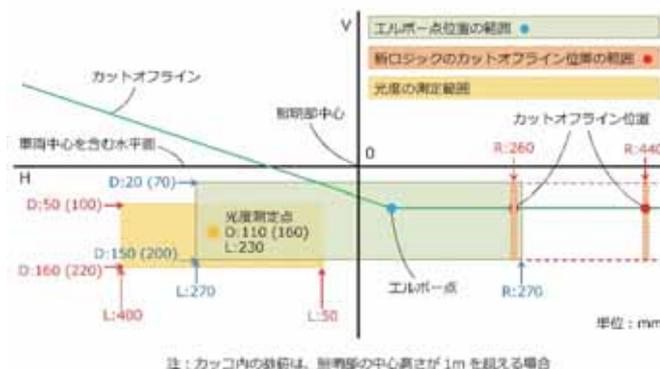
今般、すれ違い用前照灯による検査の全面施行に向けた前段階として、計測手法及び「計測困難な軽自動車」を下記のとおりに変更することとします。

対象自動車は、すれ違い用前照灯の適切な調整にご協力願います。

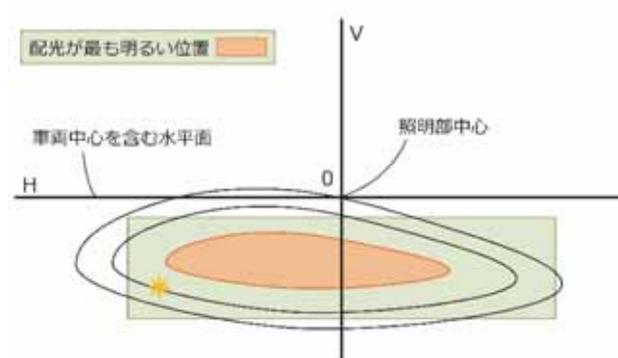
- (1) すれ違い用前照灯の計測において、**必ず右側及び左側の両方を計測**します。
- (2) (1)による計測の結果、不適合と表示された場合、次の **又は** に該当するものに限り照射光線が他の交通を妨げないものとして、「計測困難な自動車」とみなして走行用前照灯を計測することができるものとします。

(注: すれ違い用前照灯の全てが次に該当しない場合は、**走行用前照灯の計測は行いません。**)

エルボ一点の位置又はすれ違い用前照灯の照明部の中心より右方260mm及び右方440mmの鉛直線とカットオフラインが交わる位置(新ロジックの計測位置)が当該照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。



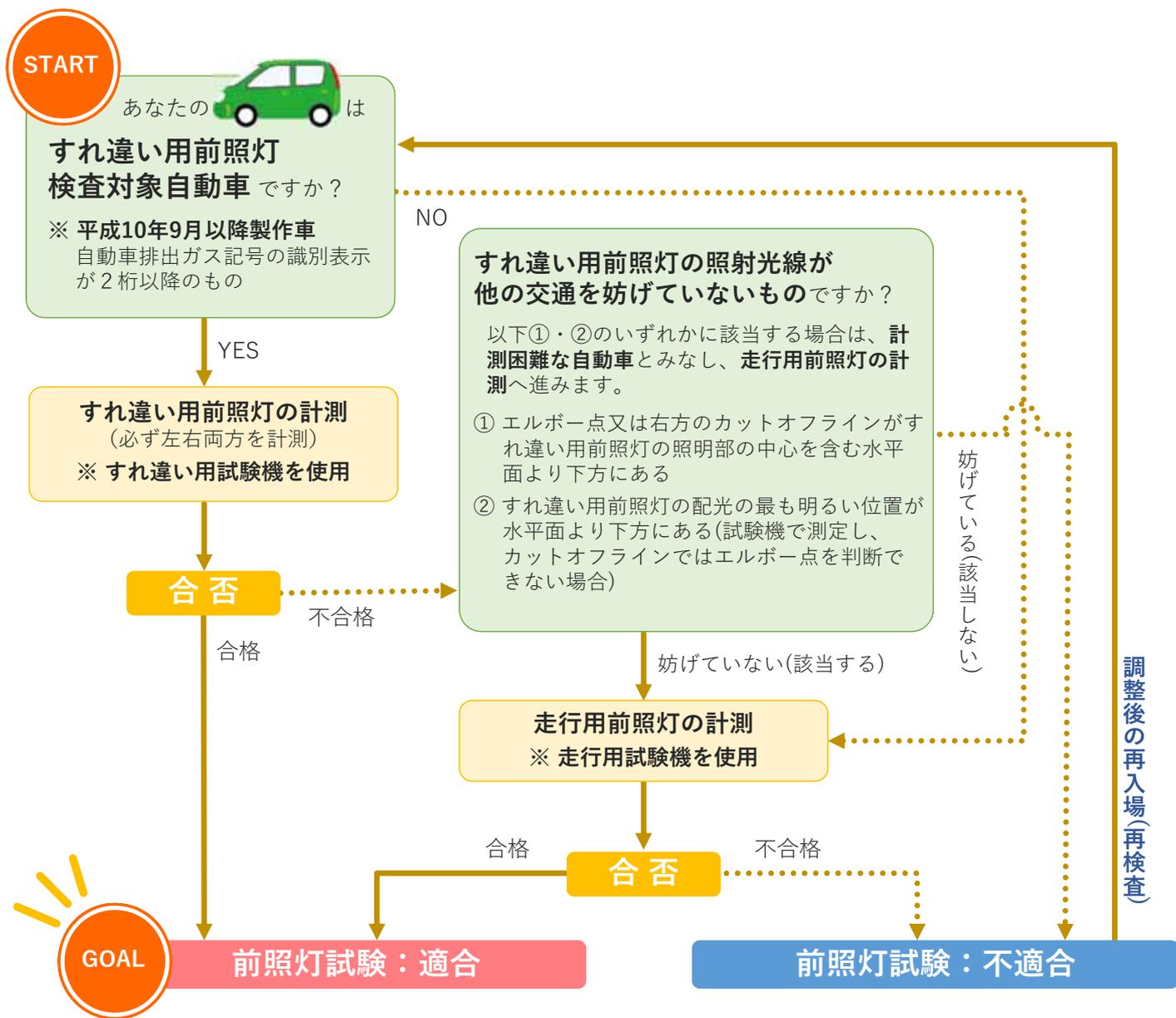
配光の最も明るい位置が照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。(試験機が測定したカットオフラインではエルボ一点を判断できない場合。)



新ロジックとは、対数方式を使用して明暗分岐点の上下位置のみを検出する手法。



検査コースにおける 前照灯試験機を用いた検査フロー



対象自動車



平成10年9月1日以降に製作された自動車

※ 対象自動車は、すれ違い用前照灯の適切な調整にご協力をお願いします。

検査の高度化機器の本格運用を行います。
ご理解・ご協力をお願いいたします。
なお、検査は通常と変わりません。

○運用時間

全ラウンド(9時00分～16時00分)

○検査の受け方は変わるのか？

検査コース入り口でカメラによる車両番号標認識装置等により検査を実施します。
なお、検査の判定方法に変更はありません。

○検査の高度化機器とは？

検査結果を電子的に記録・保存するものです。これにより、以下のようなことができます。

- ・車両不具合情報の収集・分析結果に基づいた的確な検査の実施
- ・二次架装などの不正改造車を排除
- ・リコールにつながる車両不具合情報を抽出
- ・不正受検(検査票の改ざん、偽造等)を防止
- ・将来的には、検査結果をより詳細に情報提供



お知らせ

新規検査・予備検査・構造等変更検査の際に
諸元測定した車両については、写真撮影を
行いますので、ご協力お願いいたします。

軽自動車検査協会

○軽自動車検査協会検査事務規程（抜粋）

昭和 48 年 9 月 26 日
協会規程第 16 号

最終改正 平成 29 年 3 月 28 日協会規程第 31 号

2-21-1 画像の取得及び保存

新規検査、予備検査及び構造等変更検査の検査において、提示された自動車（型式指定自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により検査証が返納された自動車であって、当該自動車に係る構造等に関する事項が完成検査終了証又は返納証明書（交付を受けているものに限る。）に記載された構造等に関する事項と同一であるものを除く。）の画像を画像取得装置を用いて、その取得及び保存を行うものとする。

また、画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する

2-21-2 改造部位等の画像の取得

（1）2-21-1 により取得した自動車の外観画像又は通知書の外観図等では改造部位等が不明な場合若しくは画像取得が困難な場合には、画像取得装置以外の汎用のデジタルカメラ（以下「デジタルカメラ」という。）により、当該自動車の当該部位を撮影し、これを当該自動車の電子データとして画像取得装置により取得した画像と一緒に保存する。

（2）新規検査、予備検査及び構造等変更検査の検査において、審査事務規程 7-100（8-100）に規定する鏡その他の装置を備えているもの（指定自動車等であって審査事務規程 7-100（8-100）に規定する鏡その他の装置に変更がないものを除く。）は、デジタルカメラにより、当該部位を撮影し、これを当該自動車の電子データとして画像取得装置により取得した画像と一緒に保存する。なお、画像を保存する際には、当該自動車に備えている装置を撮影したものであることを十分に確認すること。

ナンバープレート 《軽自動車/車両番号標の取付け注意！》

軽自動車の車検において、車両番号標(ナンバープレート)の取付け間違いが発見されました。

自動車販売店等にあつては、軽自動車の車両番号標(ナンバープレート)を取付ける際は、当該車の車台番号、自動車検査証の車台番号及び車両番号が同一であるか十分に確認し確実に取付けをお願いします。

※ナンバープレートを取り付ける際には、必ず、
現車の車台番号
自動車検査証の車台番号
車両番号

が同一であることを確認して下さい。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

お知らせ

申請案内サイトの公開について

当協会に寄せられる、よくあるご質問にくわえて、手続きに必要な書類等をご案内する「手続きナビ」機能を追加した申請案内サイトを公開いたしました。

※ 手続きナビ・・・画面の質問にご回答いただくことで、正確な必要書類等をご案内する機能

当協会HPよりアクセスできますので、ぜひご利用ください。

<https://www.keikenkyo-faq.jp/>



手続きでお困りの際は、**軽自動車検査協会** 手続きナビ よくあるご質問 (FAQ) で**解決**できます。

手続きナビ

名義変更、住所変更、廃車、継続検査（車検）などのお手続きに必要な書類についてご案内いたします。

> [手続きナビはこちら](#)



お知らせ

三一路

- ▶ 2018.04.27
【重要なお知らせ】エアバッグのリコール未改修車両を車検で通さない措置が講じられます
- ▶ 2018.02.26
【情報】手続きナビ | よくあるご質問 (FAQ) を開設しました
- ▶ 2018.02.26
【情報】本サイトの使い方について



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

ご協力をお願いします

次回重量税額メール通知サービスについて

お電話による自動車重量税額のお問い合わせが大変多くなっております。

当協会HPからもお問い合わせできますので、ぜひご利用ください。

[協会トップページ](#) > [Q & A](#) > [申請案内サイト](#) > [お知らせ](#) > [【情報】「次回自動車重量税額メール通知サービス」を開始しました](#)

コールセンターの混雑緩和にご協力をお願いします。

[手続きナビ](#) | [よくあるご質問 \(FAQ\)](#) | [軽自動車検査協会](#) > [お知らせ](#) > [【情報】「次回自動車重量税額メール通知サービス」を開始しました](#)

お知らせ

【情報】「次回自動車重量税額メール通知サービス」を開始しました

2019.01.28

このたび、1月28日(月)より、「次回自動車重量税額メール通知サービス」を開始しました。
以下のリンクをクリックしていただいた後に、ご自身のメールアドレス、重量税額を知りたい車両の車台番号、検査予定日を入力いただきますと、別途、重量税額をメールにて通知いたします。

[・次回自動車重量税額メール通知サービス](#)

- ※1 軽自動車専用の次回自動車重量税額通知サービスとなります。
なお、以下についてはサービス対象外となります。
 - ・登録車及び二輪車
 - ・今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車(新車)
 - ・検査予定日が過去日の場合
- ※2 税額通知メールは、お問い合わせいただきました翌日を目処に送付いたします。
お問い合わせいただいた翌日が土曜日・日曜日・祝日及びび年末年始(12月29日から1月3日)の場合は翌営業日となります。
また、お問い合わせの集中等により遅れる場合もありますが、ご了承ください。

また、次回自動車重量税額メール通知サービスに関するよくあるご質問(FAQ)については、以下のページをご確認ください。

お願い～OCRの記載について～

平成29年4月から保安基準適合証の電子化が開始されたことに伴い、**関連するOCRシート**に**証明書指示欄**及び**□チェックの欄**が追加されました。

平成29年4月からは、これまでどおり保安基準適合証の電子化を利用せずに**新規検査**、**継続検査**、**予備検査（保安基準適合証のみ）**、の申請を行う場合には、**証明書指示欄に以下に該当する番号を記載すること**となり、**電子化を利用する場合にはチェックの欄□にレが必要**となります。

つきましては、自動車検査証の交付等を円滑に行うため、**証明書指示欄に番号の記載をお願いします。**

<電子保適証を利用しない場合>

保安基準適合証の**電子化を利用せずに**、これまでと同様に申請される場合には、**証明書指示欄に「1」**を記載してください。

94 証明書指示

1

- 1 保・自提出
- 2 保適証提出
- 3 自賠償提出

<電子保適証を利用する場合>

保安基準適合証を電磁的に提供した場合は下欄の□に**チェック（レ）が必要**です。

94 証明書指示

記入しない

以下の書面に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供された場合はチェックして下さい。
 保安基準適合証

※ご不明な点は、窓口職員にお問い合わせください。

持込検査を受ける認証工場の皆様へ

平成31年4月から、軽自動車においても自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記入をお願いいたします。

なお、認証番号の記入は必須です。

対象手続き

- ・新規検査（中古に限る）
- ・予備検査（中古に限る）
- ・継続検査

※構造等変更検査は対象外です。

新規検査・予備検査（軽第1号様式）

The form shows various fields for inspection details. A callout box highlights the registration number field (認証番号) and the factory code field (整備工場コード). The registration number field is a 10-digit box, and the factory code field is a 6-digit box. A yellow dashed arrow points from the factory code field in this form to the factory code field in the continuation inspection form below.

- (注1) 実際に受検した認証工場の認証番号を記入してください。
- (注2) 指定工場の方が持込検査を受検した場合は指定番号でなく、認証番号を記入してください。

継続検査（軽専用第2号様式）

The form shows fields for continuation inspection. A callout box highlights the registration number field (認証番号) and the factory code field (整備工場コード). The registration number field is a 10-digit box, and the factory code field is a 6-digit box. A yellow dashed arrow points from the factory code field in this form to the factory code field in the continuation inspection form above.

※指定工場で車検を実施した場合は、従来のおり「指定番号」での記入になります。

2019年（令和元年） 5月7日から 軽自動車OSSを 継続検査 開始しました。

検査手数料・
自動車重量税の
電子納付

電子申請

OSSの前提条件

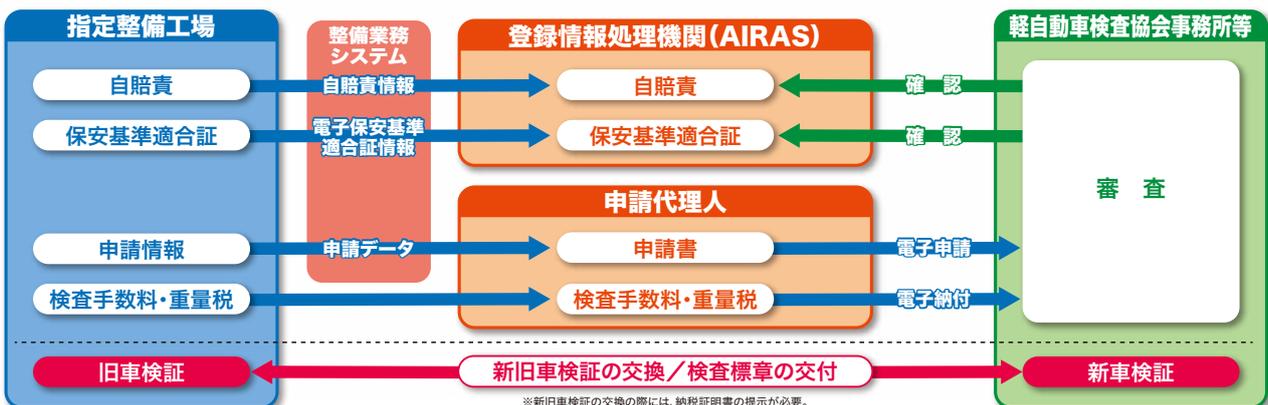
保安基準
適合証情報

自賠償情報



軽自動車保有関係手続の

ワンストップサービス



※新旧車検証の交換の際には、納税証明書の提示が必要。



軽自動車を保有するためには、各種申請（検査申請、地方税申告等）と手数料・税の納付（検査手数料、自動車重量税、自動車取得税）が必要となります。これらの手続をインターネット上で一括して行うことによって、申請者の負担を軽減させる仕組みが「軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽自動車OSS）」です。なお、現時点では、地方税の申告等に関する手続は、軽自動車OSSの対象外となっています。

軽自動車OSS（継続検査）利用のメリット

1. 申請手続

- 紙の書類の書き損じと比べ、電子入力の場合、**訂正が圧倒的に容易**。
- 申請書類**（申請書、保適証、自賠責証、重量税納付書）の**提出・提示が不要**。

2. 保安基準適合証等の電子化（添付書類の作成）

- 手書きに比べ、保安基準適合証（保適証）等の**作成に要する時間が圧倒的に短縮**（紙と比較して**1/3程度** ※「継続検査OSS導入の手引き（国土交通省）」より）。
- 保適証管理簿の電子化により、**管理簿が自動で作成**。

3. 検査手数料・自動車重量税の納付

- 電子納付のため、自動車重量税の**印紙の購入・貼付（貼り直し）が不要**。
- 印紙購入等のために現金等を持ち歩く必要がなくなり、**盗難・紛失のリスクを回避**。

4. 事務所等の窓口対応

OSSでは、事前に電子申請・納付を行っていただき、申請内容・税額等の審査が終了した段階で、新車検証等を受取りに来ていただくこととなるため、

- 申請の記載不備等があった際に事務所等への出頭が不要。
- 窓口での**待ち時間が短縮**（審査に要する待ち時間がない）。



来所される皆様へのお願い

構内徐行運転にご協力ください

平成31年4月26日、当協会のある事務所の構内駐車場において、歩行者と自動車の接触事故があり、歩行者の方が亡くなられるという痛ましい事故が発生しました。

当協会をご利用される皆様におかれましては、これまで以上に歩行者等に注意していただき、構内の徐行運転を厳守していただきますよう、お願いいたします。

なお、所定の駐車スペース以外の駐車につきましても、思わぬ事故の原因となりますので、厳に慎んでいただきますようお願いいたします。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

検査不合格時のお願い

検査当日16時までには合格できなかった場合は、その日のうちに継続窓口で限定自動車検査証の交付を受けて下さい。

また、初回の入場を含めて3回までに検査合格できなかった場合も、継続窓口で限定自動車検査証の交付を受けた上で、4回目の入場を行って下さい。

(ただし、検査不合格になった日に限定自動車検査証の交付を受けることができなかった場合は、不合格となった日を含めて15日以内であれば、限定自動車検査証の交付を受けることができます。)

限定自動車検査証の交付について

- ・限定自動車検査証の交付を受けるためには、OCRシートが必要です。
- ・自動車の長さ・幅・高さ等が自動車検査証等と異なる場合は、限定自動車検査証の交付を受けることができませんので、もう1度全ての検査を受ける必要があります。
- ・限定自動車検査証の有効期間は、検査不合格となった日を含めて15日です。
- ・限定自動車検査証の有効期間内であっても、自動車検査証の有効期間を経過した場合は、臨時運行許可番号標の交付を受けて運行して下さい。

限定自動車検査証による再検査時の留意事項

- ・予約は不要です。
- ・自動車検査票を新たに作成し、自動車検査登録印紙400円、自動車審査証紙900円を貼付して下さい。
- ・受付を済ませた上で、車検場へ入場して下さい。
- ・検査は再検箇所のみとなります。
(再検箇所に関連する装置は、再度検査を行います。)
- ・OCRシートが新たに必要になります。
- ・後日検査を受けることで、自賠責保険期間が不足する場合がありますので、注意して下さい。
- ・限定自動車検査証の有効期間を経過した場合、限定自動車検査証の交付を受けていない場合は、もう1度全ての検査を受けることになります。

2. 自動車分解整備事業の遵守事項について

自動車分解整備事業者の遵守事項について

四国運輸局自動車技術安全部 整備・保安課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

● 自動車分解整備事業者の遵守事項



自動車分解整備事業者は、自動車の分解整備を実施する場合、保安基準に適合させる等自動車の安全な運行を確保する上において重要な責務を負っています。道路運送車両法には、自動車分解整備事業者の事業体制の適正化を確保するため、次の遵守事項が設けられています。

- ・公衆の見易いように標識を掲げなければならない(第89条)
- ・分解整備に係る部分が、保安基準に適合するようにしなければならない。(第90条)
- ・分解整備記録簿を備え、記載し、その写しを使用者に交付し、かつ記載の日から2年間保存しなければならない。(第91条)
- ・認証基準に適合するように設備を維持しなければならない(第91条の2)

● 自動車分解整備事業者の遵守事項

自動車分解整備事業者は、道路運送車両法で定められた遵守事項以外に、国土交通省令(道路運送車両法施行規則第62条の2の2)で定められた事項を遵守する必要があります。(第91条の3)

道路運送車両法施行規則 第62条の2の2(抜粋)

①点検整備料金の揭示

法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。

②概算見積書の交付

法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。

③過剰請求の禁止

依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。

④不正改造の禁止

道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。

● 自動車分解整備事業者の遵守事項

道路運送車両法施行規則 第62条の2の2(抜粋)

⑤整備主任者の選任

事業場ごとに、当該事業場において分解整備に従事する従業員であつて1級又は2級の自動車整備士の技能検定に合格した者のうち少なくとも1人に分解整備及び法第91条の分解整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること(自ら統括管理する場合を含む。)。ただし、当該事項を統括管理する者(以下「整備主任者」という。)は、他の事業場の整備主任者になることができない。

⑥整備主任者研修の受講

整備主任者として新たに届け出た、又は最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した整備主任者に運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修を受けさせること。

⑦フロン類の大気放出の禁止

エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充てんされているフロン類(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に規定するフロン類をいう。)を大気中に放出しないこと。

⑧共謀・教唆の禁止

他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けられないこと。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案及び 安全衛生特別教育規程の一部を改正する件(案) の概要

厚生労働省安全衛生部
安全課

電気自動車等の整備業務に係る特別教育について（1）

1 現状

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項では、事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、特別教育を行わなければならないこととされている。
- 同項に基づき、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「則」という。）第36条第4号に、特別教育が必要となる業務として、高圧及び低圧の電気取扱業務を定めている。
- 近年普及が進んでいる電気自動車やハイブリッド自動車など（以下「電気自動車等」という。）は、対地電圧が50ボルトを超える大型の蓄電池を内蔵しており、その整備業務は、低圧電気取扱業務に当たり、事業者は、電気自動車等の整備を行う労働者に対して、当該労働者の電気による危険を防止するため、則第36条第4号に基づく特別教育を実施することが義務づけられている。
- 当該特別教育は、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。）第6条に定められた科目（範囲）と時間により実施される。

2 課題

- 一般の低圧電気取扱業務において取り扱う配電設備や変電設備そのものは、電気自動車等には搭載されておらず、電気自動車等の整備業務において必要のない知識が現行の教育内容に含まれていること。
 - インバーター、コンバーター、サービスマスター、サービスマスター等の電気自動車等に特有の構造等に伴う危険・有害性は、電気自動車等の整備業務に必要な知識であり、確実に理解させることが重要であること。
- ⇒電気自動車等の整備業務に伴う労働災害防止のため、必要かつ十分な教育を行うことが重要

3 電気自動車等の整備業務に必要な特別教育のあり方に関する検討会

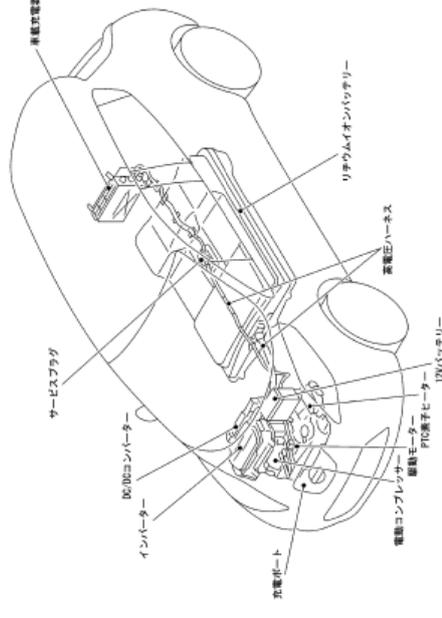
参集者

池田 博康（座長）	（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所	電気安全研究グループ部長
市川 紀充	工学院大学工学部電気電子工学科准教授	
紙屋 雄史	早稲田大学理工学術院環境・エネルギー研究科教授	
高橋 徹	（一社）日本自動車整備振興会連合会教育・技術部長	
富田 一	（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所	研究推進・国際センター
羽石 健	（一社）日本自動車工業会	サービスクomitee委員
人見 義明	（一財）日本自動車研究所	電動モビリティ研究部主管

オブザーバー

田路 龍吾 国土交通省自動車局整備課整備事業指導官

（敬称略）



（電気自動車の高電圧系部品と配線の例）

開催実績等

- 平成31年1月から3月まで3回開催
- 平成31年4月26日 報告書公表

電気自動車等の整備業務に係る特別教育について（2）

4 改正の内容

●（則第36条の改正）特別教育の対象となる電気取扱業務の範囲を見直し、電気自動車等の整備業務を独立させる。

- 高圧*1又は特別高圧*2の充電電路とその支持物の敷設、点検、修理、操作の業務
- 低圧*3の充電電路*4の敷設・修理の業務
電気自動車等の整備業務を含む
- 配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務

- 高圧*1又は特別高圧*2の充電電路とその支持物の敷設、点検、修理、操作の業務
- 低圧*3の充電電路*4の敷設・修理の業務
電気自動車等の整備業務を除く
- 配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務

*1：直流では750Vを、交流では600Vを超え、7000V以下である電圧をいう。
 *2：7000Vを超える電圧をいう。
 *3：直流では750V以下、交流では600V以下である電圧をいう。
 *4：対地電圧が50V以下であるものを除く。

十
 ■ 電気自動車等*5の整備業務
 *5：対地電圧が50Vを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車とする。

●（特別教育規程の改正）電気自動車等の整備業務に係る特別教育の科目・範囲・時間を規定する。（告示事項：参考）

表1 低圧電気取扱業務に係る特別教育（現行）

学科教育	科目	範囲	時間
学科教育	低圧の電気に関する基礎知識	低圧の電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁	1時間～
	低圧の電気設備に関する基礎知識	配電設備 変電設備 配線 電気使用設備 保守及び点検	2時間～
	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具 絶縁用防具 活線作業用器具 検電器 その他の安全作業用具 管理	1時間～
	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	充電電路の防護 作業者の絶縁保護 停電電路に対する措置 作業管理 救急処理 災害防止	2時間～
実技	関係法令	労働安全衛生法令中の関係条項	1時間～
	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法		7時間*6

*6：開閉器の操作の業務のみを行う者については1時間

5 施行期日等

公布日：令和元年8月上旬（予定）
 施行期日：同年10月1日

表2 電気自動車等の整備業務に係る特別教育（案）

学科教育	科目	範囲	時間
学科教育	低圧の電気に関する基礎知識	低圧の電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁	1時間～
	低圧の電気装置に関する基礎知識	電気自動車等の仕組みと種類 ンバータ及びインバータ 配線 駆動用蓄電池及び充電器 駆動用原動機及び発電機 電気使用機器 保守及び点検	2.5時間～
	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具、絶縁工具及び絶縁テープ 検電器 その他の安全作業用具 管理	0.5時間～
	電気自動車等の整備作業の方法	充電電路の保護 作業者の絶縁保護 サービスマニュアルの取扱いの方法 停電電路に対する措置 作業管理 救急処理 災害防止	1時間～
実技	関係法令	労働安全衛生法令中の関係条項	1時間～
	電気自動車等の整備作業の方法		1時間～

景品表示法は、 良い商品・サービスを 安心して選べる環境を守ります。



消費者なら、誰もがより良い商品・サービスを求めます。ところが、実際よりも良く見せかける表示が行われたり、過大な景品類の提供が行われたりすると、それらにつられて消費者が実際には質の良い商品・サービスを買ってしまい、不利益を被るおそれがあります。

このような不当表示や不当景品から一般消費者の利益を保護するための法律が「景品表示法（正式名称：不当景品類及び不当表示防止法）」です。景品表示法は、商品・サービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額等を制限することなどにより、消費者のみさんがより良い商品・サービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守ります。

景品表示法の概要

景品表示法の目的 — 一般消費者の利益の保護



自主的かつ合理的に、
良い商品・サービスを選べます。

不当表示の禁止



景品表示法では、うそや大げさな表示など、消費者をだますような表示を禁止しています。

品質や価格などは、消費者が商品・サービスを選ぶ重要な基準になりますから、その表示は正しく、分かりやすいことが大前提です。ところが、商品・サービスの品質や価格について実際よりも著しく優良又は有利と見せかける表示が行われると、消費者の適切な商品・サービスの選択が妨げられてしまいます。このため、景品表示法では、一般消費者に商品・サービスの品質や価格について、実際のもの等より著しく優良又は有利であると誤認される表示(不当表示)を禁止しています。

景品表示法に違反する不当表示については、事業者側に故意、過失がなかったとしても、景品表示法に基づく措置命令が行われることとなります。

不当表示には大きく分けて
3つの種類があります。

優良誤認表示 P5

商品・サービスの品質、規格、その他の内容についての不当表示

有利誤認表示 P9

商品・サービスの価格、その他の取引条件についての不当表示

その他誤認されるおそれのある表示 P11

一般消費者に誤認されるおそれがあるとして内閣総理大臣が指定する不当表示

- 無果汁の清涼飲料水等
- 商品の原産国
- 消費者信用の融資費用
- 不動産のおとり広告
- おとり広告
- 有料老人ホーム

平成25年秋以降、ホテルが提供する料理等のメニュー表示に関して、表示と異なる食材が使用されていた事実が次々と明らかとなり、消費者の安全・安心が揺るがされる事態(いわゆる食品表示等問題)が発生しました。

この問題を受けて、消費者庁では、違反事業者に対して措置命令を行ったほか、メニュー表示等に係る景品表示法上の考え方(※)を公表しました。また、平成26年には2度にわたって景品表示法の改正が行われました。1度目の法改正では、事業者が講ずべき必要な措置(15ページ)が定められたほか、都道府県知事に措置命令権限等が付与され、さらに事業所管大臣等に調査権限を委任することができるようになったことにより行政の監視指導態勢の強化(21ページ)が図られました。また、2度目の法改正を受けて、景品表示法に課徴金制度(22ページ)が導入されました。

(※)詳しくは、消費者庁ウェブサイトに掲載されている「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」(平成26年3月28日 消費者庁)をご覧ください。
http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140328premiums_5.pdf

表示とは?

顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品・サービスの品質、規格、その他の内容や価格等の取引条件について、消費者に知らせる広告や表示全般を指します。

表示の例



容器、パッケージ、ラベル



チラシ・パンフレット、カタログ



ダイレクトメール、ファクシミリ広告



ディスプレイ(陳列)、実演広告



ポスター、看板



新聞、雑誌、出版物、テレビ・ラジオCM



セールストーク(訪問・電話)



インターネット上の広告、メール

「優良誤認表示」とは？

品質、規格、その他の内容について著しく優良であると誤認される表示です。

優良誤認表示の概要

景品表示法では、商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものや事実と相違して競争事業者のものより著しく優良であると一般消費者に誤認される表示を優良誤認表示として禁止しています。

品質	規格	その他の内容
商品に関する成分や属性を指し、前者には、原材料、純度、添加物などが、後者には、性能、効果、鮮度などが含まれます。	国、公的機関、民間団体などが定めた一定の要件を満たすことで自動的に又は認証などを経て表示することができます。等級などをいいます。	商品・サービスの品質や規格に間接的に影響を及ぼすものも含まれ、例えば、原産地、製造方法、受賞の有無、有効期限などをいいます。

この場合の「著しく」とは、誇張・誇大の程度が社会一般に許容されている程度を超えていることを指します。そして、誇張・誇大が社会一般に許容されるものであるか否かは、当該表示を誤認して顧客が誘引されるか否かで判断され、その誤認がなければ顧客が誘引されることが通常ないであろうと認められる程度に達する誇大表示であれば「著しく優良である」と一般消費者に誤認される」表示に当たります。

また、優良誤認表示に当たるか否かは、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、表示全体から判断されます。

簡単にいうと、「これとつっても良い品質(規格、内容)だ!」と消費者に思わせておいて、実際にはそうではない表示の事です!



合理的な根拠がない効果・性能の表示は、優良誤認表示とみなされます。

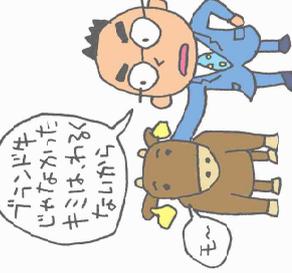
消費者庁は優良誤認表示に当たるかどうかを判断するため必要があると認めるときは、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を事業者に求めることができます。その結果、当該資料が提出されないときは不当表示とみなされます。

詳しくは7-8ページの「不実証広告規制」とは?をご覧ください。

食品

牛肉のブランド

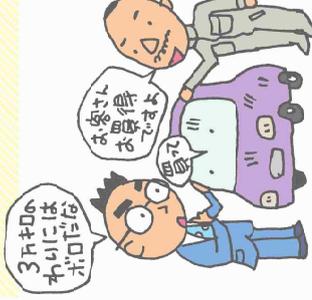
実際には、国産有名ブランド牛ではない国産牛肉であるにもかかわらず、あたかも「国産有名ブランド牛の肉」であるかのように表示。



自動車

中古自動車の走行距離

実際には、10万km走行した中古車であるにもかかわらず、あたかも「走行距離3万km」であるかのように表示。



予備校

予備校の合格実績広告

実際には、他校と異なる方法で数値化し、適正な比較をしていないにもかかわらず、あたかも「大学合格実績No.1」であるかのように表示。



LED電球

LED電球の明るさ

実際には、全光束(光源が全ての方向に放出する光束の総和)が日本工業規格に定められた白熱電球60ワット形のものよりも大きく下回っているにもかかわらず、あたかも「白熱電球60ワット相当」の明るさであるかのように表示。



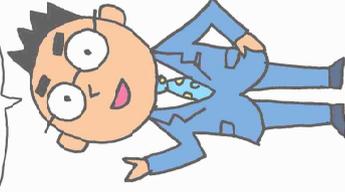
コピー用紙

コピー用紙の古紙配合率

実際には、コピー用紙の原材料に用いられた古紙/リブレの割合(古紙配合率)が50%程度であるにもかかわらず、あたかも「古紙100%」であるかのように表示。



品質などを積極的にアピールするためには、表示と適切に対応する根拠が必要です



価格を著しく安くみせかけるなど取引条件を著しく有利にみせかける表示は、有利誤認表示に当たります。

景品表示法では、商品やサービスの価格などの取引条件について、実際のものや事実と相違して競争事業者のものより著しく有利であると一般消費者に誤認される表示を有利誤認表示として禁止しています。

景品表示法では、有利誤認表示の一つとして不当な二重価格表示を禁止しています。

事業者が自己の販売価格に当該販売価格よりも高い他の価格（以下「比較対照価格」といいます。）を併記して表示することを二重価格表示といいます。二重価格表示は、その内容が適正な場合には、一般消費者の適正な商品選択に資する面がありますが、比較対照価格の内容について適正な表示が行われていない場合には、有利誤認表示に該当するおそれがあります。

詳しくは、消費者庁ウェブサイトに掲載されている「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（平成12年6月30日 公正取引委員会）をご覧ください。
http://www.caa.go.jp/representation/pdf/00121premiums_35.pdf



通信 携帯電話通信の料金

実際には、自社に不利となる他社の割引サービスを除外した料金比較であるにもかかわらず、あなたが最も安い「自社」が最も安いのかのように表示。



住宅用 太陽光発電 システム

太陽光発電の余剰電力買取制度を利用した余剰電力の売却益

実際には、電力会社による電力の買取価格は、電力会社に余剰電力の買取の申込みを行う時期によって異なり、また、発電電力量も、季節や天候等の条件によって変動するにもかかわらず、あなたも「月々〇〇円」の売却益を毎月安定的に得られるかのように表示。



食品 商品の内容量

実際には、他社と同程度の内容量しかないにもかかわらず、あなたも「他社商品の2倍の内容量」であるかのように表示。



歯列矯正 サービスの利用に必要な追加費用

実際には、別途、矯正装置の費用が必要であるにもかかわらず、あなたも、初診料や検査診断料などとして記載された「〇〇円」だけをサービス利用できるかのように表示。



家電量販店の販売価格

家電用 電化製品

家電量販店の店頭価格について、競合店の平均価格から値引きすると表示しながら、その平均価格を実際の平均価格よりも高い価格に設定し、そこから値引きしていた。



Q

不当な二重価格表示における「最近相当期間にわたって販売された価格」とは？

A 「当店通常価格」や「セール前価格」といった過去の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示を行う場合に、同一の商品について最近相当期間にわたって販売されてきた価格とはいえない価格を比較対照価格に用いるときは、当該価格がいづつの時点での程度の期間販売されていた価格であるか等その内容を正確に表示しない限り、不当表示に該当するおそれがあります。

「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（価格表示ガイドライン）では、「最近相当期間にわたって販売された価格」について、

①「相当期間」については、必ずしも連続した期間に限定されるものではなく、断続的にセールが実施される場合であれば、比較対照価格で販売されていた期間を全体としてみて評価する

②「販売されていた」とは、事業者が通常の販売活動において当該商品を販売していたことをい、実際に消費者に購入された実績のあることまでは必要ではない。他方、形式的に一定の期間にわたって販売されていたとしても、通常の販売場所とは異なる場所に陳列してあるなど販売形態が通常と異なっている場合や、単に比較対照価格とするための実編作りとして一時的に当該価格で販売していたとみられない場合には、「販売されていた」とはみられない

としています。

ある比較対照価格が「最近相当期間にわたって販売されていた」価格に当たるか否かは、当該価格で販売されていた時期及び期間、対象となっている商品の一般的な価格変動の状況、当該店舗における販売形態等を考慮しつつ、個々の事実ごとに検討されることとなりますが、一般的には、二重価格表示を行う最近時（最近時については、セーリング開始時点から選る8週間について検討されますが、当該商品が販売されていた期間が8週間未満の場合には、当該期間について検討されます。）において、当該価格で販売されていた期間が、当該商品が販売されていた期間の過半を占めている場合には、「最近相当期間にわたって販売された要件を満たさず場合であっても、当該価格で販売されていた価格」とみとよとされています。ただし、上記の期間が通算して2週間未満の場合、又は当該価格で販売された最後の日から2週間以上経過している場合には、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とはいえないとされています。

違反行為に対しては、措置命令と課徴金納付命令が行われます。

事件処理手続の概要

景品表示法に違反する行為が行われている疑いがある場合、消費者庁は、関連資料の収集、事業者への事情聴取などの調査を実施します。消費者庁は、調査の結果、違反行為が認められると、事業主に弁明の機会を付与した上で、違反行為の差止めなど必要に応じた「措置命令」を行います。

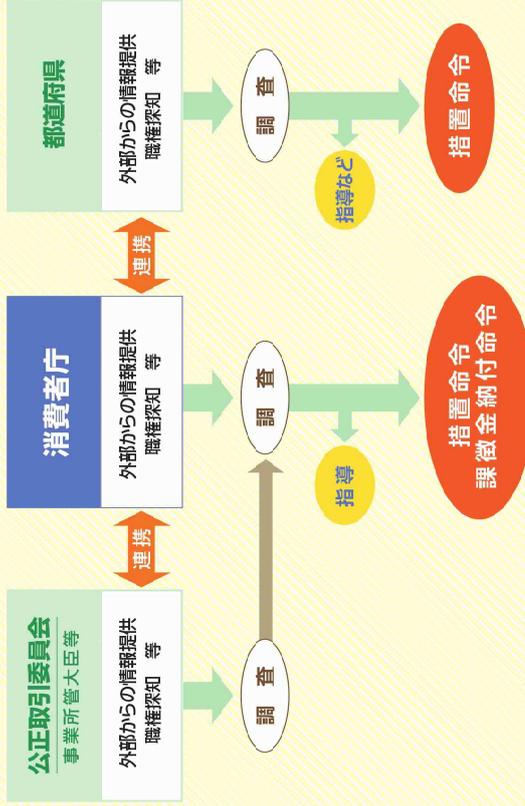
措置命令の内容(例)

- 違反したことを一般消費者に周知徹底すること
- 再発防止策を講ずること
- その違反行為を将来繰り返さないこと

課徴金納付命令の意義や基本的な要件についての考え方についての詳しい説明は、消費者庁ウェブサイトに掲載されている「不当景品類及び不当表示防止法第8条(課徴金納付命令)の基本的要件)に関する考え方」(平成28年1月29日消費者庁)をご覧ください。
http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140208premiuims_3.pdf

景品表示法違反の事件処理手続

※「課徴金納付命令」までの処理手続については右ページをご覧ください。



課徴金制度の概要

課徴金対象行為

課徴金対象行為とは、商品・サービスの取引について、優良誤認表示又は有利誤認表示をする行為です。

なお、課徴金納付命令との関係でも、不実証広告規制(7~8ページ)が導入されています。措置命令に関する不実証広告規制は、優良誤認表示であると「みなす」というものですが、「課徴金納付命令」に関する不実証広告規制は「推定する」というものであり、その点で異なります。ただし、課徴金納付命令に関する不実証広告規制における「合理的な根拠」の判断基準等は、措置命令に関するものと同様です。

課徴金額の算定方法

課徴金対象行為に係る商品・サービスの「売上額」に3%を乗じた金額が課徴金額となります。

課徴金の納付を命じられない場合

事業者が課徴金対象行為をした場合であっても、その事業者が表示の根拠となる情報を確認するなど、正常な商慣習に照らし必要とされる注意を怠らなため「相当の注意を怠った者でない」と認められるときや、課徴金額が150万円未満(事業者が課徴金対象行為をした商品・サービスの「売上額」が5000万円未満)であるときは、事業者は課徴金の納付を命じられません。

課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金額の減額

課徴金対象行為に該当する事実を自主的に消費者庁長官に報告した事業者について、所定の要件を満たす場合には、課徴金額の2分の1が減額されます。

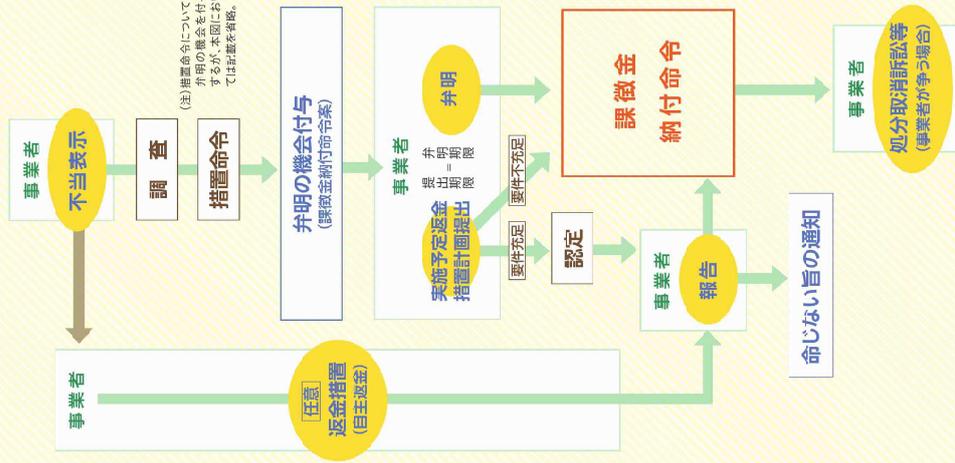
返金措置の実施による課徴金額の減額等

事業者が、返金措置の実施に関する計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける等、所定の手続に従って消費者に対して返金措置(※)を行った場合には、消費者庁は、返金相当額を課徴金額から減額するか、返金相当額が課徴金額以上の場合にはその納付を命じません。

※「返金措置」とは、課徴金の対象となる期間に事業者が課徴金対象行為をした商品・サービスの取引をしたことが特定される一般消費者から申出があった場合に、その申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭を交付するものです。

課徴金納付命令までの基本的な手続の流れ(イメージ)

(注)措置命令及び課徴金納付命令に関する要件を満たすと認められる事業であることが前提。



事業者がこれから行う企画の事前相談

■ 消費者庁表示対策課 指導係 …………… TEL.03-3507-8800(代)

〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館

※既に実施されている企画の当否に関するご相談はお受け致しかねます。

**ご相談いただく前に、まずはパンフレットや
消費者庁ウェブサイトの景品表示法ページの内容をよくご覧ください。**

消費者庁ウェブサイト 景品表示法ページ

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/

ご相談の内容によっては、回答までに相当期間を要することがあります。

実施直前にご相談いただいても回答できない場合がありますので、時間的余裕をもってご相談ください。

景品表示法違反に関する情報提供

■ 消費者庁表示対策課(情報管理担当) TEL.03-3507-8800(代)

〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館

オンライン又は郵送にて受け付けております。詳しくは受付窓口ページをご覧ください。

(<http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/contact/>)

以下の公正取引委員会事務総局地方事務所等においても受け付けております。

■ 公正取引委員会事務総局 地方事務所等

● 北海道事務所取引課 …………… TEL.011-231-6300

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎

● 東北事務所取引課 …………… TEL.022-225-7096

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎

● 中部事務所取引課 …………… TEL.052-961-9423

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

● 近畿中国四国事務所取引課 …………… TEL.06-6941-2175

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

● 中国支所取引課 …………… TEL.082-228-1501

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館

● 四国支所取引課 …………… TEL.087-834-1441

〒760-0068 高松市松島町 1-17-33 高松第2地方合同庁舎

● 九州事務所取引課 …………… TEL.092-431-6031

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館

● 内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室 TEL.098-866-0031

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

ご提供いただいた景品表示法違反に関する情報については、関係行政機関で活用させていただきますが、調査の有無を含めて個別にご回答はいたしておりませんので、あらかじめご了承ください。

都道府県の景品表示法主管課でも

事業者からのご相談や景品表示法違反に関する情報提供を受け付けています。

消費者庁

<http://www.caa.go.jp>



令和元年8月5日版

※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版をご確認ください。

5.

中小企業等経営強化法に基づく 支援措置活用の手引き

(平成31年度税制改正対応版)

目次

1. はじめに

中小企業等経営強化法に基づく
支援措置・・・P.1

2. 税制措置

① 中小企業経営強化税制

(1) 制度の概要・・・P.2

(2) 適用手続き・・・P.3

A類型：生産性向上設備・・・P.4

B類型：収益力強化設備・・・P.6

② 事業承継等に係る登録免許

税・不動産取得税の特例

(1) 制度の概要・・・P.9

(2) 適用手続き・・・P.10

3. 金融支援

(1) 各種金融支援の概要・・・P.11

(2) 適用手続き・・・P.13

4. 法的支援

(1) 各種法的支援の概要・・・P.14

(2) 適用手続き・・・P.14

1. はじめに

中小企業等経営強化法に基づく支援措置

※ 経営力向上計画の策定は、別冊「経営力向上計画策定の手引き」をご確認ください。

- 経営力向上計画の認定を受けた事業者は、計画実行のための支援措置（税制措置、金融支援、法的支援）を受けることができます。
- **税制措置**・・・認定計画に基づき取得した一定の設備に係る法人税等の特例（P.2～）、認定計画に基づき行った事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例（P.10～）を利用することができます。
 - **金融支援**・・・政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。
 - **法的支援**・・・業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人数に関する特例、事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例措置を受けることができます。

2. 税制措置

設備の取得に係る税制措置の概要

法人税^{※1}について、**即時償却または取得価額の10%^{※2}の税額控除**が選択適用できます。（**中小企業経営強化税制**）

※1 個人事業主の場合には所得税

※2 資本金3000万円超1億円以下の法人は7%

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%（※7%） 生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資			
	【中小企業投資促進税制（中促）】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用		【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用	

を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

2. ①中小企業経営強化税制

(1) 制度の概要

青色申告書を提出する①中小企業者等が、②指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき③一定の設備を新規取得等して④指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

(注1) 税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

(注2) 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

条文：租税特別措置法

第10条の5の3【所得税】、第42条の12の4【法人税】、第68条の15の5【連結法人】

① 中小企業者等とは？

※平成31年4月1日以降に開始する事業年度から適用される中小企業者等について記載しています。

- 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- 協同組合等

※ 中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業者等」に該当するものに限りです。

ただし、次の法人は、資本金若しくは出資金の額が1億円以下でも本税制措置の対象とはなりません。

①同一の大規模法人（注） ②2以上の大規模法人（注）から3分の2以上の出資を受ける法人

③前3事業年度の所得金額の平均額等が15億円を超える法人

（注）大規模法人とは、資本金若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業等経営強化法に規定する認定事業再編投資組合を経由して間接的に保有している部分のみ）及び中小企業投資育成株式会社を除きます。

② 指定期間とは？

平成29年4月1日から令和3年3月31日までの期間

③ 一定の設備とは？

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
確認者	工業会等	経済産業局
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置（※1、5）（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品（※2）（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備（※3、5）（60万円以上/14年以内） ◆ソフトウェア（※4）（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置（※1、5）（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（※2）（30万円以上） ◆建物附属設備（※3、5）（60万円以上） ◆ソフトウェア（※4）（70万円以上）
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は該当しません。）（※6）/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと等	

※1 発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等）を除く。

※2 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※3 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得等をするものを除く。

※4 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。

※5 発電設備等の取得等をして税制措置を適用する場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容を証する書類の添付が必要となります。詳しくは「経営力向上計画の認定申請書」16を確認してください。

※6 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。 <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

2. ①中小企業経営強化税制

④ 指定事業とは？

農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、建設業、製造業、ガス業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、海洋運輸業、沿海運輸業、内航船舶貸渡業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、郵便業、卸売業、小売業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合（他に分類されないもの）、サービス業（他に分類されないもの）

（注1）中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制のそれぞれの対象事業に該当する全ての事業が中小企業経営強化税制の指定事業となります。

（注2）電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業（映画業を除く）等は対象になりません。

（注3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。

（2）適用手続き

（2-1）A類型：生産性向上設備

生産性向上設備の要件

下の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの

- ① 一定期間内に販売されたモデル（最新モデルである必要はありません）
- ② 経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備（※）

※ソフトウェアについては、情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

要件①、②について、工業会等から証明書を取得する必要があります。証明書取得から税制の適用を受けるまでの流れについてはP4を参照。

対象設備

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一の取得価額)	販売開始時期
機械装置（※1、5）	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品（※2、6）	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備（※3、5、6）	全て	60万円以上	14年以内
ソフトウェア（※4）	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

※1 発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等。以下同じ）を除く。

※2 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※3 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得等をするものを除く。

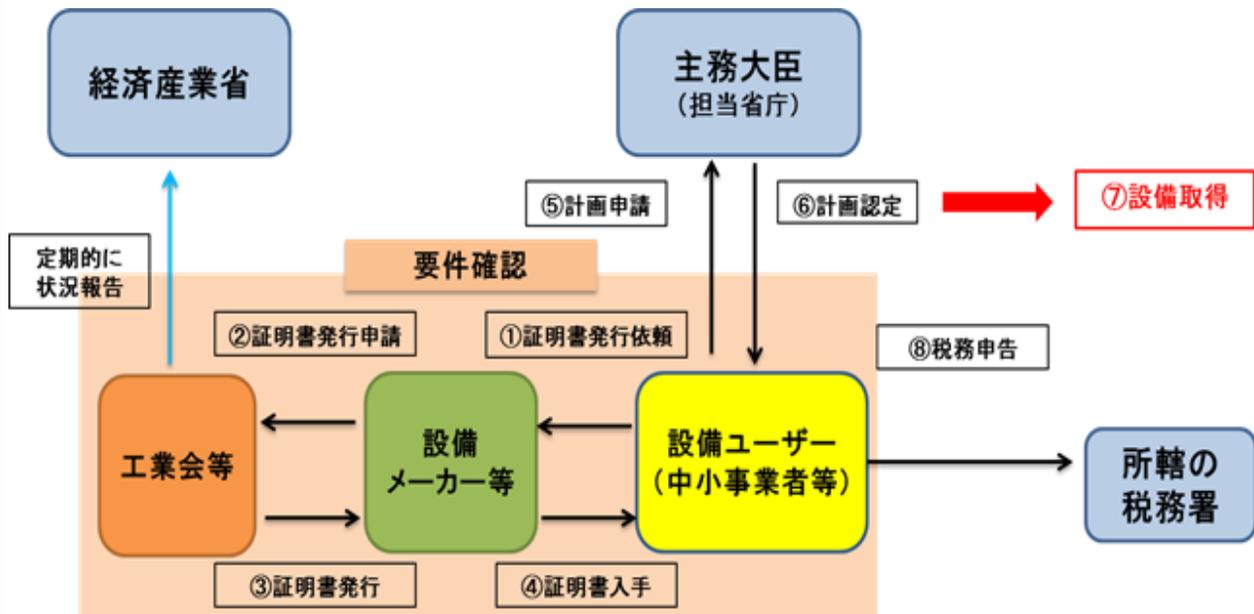
※4 複製して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。

※5 発電設備等の取得等をして税制措置を適用する場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容を証する書類の添付が必要となります。詳しくは「経営力向上計画策定の引ききり」16を確認してください。

※6 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

2. ①中小企業経営強化税制

適用手続き



▶ 各様式は中小企業庁ホームページからダウンロードできます。(トップページ→経営サポート→経営強化法による支援→工業会等による証明書について)

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

① 設備ユーザーは、当該設備を生産した機器メーカー等（以下「設備メーカー」）に証明書の発行を依頼してください。

※②～③は設備メーカーと工業会等とのやりとりです。

② 依頼を受けた設備メーカーは、証明書（様式1）及びチェックシート（様式2）に必要事項を記入の上、当該設備を担当する工業会等の確認を受けてください。

（注）設備の種類ごとに担当する工業会等を定めております。詳しくは中小企業庁ホームページをご参照ください。<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

③ 工業会等は、証明書及びチェックシートの記入内容を確認の上、設備メーカーに証明書を発行してください。

④ 工業会等から証明書の発行を受けた設備メーカーは、依頼があった設備ユーザーに証明書を転送してください。

⑤・⑥ 設備ユーザーは、④の確認を受けた設備を経営力向上計画に記載し、計画申請書及びその写しとともに④の工業会証明書の写しを添付して、主務大臣に計画申請します。主務大臣は、計画認定書と計画申請書の写しを設備ユーザーに交付します。

⑦・⑧ 認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、納税書類に④の工業会証明書、⑤の計画申請書及び⑥の計画認定書（いずれも写し）を添付してください。

（注）本手続きを行っていただいた場合でも、**188**の要件（取得価額や事業の用に供する等）を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

2. ①中小企業経営強化税制

(2-2) B類型：収益力強化設備

収益力強化設備の要件

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの
年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることにつき、
経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された
投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

上記の要件について、経済産業局から確認書を取得する必要があります。
確認書取得から税制の適用を受けるまでの流れについてはP.6を参照。

対象設備

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一 の取得価額)
機械装置（※1、5）	全て	160万円以上
工具	全て	30万円以上
器具備品（※2、6）	全て	30万円以上
建物附属設備（※3、5、6）	全て	60万円以上
ソフトウェア（※4）	全て	70万円以上

- ※1 発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等）を除く。
- ※2 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
- ※3 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得等をするものを除く。
- ※4 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。
- ※5 発電設備等の取得等をして税制措置を適用する場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容を証する書類の添付が必要となります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P.16を確認してください。
- ※6 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

投資利益率の計算について

年平均の投資利益率は、次の算式によって算定します。

$$\frac{\text{「営業利益十減価償却費※1」の増加額※2}}{\text{設備投資額※3}}$$

- ※1 会計上の減価償却費
- ※2 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額
- ※3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

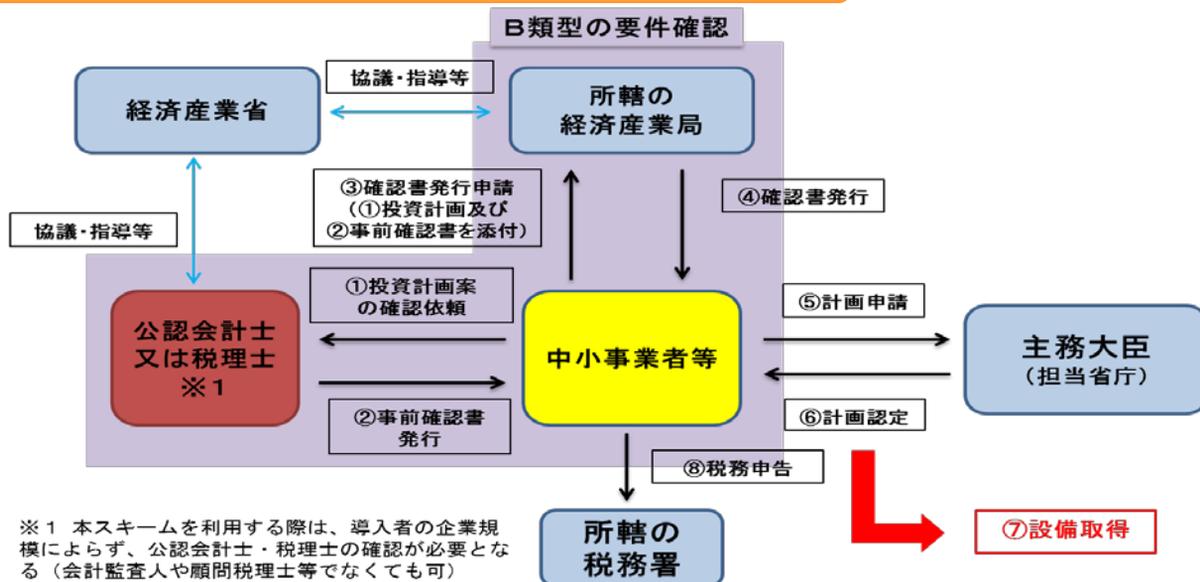
投資計画の策定単位について

投資計画の策定単位は、収益力強化設備の導入の目的（＝事業の生産性の向上に特に資すること）に照らして、必要不可欠な設備の導入に係るものであり、その設備から投資利益率を算定する際に、追加的に生じる効果を正確に算出するために必要最小限の単位が、投資計画の策定単位です。

（例）工場の生産ラインの改善投資→生産ライン単位（工場全体に効果が出る場合は工場単位）

2. ①中小企業経営強化税制

適用手続き（中小企業経営強化税制B類型）



各様式は中小企業庁ホームページからダウンロードできます。（トップページ→経営サポート→経営強化法による支援→経済産業局による確認書について）
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kakuninsyo.html>

- ①・② 申請書（様式1）に必要事項をご記入いただき、必要書類（当該申請書の裏付けとなる資料等）を添付の上、公認会計士又は税理士の事前確認を受けてください。公認会計士又は税理士は申請書と裏付けとなる資料に齟齬がないか等を確認し、「事前確認書（様式2）」を発行します。
- ③・④ 申請者は、必要に応じて申請書の修正等を行った上で、②の事前確認書を添付の上、本社所在地を管轄する経済産業局（※）に、事前にご連絡（予約）をした上で、申請書の内容が分かる方が申請書をご持参・ご説明ください。
※申請書に記載のある設備の導入場所に当該申請書について説明可能な方がいるなど、特段の事情がある場合は設備の導入場所の管轄の経済産業局でも申請ができます。
経済産業局は、③のご説明を受けてから、概ね1ヶ月以内に、②の事前確認書、申請書、添付書類に基づき、当該申請書が経営力向上設備等の投資計画であるとして適切である場合に確認書（様式3）を発行し、申請書及び必要添付書類を添付したものをお渡します。
- ⑤・⑥ 申請者は、④の確認を受けた設備について経営力向上計画に記載し、計画申請書及びその写しとともに④の確認書及び確認申請書（いずれも写し）を添付して、主務大臣に計画申請します。主務大臣は、計画認定書と計画申請書の写しを申請者に交付します。
- ⑦・⑧ 認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、④の確認書、⑤の申請書及び⑥の認定書（いずれも写し）を添付してください。
- ⑨ ④の確認書の交付を受けた申請者は、設備の取得等をする年度の翌年度以降3年間について、当該投資計画に関する実施状況報告を、設備の取得等を行った事業年度の翌事業年度終了後4ヶ月以内に、確認書の交付を受けた経済産業局に提出する必要があります。

（注）本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件（取得価額や事業の用に供する等）を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

2. ①中小企業経営強化税制

各経済産業局の問い合わせ先

(お問い合わせ先)	(管轄地域)
○北海道経済産業局 中小企業課 (直通: 011-709-3140)	北海道
○東北経済産業局 経営支援課 (直通: 022-221-4806)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
○関東経済産業局 中小企業課 (直通: 048-600-0338)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
○中部経済産業局 経営力向上室 (直通: 052-951-0253)	岐阜県、愛知県、三重県
○中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局 産業課 (直通: 076-432-5401)	富山県、石川県
○近畿経済産業局 創業・経営支援課 (直通: 06-6966-6065)	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県
○中国経済産業局 経営支援課 (直通: 082-205-5316)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
○四国経済産業局 新事業促進室 (直通: 087-811-8562)	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
○九州経済産業局 経営支援課 (直通: 092-482-5592,5593)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
○沖縄総合事務局経済産業部 中小企業課 (直通: 098-866-1755)	沖縄県

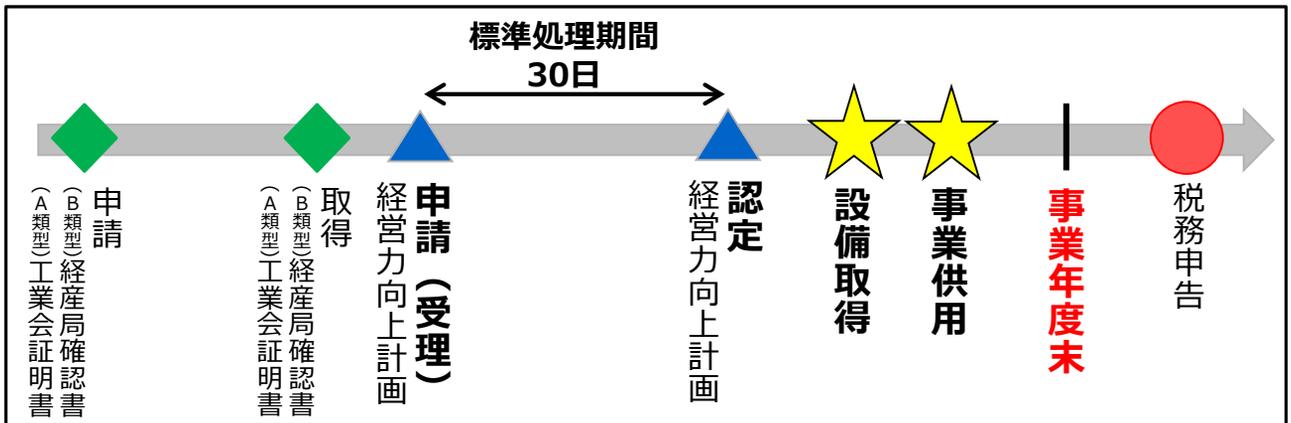
※ 減価償却資産の種類や税法上の規定に関するお問い合わせに関しては、公認会計士・
税理士、または所轄の税務署までご確認ください。

2. ①中小企業経営強化税制

設備の取得時期について（中小企業経営強化税制A・B共通）

経営力向上設備等については、以下のとおり、経営力向上計画の認定後に取得することが【原則】です。原則に従うことができない場合には、設備取得日から一定期間内に経営力向上計画が受理される必要がありますので、【例外】の流れをご確認下さい。

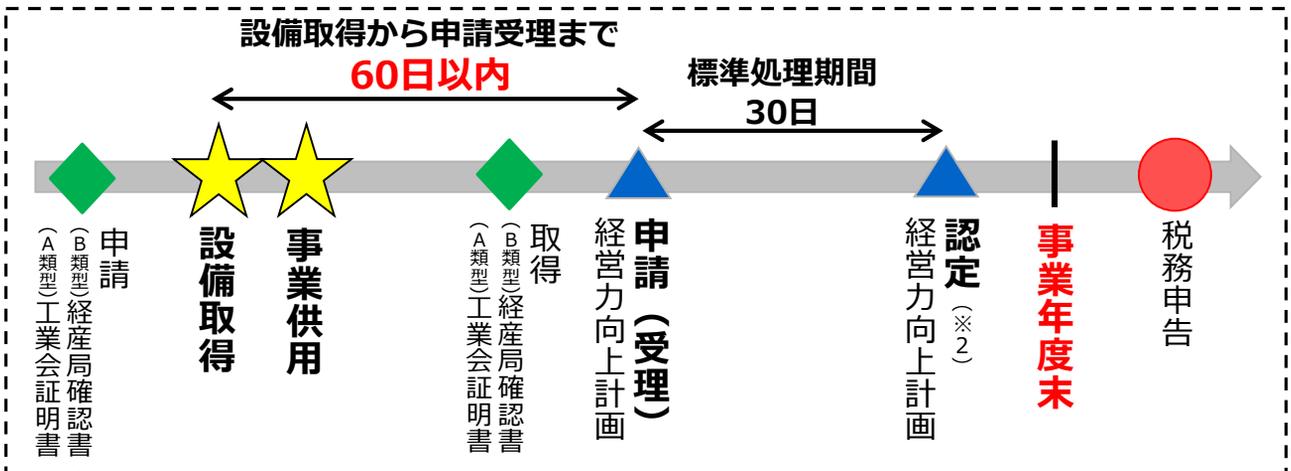
【原則】 経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得



【例外】 設備取得後に経営力向上計画を申請する場合

設備を取得した後に経営力向上計画を申請する場合には、設備取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります（計画変更により設備を追加する場合も同様です）。

上記の場合において税制の適用を受けるためには、制度の適用を年度単位で見ることから、遅くとも当該設備を取得し事業の用に供した年度（各企業の事業年度）内に認定を受ける必要があります（当該事業年度を超えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることはできませんのでご注意ください）。



※1 経産局への確認（B類型）申請は設備取得より前に行う必要があります。
※2 税制の適用を受けるためには、各企業の事業年度内に認定を受ける必要があります。

2. ② 事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例

土地・建物の取得に係る税制措置の概要

他者から事業を承継するために、土地・建物を取得する場合、登録免許税・不動産取得税の軽減措置を利用することが可能です。

(1) 制度の概要

①中小企業者等が、②適用期間内に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、③合併、会社分割又は事業譲渡を通じて他の中小企業者等から不動産を含む事業用資産等を取得する場合、不動産の権利移転について生じる④登録免許税、不動産取得税の軽減を受けることができます。

条文：租税特別措置法第80条（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）第3項
地方税法附則第11条（不動産取得税の課税標準の特例）第16項

① 中小企業者等とは？

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
 - ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 - ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
 - ・協同組合等（中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業者等」に該当するものに限る）
- ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。
- ①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人
 - ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

※ 以上の条件を満たせば、登録免許税・不動産取得税いずれの軽減措置も利用可能となります。
以上の条件までは満たさない場合でも、中小企業経営強化法上の「中小企業者等」（「経営力向上計画策定の手引き」P.3をご参照ください。）に該当する者であれば、登録免許税の軽減措置のみ利用することができます。

② 適用期間とは？

平成30年7月9日から令和2年3月31日までの期間

③ 対象となる行為類型

(i) 合併、(ii) 会社分割 又は (iii) 事業譲渡 により、他の中小企業者等から土地・建物を含む事業上の権利義務を取得する行為であって、事業の承継を伴うもの

- ※ 「事業の承継を伴う」取組みであることが必要です。
- ① 同一の者に支配された法人間での事業の移転等、実質的に事業の承継といえないものは除かれます。具体的には、承継される企業と承継する企業を直接又は間接に支配している者が、同一の者である場合には、「事業の承継を伴う」ものとはいえず、対象となりません。
 - ② 事業を承継させる側の経営者と事業を承継する側の経営者が親族関係にない場合であれば、認定対象となり得ます。双方の経営者が親族関係にある場合には、別途申請書の提出先又は中小企業庁 事業環境部 財務課にお問合せください。

2. ② 事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例

④ 軽減措置の内容

認定計画に基づき、合併、会社分割又は事業譲渡を行って、土地・建物を取得する場合には、以下のとおり、特例が適用されます。

<登録免許税>

登記の種類		通常税率	計画認定時の税率
不動産所有権移転の登記	事業に必要な資産の譲受けによる移転の登記	2.0%(※)	1.6%
	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%

※ 平成31年3月31日までの間、土地を売買した場合の登録免許税は、一般的に、1.5%に軽減されている。

<不動産取得税（事業譲渡の場合のみ（※1））>

取得する不動産の種類	税額	計画認定時の特例
土地・住宅	不動産の価格×3.0%	不動産の価格の1/6相当額を課税標準から控除
住宅以外の家屋	不動産の価格×4.0%(※2)	

※1 合併や一定の会社分割の場合は非課税

※2 事務所や宿舍等の一定の不動産を除く。

(2) 適用手続き

① 計画認定

合併、会社分割又は事業譲渡を行って土地・建物を取得することを内容に含む経営力向上計画を策定し、認定を受けてください。**登録免許税の軽減措置**を受ける場合には、適用証明申請書を計画認定の省庁に2部提出し、軽減措置の対象であることを示す適用証明書を受け取ってください。

なお、**不動産取得税の軽減措置を受ける場合**には、申請書の提出先は、当該措置に係る土地・建物が所在する都道府県になりますので、ご注意ください。

※ 不動産取得税の軽減措置を受ける場合、提出先となる省庁に対し、申請書の記載内容、提出手続きについて、可能な限り事前にご相談ください。

② 合併等の実行、土地・建物の権利移転登記手続き

認定計画の内容に従って合併、会社分割又は事業譲渡を実行した後、土地・建物の権利移転に係る移転登記手続を法務局に申請することになります。

登録免許税の軽減措置を受ける場合には、この申請の際、適用証明書を添付して申請してください。申請時に納付すべき登録免許税が、軽減されます。

※ 登録免許税の軽減措置を受けるためには、計画認定の日から1年以内に移転登記手続を完了することが必要です。

③ 不動産取得税の申告・納税

不動産取得税の軽減措置を受ける場合には、不動産の取得に係る申告の際に、認定書の写しを添付して申告してください。その後、都道府県から送付される納税通知書に従い、軽減された税額を支払ってください。

3. 金融支援

経営力向上計画が認定された事業者は、政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する通常とは別枠での信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援などを受けることができます。

(1) 各種金融支援の概要

① 日本政策金融公庫による低利融資

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資を受ける事ができます。

貸付金利

設備資金について、基準利率から0.9%引下げ(運転資金については基準利率)
※基準利率：中小企業事業1.11% 国民事業1.76%(平成31年4月1日現在、貸付期間5年の場合)

貸付限度額

(中小企業事業) 7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)
(国民生活事業) 7,200万円(うち運転資金4,800万円)

貸付期間

設備資金20年以内、長期運転資金7年以内(据置期間2年以内)

※沖縄県の事業者の方は、沖縄振興開発金融公庫の低利融資がご利用いただけます。
具体的な融資条件等は、同公庫にお問い合わせください。

② 商工中金による低利融資

中堅クラス向け

中小企業者向け

経営力向上計画を策定している事業者に対し、商工中金の独自の融資制度により、低利融資を受ける事ができます。

③ 中小企業信用保険法の特例

中小企業者向け

中小企業者は、経営力向上計画の実行(※)にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

(※) 新商品・新サービスなど「自社にとって新しい取組」(新事業活動)に限ります。

保証限度額

	通常枠	別枠
普通保険	2億円(組合4億円)	2億円(組合4億円)
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開拓保険	2億円→3億円(保証枠の拡大)	
海外投資関係保険	2億円→3億円(保証枠の拡大)	

④ 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象(資本金3億円以下の株式会社)に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社(中小企業者)も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になります。

⑤ 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者(国内親会社)の海外支店又は海外子会社が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、日本公庫による債務の保証を受けることができます。

○補償限度額：1法人あたり最大4億5,000万円

○融資期間：1～5年

3. 金融支援

⑥ 中小企業基盤整備機構による債務保証

中堅クラス向け

資本金10億円以下または従業員数2千人以下の中堅企業等（※）が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円（保証割合50%、最大50億円の借入に対応）の債務の保証を受けられます。

（※）中小企業者は含まれません。

⑦ 食品流通構造改善促進機構による債務保証

中堅クラス向け

中小企業者向け

食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証を使えない場合や巨額の資金調達が必要となる場合に、食品流通構造改善促進機構による債務の保証を受けられます。

適用対象者

※①～⑦の番号は前ページからの各種金融支援の番号と一致しています。

定義	中小企業者等 (中小企業等経営強化法第2条第2項)	
	ア. 中堅企業・その他政令で定める法人（※1） (イに該当する者を除く)	イ. 中小企業者（※2）
	資本金10億円以下の会社又は従業員数2000人以下の会社及び個人	（※2）【中小企業者の定義】 のとおり
経営力向上計画の認定	○	○
① 日本政策金融公庫による低利子融資		
③ 中小企業信用保険法の特例		
④ 中小企業投資育成株式会社法の特例	×	○
⑤ 日本政策金融公庫による スタンドバイ・クレジット		
② 商工中金による低利融資		
⑦ 食品流通構造改善促進機構による債務保証 (食品製造業者等のみ対象)	○	○
⑥ 中小企業基盤整備機構による債務保証	○	×

※1 【「その他政令で定める法人」の定義】

中小企業者以外に、医業・歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）、社会福祉法人、特定非営利活動法人についても、資本金若しくは出資の総額が10億円以下又は従業員数2000人以下（資本・出資を有しない場合）の要件を満たす場合は、中小企業者等の範囲に含まれます。

※2 【中小企業者の定義】

		製造業その他	卸売業	小売業	サービス業	政令指定業種 (※右記の業種のうち、特別に政令で基準を定めている業種)		
						ゴム製品製造業	ソフトウェア業 又は情報処理 サービス業	旅館業
資本金	右欄の上下 どちらかで	3億円 以下	1億円 以下	5000万円 以下	5000万円 以下	3億円 以下	3億円 以下	5000万円 以下
従業員数	判断	300人 以下	100人 以下	50人 以下	100人 以下	900人 以下	300人 以下	200人 以下

196

3. 金融支援

(2) 適用手続き

各種金融支援のご活用を検討している場合は、経営力向上計画を提出する前に、関係機関にご相談ください。関係機関は以下の通りです。

※①～⑦の番号はP.12, 13の各種金融支援の番号と一致しています。

番号	機関の名称／問い合わせ窓口	電話
①・⑤	(株)日本政策金融公庫 事業資金ダイヤル	0120-154-505
①'	(株)沖縄振興開発金融公庫 融資第二部 中小企業融資第一班・中小企業融資第二班	098-941-1785 098-941-1795
②	(株)商工組合中央金庫	0120-079-366
③	各都道府県の信用保証協会 または(一社)全国信用保証協会連合会	各都道府県の信用保証協会 または 03-6823-1200
④	東京中小企業投資育成株式会社 (新潟・長野・静岡以东の18都道県に本社を置いている企業)	03-5469-1811 (代)
	名古屋中小企業投資育成株式会社 (愛知・岐阜・三重・富山・石川の5県に本社を置いている企業)	052-581-9541 (代)
	大阪中小企業投資育成株式会社 (福井・滋賀・奈良・和歌山以西の24府県に本社を置いている企業)	06-6459-1700 (代) (九州支社： 092-724-0651 (代))
⑥	独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部事業基盤支援課	03-5470-1575
⑦	(公財)食品流通構造改善促進機構 業務部	03-5809-2176

注意事項

金融機関及び信用保証協会の融資・保証の審査は、担当省庁による経営力向上計画の認定審査とは別に行います。認定を取得しても融資・保証を受けられない場合があります。

4. 法的支援

(1) 各種法的支援の概要

実施する事業承継等の内容と、利用可能な支援措置の関係は、以下のとおりです。

実施する「事業承継等」の内容	合併／会社分割	事業譲渡	事業協同組合等の設立
①許認可承継の特例	○	○	—
②組合発起人数の特例	—	—	○
③事業譲渡の際の免責的債務引受けの特例	—	○	—

4. 法的支援

① 許認可承継の特例

事業承継等を行うことを記載内容に含む経営力向上計画の認定を受けた上で、その内容に従い、以下のいずれかの許認可事業を承継する場合には、承継される側の事業者から、当該許認可に係る地位をそのまま引き継ぐことができます。

旅館業／建設業／火薬類製造業・火薬類販売業／
一般旅客自動車運送事業／一般貨物自動車運送事業／
一般ガス導管事業

※ 各許認可の根拠規定は、以下のとおりです。
旅館業：旅館業法第3条第1項、建設業：建設業法第3条第1項、
火薬類製造業・火薬類販売業：火薬類取締法第3条・第5条、一般
旅客自動車運送事業：道路運送法第4条第1項、一般貨物自動車運
送事業：貨物自動車運送事業法第3条、一般ガス導管事業：ガス事
業法第35条

② 組合発起人数の特例

組合の組成を記載内容に含む経営力向上計画の認定を受けた上で、その内容に従い、事業協同組合、企業組合又は協業組合を設立する場合には、通常、最低4人必要とされている発起人の人数が、3人でも可となります。

③ 事業譲渡の際の免責的債務引受けの特例

通常、企業が事業譲渡により債務を移転するには、債権者から個別に同意を得る必要があります。この同意がない場合には、事業譲渡をした企業は債務を免れないこととなります。

事業譲渡を行って他者から取得する経営資源を活用する取組みについて計画認定を受けた場合、企業が債権者に対して通知（催告）し、1ヵ月以内に返事がなければ債権者の同意があったものとみなすことができ、より簡略な手続きにより債務を移転することができます。

この支援の措置の適用対象となるのは、①「事業承継等」として、**事業譲渡を行う場合**であって、②**承継される側の中小企業者が株式会社である**ときに限られますので、ご注意ください。

(2) 適用手続き

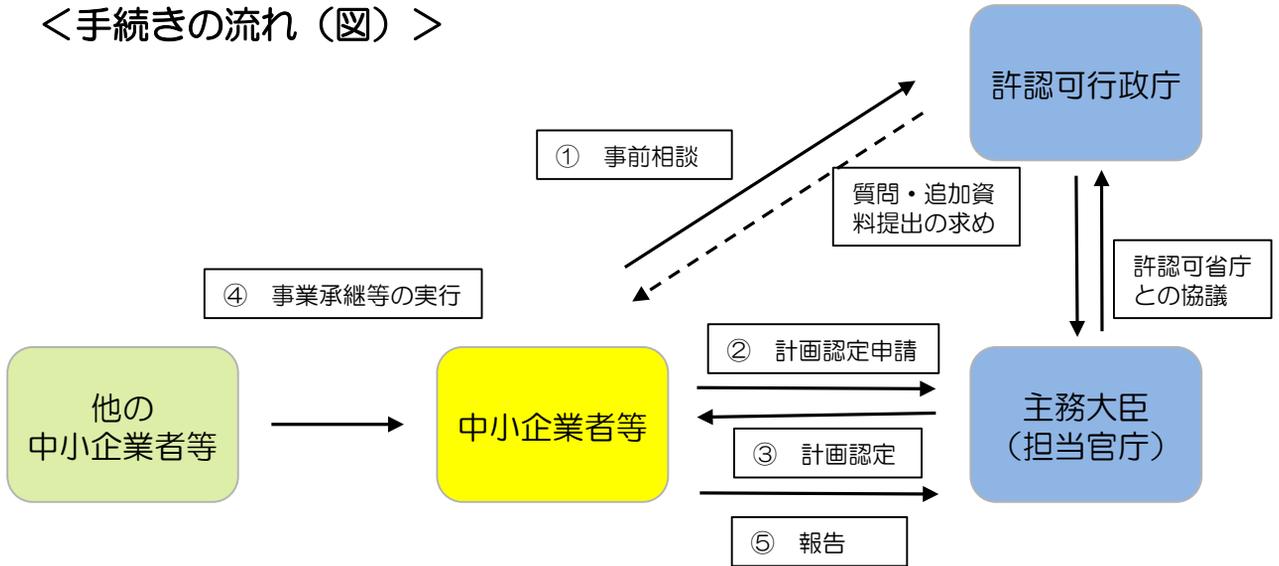
(2-1) 許認可承継の特例

① 事前相談

本支援措置によって許認可を引き継ぐ場合にも、許認可を所管する省庁の判断が介在しますので、円滑に認定を受けていただくためにも、許認可を所管する行政庁に事前にご相談ください。許認可を所管する省庁から、質問や資料提出の求めがあった場合、回答・提出にご協力いただけますようお願いいたします。

4. 法的支援

<手続きの流れ (図) >



② 計画認定申請

事業を引き継ぐためのスキームや、許認可承継の特例を利用したい旨（申請様式の「9 特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位」の欄）を記載して、経営力向上計画を策定し、申請窓口に対して申請を行ってください。

許認可承継の特例の適用を求める認定申請があった場合、当該申請を受け付けた省庁は、当該許認可を所管する行政庁への協議を行います。許認可を所管する行政庁から、この段階で質問や追加資料提出の求めがあった場合には、ご対応ください。

③ 計画認定

計画の認定を受け、認定書の交付を受けてください。

④ 事業承継等の実行

認定計画に記載された内容に従い、事業承継等を実行してください。それにより当然に、承継される側の事業者が有していた業法上の許認可に係る地位が、承継する側の事業者に引き継がれます。

⑤ 報告

事業承継等を実行した後は、遅滞なく、計画認定を行った省庁に対して、報告を行う必要があります。

4. 法的支援

(2-2) 組合発起人数の特例

適用対象

経営力向上計画において、「事業承継等」として、①事業協同組合、②企業組合又は③協業組合の設立を記載しており、他の事業者と経営資源を共同で利用することにより生産性を向上させる取り組みを行う事業者

適用手続き

① 計画認定

次に記載する組合設立の認可申請に先立って、組合の設立を内容に含む経営力向上計画を策定し、認定を受けてください。認定を受けた後2か月以内に、②の組合設立の認可申請を行う必要があります。

② 組合設立の認可申請、設立登記手続

事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立に当たっては、組合の設立登記に先立って、所管行政庁から設立の認可を受けなければなりません。この際、通常の添付書類に加えて、経営力向上計画に係る(i)認定書の写し及び(ii)経営力向上計画の写しを添付することによって、発起人の人数が3人であっても、設立認可を受けることが可能になります。認可を受けた後、設立登記手続を行ってください。

(2-3) 事業譲渡の場合の債権者の異議の催告

① 計画認定

事業譲渡の実行に先立って、事業譲渡により他の中小企業者（株式会社）から経営資源を取得することを内容に含む経営力向上計画を策定し、認定を受けてください。

② 事業譲渡に係る組織決定（承継される側の企業）

承継される側の中小企業（株式会社）において、会社法の規定及び会社の内部規程に従い、(i)取締役会の決議、(ii)株主総会の決議、又は(iii)執行役の決定を経てください。

4. 法的支援

(2-3) 事業譲渡の場合の債権者の異議の催告（続き）

③ 債権者に対する催告（承継される側の企業）

承継される側の企業から、当該企業に対して債権を有する債権者（※）に対して、催告を行います。催告においては、1か月以上の催告期間を定めて、事業譲渡の実行に反対する場合には、当該期間内に、異議を申し出ることができる旨を通知します。

※ 事業譲渡が実行された場合に、承継される側の事業者に対して債務の履行を請求できない（それまで債務者でなかった、承継する側の事業者に対してしか債務の履行を請求できない）こととされる債権者に対して催告を行います。

④ 異議の申出

催告期間内に異議を述べた債権者に対しては、承継される側の企業は、①債務を弁済するか、②担保を提供するか、③弁済をするために信託会社又は金融機関に財産を信託する必要があります（但し、弁済期や債権額、財務状態などを考慮して、異議を述べた債権者を害するおそれがないと認められる場合には、①～③のいずれも行う必要はありません。）。

⑤ 催告期間の経過

催告期間内に異議を述べなかった場合、債権者は債権の移転に同意したものとみなされます。以後その債権者は、事業を引き継いだ事業者に対してしか、支払いその他の債務の履行を求めることができません。

⑥ 事業譲渡の実行

催告期間の経過後に事業譲渡を実行することにより、債務の移転に関する権利関係を明確化しておくことができます。

⑦ 報告

事業譲渡を実行した後は、遅滞なく、計画認定を行った省庁に対して、報告を行う必要があります。

5. ホームページ・問い合わせ先

<ホームページ>

経営強化法による支援

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

(中小企業庁HP → 経営サポート → 経営強化法による支援)

<問い合わせ先>

○中小企業等経営強化法に基づく税制措置について

中小企業税制サポートセンター

TEL: 03-6281-9821 (平日9:30-17:00)

中小企業庁 事業環境部 財務課

(「事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例」について)

TEL: 03-3501-5803 (平日9:30-12:00, 13:00-17:00)

○経営力向上計画について

中小企業庁 事業環境部 企画課

TEL: 03-3501-1957 (平日9:30-12:00, 13:00-17:00)

中小企業庁 事業環境部 財務課 (「事業承継等」について)

TEL: 03-3501-5803 (平日9:30-12:00, 13:00-17:00)

※ 個別の申請に対する認定の可否や、審査の状況に関するお問い合わせにはご対応しかねます。

※ 申請者や、その支援機関以外の方のお問い合わせはご遠慮ください。

6. 自動車整備事業の認証、指定、優良認定等に関する集計結果【全国 平成30年度】

1. 自動車分解整備事業関係(平成30年度)

1-1 認証

運輸局等	前年度末 工場数	新規 認証数	廃止 届出数	認証 取消数	今年度末 工場数	今年度末工場数の内訳			変更 届出数		
						普通	普通・小型	軽			
北海道	4,199	55	70	1	4,183	211	3,808	10	152	2	751
東北	8,656	112	126	0	8,642	105	8,063	165	290	19	1,239
関東	24,437	310	337	1	24,409	316	22,183	271	1,606	33	2,156
北陸信越	6,331	55	75	0	6,311	107	5,824	156	218	6	515
中部	13,069	164	218	15	13,000	143	12,275	1	541	40	1,306
近畿	12,584	147	173	2	12,556	124	11,445	182	738	67	1,297
中国	6,249	82	92	2	6,237	103	5,300	509	294	31	358
四国	4,300	36	62	5	4,269	22	3,940	1	297	9	440
九州	11,079	117	162	1	11,033	166	9,902	221	694	50	1,061
沖縄	1,142	17	11	0	1,148	18	871	189	66	4	179
全国	92,046	1,095	1,326	27	91,788	1,315	83,611	1,705	4,896	261	9,302

1-2 整備主任者

運輸局等	前年度末 現在数	新規 選任数	辞任数	今年度末 現在数	変更 届出数
北海道	11,208	1,802	1,820	11,190	274
東北	19,914	2,728	2,545	20,097	983
関東	59,283	9,385	9,500	59,168	11,159
北陸信越	16,488	2,016	2,075	16,429	2,455
中部	31,206	4,960	4,898	31,268	5,220
近畿	30,671	4,637	4,656	30,652	6,719
中国	17,080	2,479	2,519	17,040	364
四国	8,627	924	953	8,598	1,192
九州	25,086	2,434	2,431	25,089	2,922
沖縄	2,445	336	271	2,510	82
全国計	222,008	31,701	31,668	222,041	31,370

(注) 新規選任数には、整備主任者を増員した場合及び事業者自ら整備主任者となる場合も含む。

1-3 監査及び処分

運輸局等	監査件数	聴聞件数	処分件数		
			取消 ()	事業停止	改善命令 文書警告
北海道	40	2	1	2	22
東北	55	0	0	1	21
関東	753	3	1	2	18
北陸信越	23	1	1	0	1
中部	88	19	15	4	0
近畿	200	2	2	2	20
中国	124	5	2	2	10
四国	19	4	5	0	12
九州	27	4	0	5	7
沖縄	9	0	0	0	1
全国計	1,338	40	27	18	112

(注) 取消欄の()には、所在不明による取り消し件数を内数で計上した。

2. 指定自動車整備事業関係(平成30年度)

2-1 指定

運輸局等	前年度末 工場数	新規指定工場数		廃止 届出 数	今年度 末工場 数	業務範囲の限定				今年度末工場数の内訳				変更 届出 数	申請 手数料 納付額 (千円)				
		うち、4人の 工場数				今年度 末工場 数	カ リ ン 限	カ リ ン 除	軽 油 除	カ リ ン 除	特定指定工場		兼任 検査員 のみの 事業場			協 同 組 合	協 業 組 合	農 協	
		()	()								一部 共用	全部 共用							
北海道	1,816	8	(3)	(1)	21	0	1,803	26	8	13	7	363	102	0	15	3	53	635	232.0
東北	2,803	29	(8)	(2)	32	1	2,799	22	3	26	1	328	128	0	5	38	21	634	841.0
関東	6,991	75	(30)	(5)	84	2	6,980	197	38	314	16	94	160	1	31	42	35	1,197	2,175.0
北陸信越	1,982	23	(7)	(1)	20	0	1,985	16	1	22	0	31	9	0	5	45	58	396	667.0
中部	4,587	59	(19)	(3)	45	1	4,600	20	0	182	1	83	111	14	20	28	45	688	1,711.0
近畿	4,082	71	(26)	(9)	71	1	4,081	137	2	185	1	201	74	4	21	24	10	780	2,059.0
中国	2,444	31	(9)	(4)	26	3	2,446	80	3	0	0	99	111	2	8	19	31	1,008	899.0
四国	1,497	24	(10)	(7)	23	0	1,498	14	1	41	1	45	33	15	9	14	11	279	696.0
九州	3,517	56	(17)	(2)	47	1	3,525	37	1	133	0	198	64	2	13	61	49	680	1,624.0
沖縄	382	12	(5)	()	7	0	387	2	0	12	0	5	3	0	0	2	1	95	348.0
全国計	30,101	388	(134)	(44)	376	9	30,104	551	57	928	27	1,447	795	38	127	276	314	6,392	11,252.0

(注) 1. 新規指定数欄の()は、廃止新規件数を内数で計上した。

2. 「指定取消数」には、所在不明による認証取消の結果、指定の効力が失われたものを含む。

3. 業務範囲の限定等の欄において、「カリン限」とはカリン自動車のみを行う事業場、「軽油除」とは、軽油を燃料とする自動車を除く業務を行う事業場、「カリン除」とはカリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車を除く業務を行う事業場、「一部共用」とは、検査機器等を共用している事業場を、「全部共用」とは全ての検査機器等を他の指定工場等と共用している事業場をいう。

4. 特定指定工場のうち、「一部共用」とは、検査機器等の一部を他の指定工場等と共用している事業場を、「全部共用」とは全ての検査機器等を他の指定工場等と共用している事業場をいう。

5. 「今年度末工場数の内訳」の「兼任検査員のみ」の事業場1欄は、同一事業者の事業場であって、他の事業者の事業場が兼務している事業場数(当該事業場専任の検査員が1人でもいる事業場を除く。)

2-2 自動車検査員

運輸局等	前年度末 現在数	新規 選任数	辞任数	今年度末現在数 うち、兼任 検査員数	変更 届出数
北海道	5,689	885	965	5,609	1,280
東北	9,211	1,377	1,389	9,199	483
関東	23,173	4,466	4,401	23,238	23
北陸信越	6,434	991	875	6,550	1,353
中部	15,006	2,482	2,345	15,143	2,769
近畿	12,264	2,328	2,275	12,317	2,820
中国	8,146	1,351	1,325	8,172	142
四国	4,351	613	560	4,404	795
九州	10,374	1,521	1,467	10,428	1,728
沖縄	994	194	151	1,037	45
全国計	95,642	16,208	15,753	96,097	11,438

(注) 今期末現在数の()は、検査員のうち兼任に係る検査員数を内数で計上した。

2-3 監査及び処分

運輸局	監査 件数	聴聞 件数	処 分 件 数			
			取消 ()	交付の 停止	是正 命令	検査員 解任命令
北海道	1,208	2	0	(0)	2	0
東北	1,697	1	1	(0)	1	0
関東	3,194	9	2	(0)	9	0
北陸信越	713	1	0	(0)	1	0
中部	1,544	10	1	(0)	9	0
近畿	3,117	5	1	(0)	5	0
中国	2,246	6	3	(0)	3	0
四国	656	2	0	(0)	2	0
九州	1,703	13	1	(0)	12	0
沖縄	389	5	0	(0)	4	0
全国計	16,467	54	9	(0)	48	0

(注) 「取消」欄中の()内は、所在不明による認証取消の結果、指定の効力が失われた件数(内数)

3. 優良自動車整備事業者認定関係(平成30年度)

3-1 認定

運輸局等	前年度末 工場数	新規認定数						今年 度末 工場 数	認定 取消 数	廃止 届出 数	今年度末工場数の内訳						変更 届出 数	登録免許税 納付額 (千円)			
		特殊整備工場			特種整備工場						二種 …… ()	一種	二種	車一	車二	電装			原動機	タイヤ	計
		一種	二種	車一	車二	電装	原動機														
北海道	201	0	0	0	1	0	0	0	3	0	199	41	77	46	19	16	0	0	81	5	30.0
東北	262	0	0	0	1	2	0	0	3	0	262	19	32	67	91	36	0	17	211	0	90.0
関東	692	0	0	0	1	0	0	0	14	0	679	86	185	108	222	69	0	9	408	8	30.0
北陸信越	231	0	0	0	0	1	0	0	2	0	230	16	32	88	53	28	0	13	182	3	30.0
中部	458	0	1	0	1	3	0	0	5	0	458	52	75	129	123	50	0	30	332	15	180.0
近畿	309	0	0	0	3	1	0	0	5	0	308	35	60	47	113	39	1	13	213	15	120.0
中国	271	0	0	0	0	0	0	0	4	0	267	37	83	75	42	21	0	9	147	0	0.0
四国	116	0	0	0	1	0	0	0	4	0	113	30	38	19	18	8	0	0	45	1	30.0
九州	249	0	0	0	0	0	0	0	5	0	244	40	107	34	34	28	0	1	97	0	0.0
沖縄	11	0	0	0	1	1	0	0	0	0	13	0	0	5	5	3	0	0	13	0	60.0
全国	2,800	0	1	0	8	9	0	0	45	0	2,773	356	689	618	720	298	1	92	1,729	47	570.0

(注) 新規認定数欄の()は、二種整備工場であって、工員数が4人の工場数を記載(内数)。

2025 3-2 監査及び処分

運輸局等	監査件数	聴聞件数	処分件数		
			取消 ()	改善命令	文書警告
北海道	0	0	0	0	0
東北	0	0	0	0	0
関東	0	0	0	0	0
北陸信越	0	0	0	0	0
中部	0	0	0	0	0
近畿	4	0	0	0	0
中国	0	0	0	0	0
四国	0	0	0	0	0
九州	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0
全国	4	0	0	0	0

(注) 取消欄の()には、所在不明による取り消し件数を内数で計上した。

4. 自動車整備事業者数(平成30年度)

4-1 専業事業者

運輸局等	認定		証		指		定		優良認定			
	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末
北海道	2,741	69	72	2,738	930	6	18	918	138	0	3	135
東北	6,331	81	97	6,315	1,391	13	17	1,387	241	1	1	241
関東	18,097	234	253	18,078	3,005	25	49	2,981	540	0	10	530
北陸信越	4,479	38	54	4,463	1,067	13	14	1,066	214	1	2	213
中部	9,372	82	132	9,322	2,279	35	36	2,278	319	4	3	320
近畿	9,264	96	130	9,230	2,005	29	29	2,005	286	2	4	284
中国	4,474	64	77	4,461	1,258	18	20	1,256	164	0	1	163
四国	3,473	30	59	3,444	959	10	7	962	90	1	3	88
九州	8,493	80	134	8,439	1,856	17	19	1,854	177	0	2	175
沖縄	935	17	11	941	283	8	6	285	11	1	0	12
計	67,659	791	1,019	67,431	15,033	174	215	14,992	2,180	10	29	2,161

4-2 デイラー

運輸局等	認定		証		指		定		優良認定			
	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末
北海道	296	6	10	292	198	0	1	197	22	1	0	23
東北	266	3	6	263	194	3	3	194	11	0	0	11
関東	664	31	24	671	463	17	21	459	59	0	0	59
北陸信越	298	4	1	301	166	1	1	166	18	0	0	18
中部	215	5	1	219	200	8	3	205	23	0	1	22
近畿	287	10	6	291	251	4	4	251	18	0	0	18
中国	264	12	8	268	196	1	1	196	20	0	1	19
四国	134	5	7	132	107	0	0	107	28	0	0	28
九州	279	2	3	278	220	3	2	221	31	0	3	28
沖縄	22	0	0	22	17	0	0	17	0	0	0	0
計	2,725	78	66	2,737	2,012	37	36	2,013	230	1	5	226

4-3 自家

運輸局等	認定		証		指		定		優良認定			
	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末
北海道	223	3	3	223	38	0	1	37	2	0	0	2
東北	343	2	2	343	53	0	0	53	1	0	0	1
関東	613	9	5	617	99	1	0	100	37	0	0	37
北陸信越	169	4	0	173	5	1	0	6	1	0	0	1
中部	337	5	4	338	83	0	0	83	7	0	0	7
近畿	513	9	2	520	104	0	0	104	13	0	0	13
中国	168	1	4	165	30	0	1	29	6	0	0	6
四国	102	1	1	102	24	0	0	24	3	0	0	3
九州	415	5	6	414	62	0	0	62	12	0	0	12
沖縄	58	0	0	58	9	0	0	9	0	0	0	0
計	2,941	39	27	2,953	507	2	2	507	82	0	0	82

1. 自動車分解整備事業関係(平成30年度)

1-1 認証

運輸支局等	前年度末 工場数	新規 認証数	廃止 届出数	認証 取消数	今年度末 工場数	今年度末工場数の内訳				変更 届出数	
						普通	普通・小型	普通・軽	小型		軽
徳島	966	10	10	5	961	6	898	0	54	3	76
香川	1,076	12	17	0	1,071	10	988	1	71	1	96
愛媛	1,490	11	18	0	1,483	3	1,356	0	121	3	167
高知	768	3	17	0	754	3	698	0	51	2	101
					0						
					0						
					0						
					0						
					0						
					0						
管内計	4,300	36	62	5	4,269	22	3,940	1	297	9	440

1-2 整備主任者

運輸支局等	前年度末 現在数	新規 選任数	辞任数	今年度末 現在数	変更 届出数
徳島	1,753	216	202	1,767	276
香川	2,388	313	324	2,377	424
愛媛	2,953	298	312	2,939	430
高知	1,533	97	115	1,515	62
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
管内計	8,627	924	953	8,598	1,192

注:新規選任数には、整備主任者の増員及び事業者自ら整備主任者となる場合も含む。

1-3 監査及び処分

運輸支局等	監査件数	聴聞件数	処 分 件 数		
			取 消 ()	事業停止	改善命令 文書警告
徳島	8	4	5 (5)	0	0 3
香川	4	0	0 ()	0	0 4
愛媛	4	0	0 ()	0	0 4
高知	3	0	0 ()	0	0 1
管内計	19	4	5 (5)	0	0 12

注:「取消」欄中の()内は、所在不明による取り消し件数(内数)。

2. 指定自動車整備事業関係業務量報告(平成30年度)

2-1 指定

運輸支局等	前年度末工場数	新規指定工場数		指定取消数	今年度末工場数	業務範囲の限定				今年度末工場数の内訳				変更届出数	申請手数料納付額(千円)					
		うち、4人の工場数				ガソリン	ジーゼル	軽油	ガソリン除	一部共用	全部共用	兼任検査員のみの事業場	協同組合			協業組合	農協			
		()	()																	
徳島	310	6	(0)	4	(0)	3	0	313	5	0	9	0	13	14	1	2	2	1	48	174
香川	401	4	(0)	3	(0)	1	0	404	8	1	8	0	27	8	0	5	3	0	68	116
愛媛	535	6	(2)	4	(2)	7	0	534	0	0	16	1	5	6	0	2	7	5	126	174
高知	251	8	(8)	5	(5)	12	0	247	1	0	8	0	0	5	14	0	2	5	37	232
								0												0
								0												0
								0												0
								0												0
								0												0
管内計	1,497	24	(10)	16	(7)	23	0	1,498	14	1	41	1	45	33	15	9	14	11	279	696

注1: 新規指定工場数欄の()内は、廃止新規件数(内数)。
 注2: 「指定取消数」には、所在不明による認証取消の結果、指定の効力が失われたものを含む。
 注3: 業務範囲の限定等の欄において、「ガソリン」とはガソリン自動車のみを行う事業場、「軽油除」とは、軽油を燃料とする自動車を除く業務を行う事業場、「ガソリン除」とはガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車を除く業務を行う事業場、「一部共用」とは、検査機器等の一部を他の指定工場等と共用している事業場をいう。
 注4: 特定指定工場のうち、「一部共用」とは、検査機器等と共用している事業場をいう。
 注5: 「今年度末工場数の内訳」の「兼任検査員のみの事業場」欄は、同一事業者の事業場であって、他の事業場の自動車検査員が兼務している事業場数(当該事業場専任の検査員が1人でもいる事業場を除く。)

2-2 自動車検査員

運輸支局等	前年度末現在数	新規選任数	辞任数	今年度末現在数	変更届出数
徳島	851	149	120	880	39
香川	1,326	214	185	1,355	35
愛媛	1,459	163	171	1,451	18
高知	715	87	84	718	14
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
管内計	4,351	613	560	4,404	106

2-3 監査及び処分

運輸支局等	監査件数	聴聞件数	処分件数			
			取消()	交付の停止	是正命令	文書警告
徳島	270	0	0	0	0	1
香川	107	1	0	1	0	2
愛媛	159	1	0	1	0	0
高知	120	0	0	0	0	2
管内計	656	2	0	2	0	5

注: 「取消」欄中の()内は、所在不明による認証取消の結果、指定の効力が失われた件数(内数)

3. 優良自動車整備事業者認定関係業務量報告(平成30年度)

3-1 認定

運輸支局等	前年度 末工場 数	新 規 認 定 数			廃止 届出 数	認定 取消 数	今年 度末 工場 数	今年度末工場数の内訳						変更 届出 数	登録免許 税納付額 (千円)	
		一 種		特 殊 整 備 工 場				一 種	二 種	特 殊 整 備 工 場						
		車一	車二	車一						車二	電装	原動機	タイヤ			計
徳島	19	0	0	0	0	0	18	8	8	1	0	0	0	2	0.0	
香川	47	0	0	0	0	0	47	14	11	5	13	4	0	22	30.0	
愛媛	38	0	0	1	0	0	36	6	14	9	5	2	0	16	0.0	
高知	12	0	0	0	0	0	12	2	5	4	0	1	0	5	0.0	
							0							0		
							0							0		
							0							0		
							0							0		
							0							0		
							0							0		
管内計	116	0	0	1	0	0	113	30	38	19	18	8	0	45	30.0	

注:新規認定数欄の()内は、二種整備工場であって、工員数が4人の工場数(内数)。

3-2 監査及び処分

運輸支局等	監査件数	聴聞件数	処 分 件 数		
			取 消 ()	改善命令	文書警告
徳島	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0
管内計	0	0	0	0	0

注:「取消」欄中の()内は、所在不明による取り消し件数(内数)。

4. 自動車整備事業者数(平成30年度)

4-1 専業事業者

運輸支局等	認 証				指 定				優 良 認 定			
	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末
徳島	810	9	14	805	200	5	2	203	10	0	1	9
香川	821	10	15	816	234	4	1	237	37	0	0	37
愛媛	1,223	9	15	1,217	369	1	4	366	33	1	2	32
高知	619	2	15	606	156	0	0	156	10	0	0	10
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
計	3,473	30	59	3,444	959	10	7	962	90	1	3	88

4-2 ディーラー

運輸支局等	認 証				指 定				優 良 認 定			
	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末
徳島	23	1	1	23	23	0	0	23	7	0	0	7
香川	31	1	2	30	27	0	0	27	12	0	0	12
愛媛	39	2	2	39	31	0	0	31	7	0	0	7
高知	41	1	2	40	26	0	0	26	2	0	0	2
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
計	134	5	7	132	107	0	0	107	28	0	0	28

4-3 自家

運輸支局等	認 証				指 定				優 良 認 定			
	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末
徳島	14	0	0	14	1	0	0	1	2	0	0	2
香川	39	1	0	40	8	0	0	8	0	0	0	0
愛媛	25	0	1	24	12	0	0	12	1	0	0	1
高知	24	0	0	24	3	0	0	3	0	0	0	0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
計	102	1	1	102	24	0	0	24	3	0	0	3

8. 問合せ一覧

四国運輸局 自動車技術安全部 組織のご案内

自動車技術安全部

〒760-0019
香川県高松市サンポート3番33号高松サンポート合同庁舎南館
【FAX】087-802-6787

管理業務調整官

【TEL】087-802-6782

自動車登録手続き等に関する事務

整備・保安課

【TEL】087-802-6783

自動車の整備事業の指導監督に関する業務

技術課

【TEL】087-802-6785

自動車の検査に関する業務

保安・環境調整官

【TEL】087-802-6786

運送事業の安全対策及び自動車の環境対策に関する業務

リコールについての相談窓口、情報提供窓口

○各運輸支局 検査整備保安担当

○四国運輸局 自動車技術安全部 技術課

○自動車の不具合情報ホットライン

フリーダイヤル 0120-744-960(年中無休・24時間)

(オペレータ受付時間 平日9:30~12:00 13:00~17:30)

HP:<http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/index.html>

○国土交通省 自動車局 審査・リコール課

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館

【TEL】03-5253-8111 【FAX】03-5253-1640

運輸支局 組織のご案内

●徳島運輸支局(応神庁舎)

〒771-1156
徳島県徳島市応神町応神産業団地1-1

【輸送・監査部門】

【TEL】088-641-4811
【FAX】088-641-4814

【登録・検査ヘルプデスク】

【TEL】050-5540-2074

【検査整備保安部門】

【TEL】088-641-4813
【FAX】088-641-4820(登録、検査整備保安部門)

●香川運輸支局

〒761-8023
香川県高松市鬼無町字佐藤20-1

【企画観光・輸送・監査部門】

【TEL】087-882-1357
【FAX】087-882-4033

【登録・検査ヘルプデスク】

【TEL】050-5540-2075

【検査整備保安部門】

【TEL】087-882-1355
【FAX】087-882-4041(登録、検査整備保安部門)

●愛媛運輸支局

〒791-1113
愛媛県松山市森松町1070

【輸送・監査部門】

【TEL】089-956-1563
【FAX】089-957-9035

【登録・検査ヘルプデスク】

【TEL】050-5540-2076

【検査整備保安部門】

【TEL】089-956-1561
【FAX】089-969-0556(登録、検査整備保安部門)

●高知運輸支局(大津庁舎)

〒781-5103
高知県高知市大津乙1879-1

【輸送・監査部門】

【TEL】088-866-7311
【FAX】088-866-7310

【登録・検査ヘルプデスク】

【TEL】050-5540-2077

【検査整備保安部門】

【TEL】088-866-7313
【FAX】088-866-7315(登録、検査整備保安部門)

独立行政法人自動車技術総合機構 組織のご案内

●四国検査部

〒761-8023
香川県高松市鬼無町字佐藤20-1
【TEL】087-882-1372
【FAX】087-842-5075

●徳島事務所

〒771-1156
徳島県徳島市応神町応神産業団地1-1
【TEL】088-641-6465
【FAX】088-641-6476

●愛媛事務所

〒791-1113
愛媛県松山市森松町1070
【TEL】089-956-2809
【FAX】089-956-2812

●高知事務所

〒781-5103
高知県高知市大津乙1879-1
【TEL】088-804-5203
【FAX】088-804-5245

軽自動車検査協会 組織のご案内

●香川主管事務所

〒769-0103
香川県高松市国分寺町福家甲1258-18
【TEL】050-3816-3122
【FAX】087-870-6596

●徳島事務所

〒771-1156
徳島県徳島市応神町応神産業団地1-3
【TEL】050-3816-3123
【FAX】088-683-3646

●愛媛事務所

〒791-1112
愛媛県松山市南高井町1814-2
【TEL】050-3816-3124
【FAX】089-905-9782

●高知事務所

〒781-0270
高知県高知市長浜3106-2
【TEL】050-3816-3125
【FAX】088-837-9762

国土交通省以外のお問い合わせ先等

●公益財団法人 自動車製造物責任相談センター

〒100-0011
東京都千代田区内幸町2丁目2-3日比谷国際ビル18階
○フリーダイヤル 0120-028-222
○【FAX】03-3502-0286
9時30分～12時、13時～17時(土、日、祝日を除く)

●香川県消費生活センター

〒760-8570
香川県高松市番町四丁目1番10(県庁東館2階)
○【TEL】087-832-3790
○【FAX】087-861-3291
○相談専用電話087-833-0999
(平日 8時30分～17時)

●徳島県消費者情報センター

〒770-0851
徳島県徳島市徳島町城内2番地1 とくぎんトモニプラザ(徳島県青少年センター)5階
○【TEL】088-623-0110
○【FAX】088-623-0174
平日(水曜日を除く)9時～18時、土曜日・日曜日9時～16時
休所日:水曜日・祝日・年末年始

●愛媛県消費生活センター

〒791-8014
愛媛県松山市山越町450番地(愛媛県男女共同参画センター1階)
○【TEL】089-926-2603
○【FAX】089-946-5539
○相談専用電話089-925-3700
平日(水曜日を除く)9時～17時、水曜日9時～19時
土・日、祝日、年末年始は休み

●高知県消費生活センター

〒780-0935
高知県高知市旭町3丁目115番 こうち男女共同参画センター ソーレ2階
○【TEL】088-824-0999
○【FAX】088-822-5619
相談電話:日～金曜日9時～16時45分
土曜日・祝日・年末年始は休み

主なメーカーお客様相談窓口一覧

●いすゞ自動車(株)	【TEL】0120-119-113
●スズキ(株)	【TEL】0120-402-253
●ダイハツ工業(株)	【TEL】0800-500-0182
●トヨタ自動車(株)	【TEL】0800-700-7700
●日産自動車(株)	【TEL】0120-315-232
●UDトラックス(株)	【TEL】0120-67-2301
●日野自動車(株)	【TEL】0120-106-558
●(株)SUBARU	【TEL】0120-052-215
●本田技研工業(株)	【TEL】0120-112-010(クルマ) 【TEL】0120-086-819(バイク)
●マツダ(株)	【TEL】0120-386-919
●三菱自動車工業(株)	【TEL】0120-324-860
●三菱ふそうトラック・バス(株)	【TEL】0120-324-230
●(株)カワサキモーターズジャパン	【TEL】0120-400-819
●ヤマハ発動機(株)	【TEL】0120-090-819

その他

●日本自動車輸入組合

〒105-0014
東京都港区芝3-1-15 芝ポートビル5階
【TEL】03-5765-6811

9. 定期点検の間隔及び自動車検査証の有効期間に関する整理表

平成19年4月

対象車種	点検区分等	定期点検の間隔					検査証の有効期間		備考(主な車種など)	
		3(別表3) ヵ月	3(別表4) ヵ月	6(別表5) ヵ月	1(別表6) 年	1(別表7) 年	初回	2回目以降		
運送事業用	旅客	普通・小型	○					1年	←	バス、タクシー、ハイヤー
		軽	○					2年	←	福祉タクシー
	貨物	車両総重量8t以上	○					1年	←	貨物運送業者のトラック(三輪車を含む)
		車両総重量8t以上トレーラ		○				1年	←	
		車両総重量8t未満	○					2年	1年	
		車両総重量8t未満トレーラ		○				2年	1年	
	霊柩	通常タイプ	○			●		2年	←	霊柩車
		定員11名以上	○					1年	←	霊柩車バス形状
レンタカー	貨物	車両総重量8t以上	○					1年	←	トラック(三輪車を含む)
		車両総重量8t以上トレーラ		○				1年	←	
		車両総重量8t未満	○					2年	1年	
		車両総重量8t未満トレーラ		○				2年	1年	
	乗用	定員11名以上	○					1年	←	マイクロバス
		幼児専用車	○					1年	←	園児送迎車
		普通・小型			○			2年	1年	マイカー型
		軽			○			2年	←	
	二輪	三輪	○					2年	1年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む) 125cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
		小型			○			2年	1年	
	特種	検査対象外軽自動車			○			無	←	キャンピング車
		普通・小型	○					2年	1年	タンク車、冷凍冷蔵車
		車両総重量8t以上	○					1年	←	
		車両総重量8t以上トレーラ		○				1年	←	
	車両総重量8t未満	○					2年	1年		
	大特	車両総重量8t未満トレーラ		○				2年	1年	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
		軽			○			2年	←	
		車両総重量8t以上	○					2年	1年	
		車両総重量8t未満	○					2年	1年	
		車両総重量8t以上トレーラ		○				1年	←	
車両総重量8t未満		○					2年	1年		
車両総重量8t未満トレーラ			○				2年	1年		
検査対象外軽自動車		○					無	←	そり付、カタピラ付軽自動車	
自家用自動車	貨物	車両総重量8t以上	○					1年	←	トラック(三輪車を含む)
		車両総重量8t以上トレーラ		○				1年	←	
		車両総重量8t未満			○			2年	1年	
		車両総重量8t未満トレーラ			○			2年	1年	
	乗用	定員11名以上	○					1年	←	マイクロバス
		幼児専用車			○			1年	←	園児送迎車(大人換算10名以下)
		普通・小型				●		3年	2年	一般の乗用車(マイカー)
		軽				●		3年	2年	
	二輪	三輪			○			2年	←	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む) 125cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
		小型					●	3年	2年	
	特種	検査対象外軽自動車					●	無	←	キャンピング車、教習車(乗用)、消防車
		普通・小型	○注1		○注2			2年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ボート・トレーラ、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
		車両総重量8t以上	○					1年	←	
		車両総重量8t以上トレーラ		○				1年	←	
	車両総重量8t未満			○			2年	1年		
	大特	車両総重量8t未満トレーラ			○			2年	1年	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
		軽				●		2年	←	
		車両総重量8t以上	○					2年	←	
		車両総重量8t未満	○		○			2年	←	
		車両総重量8t以上トレーラ		○				1年	←	
車両総重量8t未満				○			2年	1年		
車両総重量8t未満トレーラ				○			2年	1年		
検査対象外軽自動車				○			無	←	そり付、カタピラ付軽自動車	

※1. 点検整備記録簿の保存期間は ●印：2年 ○印：1年 注1 車両総重量8t以上 注2 車両総重量8t未満